

令和 7 年 4 月 1 日

三重県県土整備部技術管理課

次期三重県公共工事設計積算システムにかかる情報提供依頼（RFI）第 3 回

三重県では、昭和 58 年度より三重県公共工事設計積算システム（以下「積算システム」という。）を運用しており、平成 28 年 4 月からは県内全 29 市町及び四日市港管理組合、並びにその他 3 団体と共同利用を行っています。

現行積算システムは令和 8 年 9 月末で運用期限を迎えることから、積算システムの改善を含めた次期積算システムの検討を進めているところです。

つきましては、これまでに積算システムを導入した事例や先進的な事例等をお持ちの事業者の方から、技術提案及び概算費用見積りにかかる情報提供をいただきたいと考えておりますので、ご提供いただける事業者の方は、別添「三重県公共工事設計積算システムの再構築にかかる提案及び提案内容に対する概算見積依頼書」に基づいて作成のうえ、ご提供していただきますようお願い致します。

記

1. 情報提供依頼内容について

別添「三重県公共工事設計積算システムの再構築にかかる提案及び提案内容に対する概算見積依頼書」を実現するための提案や概算費用についての資料をご提供ください。

2. 提案資料の提出方法について

1) 提出物

- ・ 提案書（【様式 1～4】を含む）（社印を押印した紙媒体） 1 部
- ・ 提案書に対する概算見積書【様式 5】（社印を押印した紙媒体） 1 部
- ・ 上記の電子データを格納した電子媒体（CD-R 又は DVD-R） 1 部

なお、「物理サーバ設置方式」や「アプリケーションサービス利用方式」など複数のシステム方式を提案する場合は、提案ごとにフォルダ分けし、紙媒体に対応する資料一式を格納してください。【様式 1～5】については、PDF ではなく、MS Office 形式のままご提出ください。

2) 提出期限及び提出場所

令和 7 年 5 月 9 日（金）17 時まで

〒514-8570

三重県津市広明町 13 番地

三重県県土整備部技術管理課情報化班 積算システム担当

3) あて先

三重県知事 あて

4) 提出方法

郵送又は持参により提出してください。

なお、持参の場合は「6. 問い合わせ先」まで事前に連絡してください。

3. 提出していただく提案書について

1) 様式

【様式1~4】以外については、様式は特に定めません。A4又はA3サイズ of 用紙にて貴社の任意様式にて提出してください。

2) 提案書記載項目

別添の「三重県公共工事設計積算システムの再構築にかかる提案及び提案内容に対する概算見積依頼書」に基づき、独自の優れたパッケージ、ノウハウ、システム構成等を任意の様式にて可能な限り記載してください。

(記載項目例)

- ① 提案する積算システムの概要・特徴
- ② 提案する積算システムの導入事例・先進事例、導入することによる効果
- ③ 積算システムパッケージの標準機能一覧
- ④ 次期積算システム再構築の狙い（解決したい課題）に対する提案
・・・【様式1】必須
- ⑤ 次期積算システムの機能にかかる提案・・・【様式2】必須
- ⑥ 運用・保守業務（改定時期、改定作業の精度、サービスレベル協定、保守契約期間等）に対する提案
- ⑦ 提案する積算システムの全体構成
(サーバ構成、ソフトウェア構成、処理方式等)
- ⑧ サーバ機器の詳細情報・・・【様式3】物理サーバ設置方式の場合必須
- ⑨ 再構築スケジュール（時期・構築に要する期間等）
- ⑩ 本提案の情報開示の可否・・・【様式4】必須

なお、④⑤⑧⑩については、添付の様式を使用するものとし、必ず提出してください。

4. 提案内容に対する概算見積書について

提案する積算システムについて、概算見積書の提供をお願いします。

- 1) 見積書は【様式5】を使用して作成してください。
- 2) 見積書【様式5】には、あらかじめ考えられる要件・項目が記載されています。

記載されている項目の削除はしないでください。

なお、必要に応じて、項目の追加及び備考欄の記載をしてください。

3) 費用が他の項目に含まれる場合、備考欄にその旨を記載してください。

4) 実現不可能な場合には、金額欄に ×印 を記載してください。

5. 注意事項

1) 本資料による情報提供依頼は、次期積算システムに関する内容や予算を検討するための手段であって、将来の発注や契約を前提としたものではありませんのであらかじめご了承ください。

2) 概算見積依頼書に記載されていない機能をご提案いただく場合は、具体的に目的・効果を記入のうえ、提案書として取りまとめてください。

3) ご提供していただいた情報については、当組織内で使用するものであり、貴社に断りなく他団体への配布等はいたしません。ただし、三重県情報公開条例（平成29年3月28日 条例第3号）で定義する公文書になるため、開示請求があった場合は請求者に対して開示を行います。そのため、企業秘密等に該当し、非開示とする必要がある箇所については【様式4】に記入し、提案書に綴じてください。

4) 提供していただいた本件提案書及び見積書、電子媒体一式につきましては、返却しません。

5) 情報提供書類の作成にかかわる一切の費用については貴社でご負担ください。

6) 本件に係る質問、問い合わせについては、原則として【様式6】に記載のうえ、提出締切の2日前までに電子メールにてお願いします。

7) 提供していただいた情報に関して、後日問い合わせを行う場合があります。

8) 本件に係る県からの全ての情報については、第三者に対して開示又は漏えいしないようお願いします。

6. 問い合わせ先

三重県県土整備部技術管理課情報化班

積算システム担当：渡邊、岡本

住所：〒514-8570 三重県津市広明町13 番地

電話番号：059-224-2208

E メール：cals@pref.mie.lg.jp

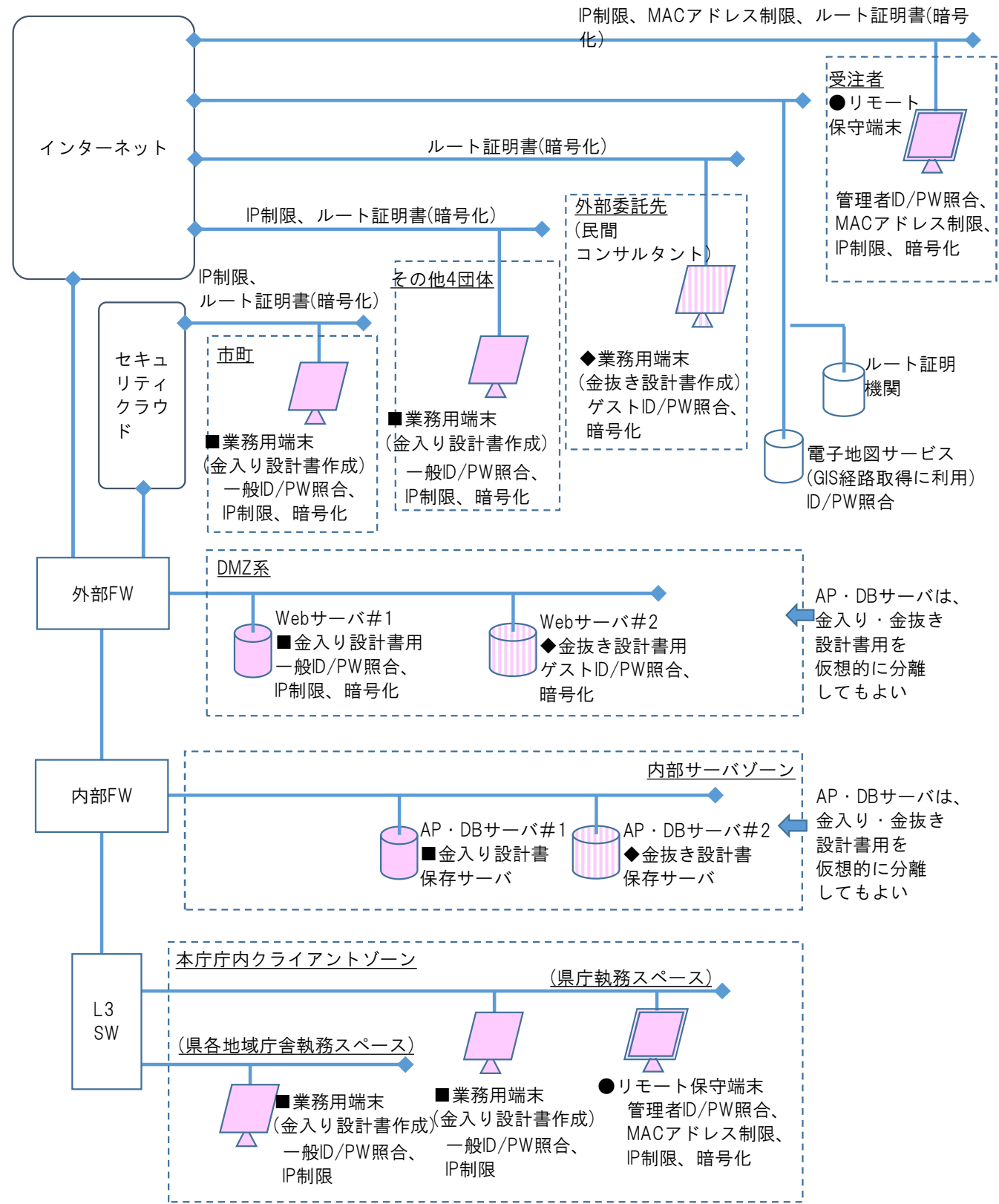
別紙1 積算システムの概要（主要要件）

別紙1

項 目		現行積算システム	次期積算システム（案）
運用期間	自	令和3年10月1日	令和8年10月1日
	至	令和8年9月30日	令和13年9月30日
年間設計書作成本数		県及び共同利用団体：約40000本 （変更設計書含む） 積算業務外部委託：約300本	同左
システム構築方式		独自サーバ方式	独自サーバ方式またはサービス利用提供方式
システム方式		・ Microsoft Windows8.1、10利用 ・ WEBブラウザ利用	・ Microsoft Windows11利用(64bit版)以降 ・ WEBブラウザ利用 ・ 柔軟な操作性とレスポンスを確保すること。 ・ ユーザの負担を低減すること。
ネット ワーク	三重県	三重県行政WAN（独自サーバ方式） （R5.3からLGWAN系からインターネット系に移行しています。）	三重県行政WAN（独自サーバ方式） （R5.3からLGWAN系からインターネット系に移行しています。）
	共同利用 団体	インターネット （仮想デスクトップ含む）	同左
	外部委託団体	インターネット	同左
機能概要	積算機能	①工事 （土木、水道・工水、港湾・水産、 土地改良、森林林業、下水道機 械・電気設備、公営電気） ②機械、電気 （土木機械設備、土地改良施設機 械、土木機械点検設備点検） ③業務委託 （土木・下水道・港湾、水道・工 水、水産、土地改良、森林林業） の各積算基準および独自歩掛 ※JACIC・SCOPE・下水道は標準データ仕様	・ 現行積算システムの機能を継承する。 ・ 不足している機能の拡充・改善を図る。 ・ 国の機関が発表する積算基準の改定につ いて、遅滞なく対応する。
	帳票出力 機能	①金入り設計書 ②金抜き仕様書 ③機労材集計表 ④積算参考資料（三重県独自） 等	・ 現行積算システムの機能を継承する。 ・ 不足している機能の拡充・改善を図る。
	積算支援 機能	①出来高計算 ②スライド計算 ③機労材集計 ④設計書流用機能 ⑤積算基準の参照機能 ⑥工期設定支援システムとの連携 ⑦水替え日数・交通誘導員配置日数の積上 げ支援 ⑧1日未満となる工事の積算支援 ⑨建設廃棄物運搬処分の経済比較 ⑩数量計算システムとの連携 ⑪積算作業の外部委託機能 ⑫事後公表用設計書作成機能 等	・ 現行機能を継承する。 ・ 各種積算支援機能を追加し、積算業務に 要する時間の短縮と違算の防止を図る。
	管理機能	①ユーザ管理 ②設計書管理 ③利用ログ 等	同左
	データ 抽出機能	要	同左
運用時間	積算システム	24時間365時間 バックアップ等のため、夜間は運用停止可能。 （緊急・臨時を除き、3：00～6：00を想定）	同左
	ヘルプデスク	平日9:00～17：00	同左

別紙2 ネットワーク接続環境概要図

機器調達範囲は、Web・AP・DBサーバ及びリモート保守端末とす



■三重県における所属一覧表

令和6年3月31日時点

※公共三部（県土整備部、農林水産部、企業庁）とその他部局が共同利用しています。
 ※下表は三重県における所属の一覧となります、これに加え市町等の共同利用
 団体も利用しています。

別紙3

所属名		備考
部名（システム用） ※本庁においては課名を採用	課名（管理用）	
県土整備部	技術管理課	
県土整備部	公共事業運営課	
県土整備部	建設業課	
県土整備部	県土整備総務課	
県土整備部	公共用地課	
県土整備部	道路建設課	
県土整備部	道路管理課	
県土整備部	道路企画課	
県土整備部	近畿道紀勢線推進プロジェクトチーム	
県土整備部	河川課	
県土整備部	防災砂防課	
県土整備部	港湾・海岸課	
県土整備部	都市政策課	
県土整備部	住宅政策課	
県土整備部	下水道事業課	
県土整備部	施設災害対策課	
県土整備部	建築開発課	
県土整備部	営繕課	
桑名建設事務所		
四日市建設事務所		
鈴鹿建設事務所		
北勢流域下水道事務所		
津建設事務所		
中南勢流域下水道事務所		
松阪建設事務所		
伊勢建設事務所		
志摩建設事務所		
伊賀建設事務所		
尾鷲建設事務所		
熊野建設事務所		
農林水産部	農業基盤整備課	
農林水産部	水産基盤整備課	
農林水産部	みどり共生推進課	
農林水産部	治山林道課	
農林水産部	森林・林業経営課	
水産研究所		
林業研究所		
桑名農政事務所		
四日市農林事務所（農土）		
津農林水産事務所（農・水）		
松阪農林事務所（農土）		
伊勢農林水産事務所（農・水）		
伊賀農林事務所（農土）		
尾鷲農林水産事務所（農・水）		
熊野農林事務所（農土）		
四日市農林事務所（林業）		
津農林水産事務所（林業）		
松阪農林事務所（林業）		
伊勢農林水産事務所（林業）		
伊賀農林事務所（林業）		
尾鷲農林水産事務所（林業）		
熊野農林事務所（林業）		
企業庁	企業総務課	
企業庁	技術管理・機電施設課	
企業庁	電気事業課	
企業庁	水道事業課	
企業庁	工業用水道事業課	
北勢水道事務所		
中勢水道事務所		
南勢水道事務所		
環境生活部	地球温暖化対策課	
環境生活部	大気・水環境課	
防災対策部	災害対策推進課	
教育委員会事務局	埋蔵文化財センター	
子ども・福祉部	子ども・福祉総務課	
地域連携部	水資源・地域プロジェクト課	
出納局	会計支援課	

三重県 計67部局

(参考)市町等共同利用33団体 計110所属

■適用する積算基準書

別紙4

工事関係	適用する積算基準書
建設	・ 積算基準（共通編） ・ 積算基準（道路編） ・ 積算基準（河川編） ・ 積算基準（下水道編） ・ 積算基準（電気通信編） ・ 積算基準（共通編・道路編・河川編）の運用及び参考資料 ・ 公園緑地工事歩掛（運用）
水道・工水	・ 水道事業実務必携 ・ 工業用水道実務必携
港湾・水産	・ 積算基準（港湾関係編） ・ 積算基準（港湾関係編）の運用 ・ 漁港漁場関係工事積算基準
土地改良	・ 土地改良工事積算基準(土木工事)
森林林業	・ 治山林道必携 ・ 三重県治山事業設計基準 ・ 民有林林道事業実施設計書作成基準
下水道機械・電気設備	・ 積算基準（下水道編）
土木機械設備	・ 積算基準（機械編）
土地改良 施設機械	・ 土地改良工事積算基準(機械経費) ・ 土地改良工事積算基準(施設機械)
土木機械設備点検・整備	・ 積算基準（機械編）

委託関係	適用する積算基準書
土木・下水道・港湾委託	・ 積算基準（調査・測量編） ・ 積算基準（計画・設計編） ・ 積算基準（調査・測量・計画・設計編）の参考資料（Ⅰ） ・ 積算基準（調査・測量・計画・設計編）の参考資料（Ⅱ） ・ 漁港漁場関係工事積算基準
水道・工水委託	・ 水道事業実務必携 ・ 工業用水道実務必携
水産委託	・ 漁港漁場関係工事積算基準
土地改良委託	・ 土地改良工事積算基準(調査・測量・設計)
森林林業委託	・ 治山林道必携 調査測量編 ・ 森林整備保全事業（治山事業）の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領の運用 ・ 森林整備保全事業（民有林林道事業）の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領の運用 ・ 三重県治山事業設計基準

■設計書作成区分一覧

別紙5

作成区分	内 容
試算設計	・ 試算用の設計書を作成できます。
査定設計	・ 災害復旧事業にかかる国土交通省同意単価を使用した 災害査定用設計書を作成できます。 ・ 変更設計に対応します。
実施設計	・ 工事発注（実施）用の設計書を作成できます。 ・ 予定価格事後公表の対応として、概算諸経費による積算と 入札完了までの期間、設計書のロック（閲覧変更の禁止） が可能です。 ・ 変更設計に対応します。
変更設計	・ 実施設計書に対し、変更設計書を作成できます。
出来高設計	・ 「建設工事請負契約書の条項」第38条（部分払い）に対応 した、出来高部分払い金額を算出するための設計書を作成 できます。
スライド設計	・ スライド条項適用となった設計書に対して、工事受注者負担 分の金額を控除したスライド額を算出できます。 ※スライド条項とは、「建設工事請負契約書の条項」第26条 第1項から第4項において定められたものを指します。 ※同一設計書で複数回実施する場合にも対応できます。

4. 積算システム対応表

別紙6

	工事箇所	一般材料		生コン		石材	
		地区 コード	地区名称	地区 コード	地区名称	地区 コード	地区名称
北勢	桑名市	A00	A00：桑名	A01	A01：桑名	A01 A02	A01：桑名 A02：桑名／小型2 t～4 t
	木曽岬町			A02	A02：桑名／小型4 t		
	いなべ市			A03	A03：いなべ・四日市	B01 B02	B01：四日市 B02：四日市／小型2 t～4 t
	東員町			A04	A04：いなべ・四日市／小型4 t		
	四日市市	B00	B00：四日市	B01	B01：いなべ・四日市	B01 B02	B01：四日市 B02：四日市／小型2 t～4 t
	菰野町			B02	B02：いなべ・四日市／小型4 t		
	朝日町						
	川越町	C00	C00：鈴鹿	C01	C01：鈴鹿	C01	C01：鈴鹿
	鈴鹿市			C02	C02：鈴鹿／小型4 t	C02	C02：鈴鹿／小型2 t～4 t
	亀山市						
津	津市（旧津市）	D00	D00：津	D01	D01：津・久居	D01 D02	D01：津 D02：津／小型2 t～4 t
	津市（旧河芸町）			D02	D02：津・久居／小型4 t		
	津市（旧芸濃町）						
	津市（旧美里村）						
	津市（旧安濃町）	E00	E00：久居1	E01	E01：津・久居	E01 E02	E01：久居1 E02：久居1／小型2 t～4 t
	津市（旧久居市）			E03	E03：津・久居／小型4 t		
	津市（旧香良洲町）			E02	E02：白山・美杉北		
	津市（旧一志町）			E04	E04：白山・美杉北／小型4 t		
松阪	津市（旧白山町）	F00	F00：久居2	F01	F01：美杉南	F01 F02	F01：久居2 F02：久居2／小型2 t～4 t
	津市（旧美杉村（南部））			F03	F03：美杉南／小型4 t		
	津市（旧美杉村（北部））			F02	F02：白山・美杉北		
				F04	F04：白山・美杉北／小型4 t		
	松阪市	G00	G00：松阪1	G01	G01：松阪A	G01 G02	G01：松阪1 G02：松阪1／小型2 t～4 t
	多気町（旧多気町）			G03	G03：松阪A／小型4 t		
	明和町			G02	G02：松阪B		
	多気町（旧勢和村）			G04	G04：松阪B／小型4 t		
	松阪市飯南町	H00	H00：松阪2	H01	H01：松阪B	H01 H02	H01：松阪2 H02：松阪2／小型2 t～4 t
	大台町（旧大台町）			H03	H03：松阪B／小型4 t		
				H02	H02：大台・大宮東		
	松阪市飯高町	I00	I00：松阪3	H04	H04：大台・大宮東／小型4 t		
松阪	松阪市飯高町	I00	I00：松阪3	I01	I01：松阪C	I01	I01：松阪3
	大台町（旧宮川村（東部））	J00	J00：松阪4	I02	I02：松阪C／小型4 t	I02	I02：松阪3／小型2 t～4 t
	大台町（旧宮川村（西部））	K00	K00：松阪5	J01	J01：松阪D	J01	J01：松阪4
	松阪市（旧嬉野町）	L00	L00：松阪6	J02	J02：松阪D／小型4 t	J02	J02：松阪4／小型2 t～4 t
	松阪市（旧三雲町）			K01	K01：松阪E	K01	K01：松阪5
				K02	K02：松阪E／小型4 t	K02	K02：松阪5／小型2 t～4 t
				L01	L01：松阪F	L01	L01：松阪6
				L02	L02：松阪F／小型4 t	L02	L02：松阪6／小型2 t～4 t
南勢志摩	伊勢市	M00	M00：伊勢1	M01	M01：伊勢A	M01 M02	M01：伊勢1 M02：伊勢1／小型2 t～4 t
	玉城町			M02	M02：伊勢A／小型4 t		
	伊勢市（旧二見町）						
	伊勢市（旧小俣町）						
	伊勢市（旧御園村）	N00	N00：伊勢2	N01	N01：伊勢B	N01 N02	N01：伊勢2 N03：伊勢2／小型2 t～4 t
	大紀町（旧大宮町（西部））			N03	N03：伊勢B／小型4 t		
	大紀町（旧紀勢町（北部））			N02	N02：大台・大宮東		
	大紀町（旧大内山村）			N04	N04：大台・大宮東／小型4 t		
	大紀町（旧大宮町（東部））	O00	O00：伊勢3	O01	O01：伊勢C	O01 O02	O01：伊勢3 O02：伊勢3／小型2 t～4 t
	大紀町（旧紀勢町（錦））			O02	O02：伊勢C／小型4 t		
	南伊勢町（旧南島町）	P00	P00：伊勢4	P01	P01：伊勢C	P01	P01：伊勢4
	南伊勢町（旧南勢町）	Q00	Q00：伊勢5	P02	P02：伊勢C／小型4 t	P02	P02：伊勢4／小型2 t～4 t
	度会町	R00	R00：伊勢6	Q01	Q01：伊勢D	Q01	Q01：伊勢5
	鳥羽市（本土）	S00	S00：志摩1	Q02	Q02：伊勢D／小型4 t	Q02	Q02：伊勢5／小型2 t～4 t
	鳥羽市（答志島、菅島、坂手島）	T00	T00：志摩2	R01	R01：伊勢E	R01	R01：伊勢6
	鳥羽市（神島）	U00	U00：志摩3	R02	R02：伊勢E／小型4 t	R02	R02：伊勢6／小型2 t～4 t
	志摩市	V00	V00：志摩4	S01	S01：志摩A	S01	S01：志摩1
				S02	S02：志摩A／小型4 t	S02	S02：志摩1／小型2 t～4 t
伊賀	名張市	W00	W00：伊賀	T01	T01：志摩B	T01	T01：志摩2
	伊賀市			T02	T02：志摩B／小型4 t	T02	T02：志摩2／小型2 t～4 t
紀北	紀北町（旧紀伊長島町）	X00	X00：紀北1	U01	U01：志摩B	U01	U01：志摩3
	紀北町（旧海山町）	Y00	Y00：紀北2	U02	U02：志摩B／小型4 t	U02	U02：志摩3／小型2 t～4 t
	尾鷲市（東部・西部・北部）	Z00	Z00：紀北3	V01	V01：志摩A	V01	V01：志摩4
	尾鷲市（南部）			V02	V02：志摩A／小型4 t	V02	V02：志摩4／小型2 t～4 t
紀南	熊野市（南部）	ZA0	ZA0：紀南1	W01	W01：伊賀	W01 W02	W01：伊賀 W02：伊賀／小型2 t～4 t
	御浜町（西部・北部）			W02	W02：伊賀／小型4 t		
	熊野市（東部・西部・北部）	ZB0	ZB0：紀南2	ZB1	ZB1：紀南B	ZB1 ZB2	ZB1：紀南2 ZB2：紀南2／小型2 t～4 t
	熊野市紀和町			ZB3	ZB3：紀南B／小型4 t		
	御浜町（東部・南部）			ZB2	ZB2：紀南C		
	紀宝町	ZC0	ZC0：紀南3	ZB4	ZB4：紀南C／小型4 t		
				ZC1	ZC1：紀南A	ZC1	ZC1：紀南3
				ZC2	ZC2：紀南A／小型4 t	ZC2	ZC2：紀南3／小型2 t～4 t

■積算基準データ数（令和6年7月1日年版）

別紙 7

番号	発行元	基準書名	施工単価 コード数	運転単価 コード数	改訂時期
1	三重県県土整備部	積算基準（総則）	68	1,799	7月1日
2	三重県県土整備部	積算基準（共通編）	673		7月1日
3	三重県県土整備部	積算基準（道路編）	714		7月1日
4	三重県県土整備部	積算基準（河川編）	195		7月1日
5	三重県県土整備部	積算基準（港湾関係編）	416	5,185	7月1日
6		積算基準（港湾関係編）（SCOPE掲載以外）	40		7月1日
7	三重県県土整備部	積算基準（下水道編）	476	56	7月1日
8		積算基準（下水道機械）	149		7月1日
9		積算基準（下水道委託）	6043		11月1日
10	三重県県土整備部	積算基準（電気通信編）	616		7月1日
11		積算基準（公園）	55		7月1日
12		積算基準（機械編）	1717		7月1日
13		土木独自	86		7月1日
14		委託独自	47		11月1日
15	三重県県土整備部	積算基準（測量業務）	327		11月1日
16		積算基準（地質調査業務）	144		11月1日
17		積算基準（調査計画業務）	142		11月1日
18		積算基準（土木設計業務）	1065		11月1日
19		積算基準（港湾委託業務）	335		11月1日
20		積算基準（港湾委託業務）SCOPE掲載以外	17		11月1日
21		積算基準（用地）	463		11月1日
22		用地独自	5		11月1日
23	農林水産省・ （一社）農業農村整備 情報センター発行	土地改良工事積算基準(土木工事)	383	297	7月1日
24	農林水産省・ （一社）農業農村整備 情報センター発行	土地改良工事積算基準(機械経費)及び 土地改良工事積算基準(施設機械)	231		7月1日
25	農林水産省・ （一社）農業農村整備 情報センター発行	土地改良工事積算基準 (調査・測量・設計)	3241	—	7月1日
26		土地改良独自	55		
27		土地改良独自委託	1		
28	（一社）日本治山治水協会 日本林道協会	治山林道必携	745	483	7月1日
29	（一社）日本治山治水協会 日本林道協会	治山林道必携 調査測量設計編	1294	—	11月1日
30	三重県	治山林道独自歩掛	155		
31	三重県	治山委託独自歩掛	77		

■積算基準データ数（令和6年7月1日年版）

別紙 7

番号	発行元	基準書名	施工単価 コード数	運転単価 コード数	改訂時期
32	厚生労働省・ 全国簡易水道協議会発行	水道施設整備費に係る歩掛表 （水道事業実務必携）	274		7月1日
33		水道委託	461		
34		土木工事標準単価及び市場単価	126		
計			20,836	7,820	

■単価データ数（令和6年7月1日年版）

番号	発行元	基準書名	コード数	改訂時期
1	三重県県土整備部	設計単価表	12,754	毎月
2	国土交通省・ （一社）日本建設 機械化協会発行	建設機械等損料算定表 （建設機械等損料表）	1,643	7月1日
3	標準独自単価		1,463	7月1日
4	土木独自単価		61	
5	港湾独自単価		7	7月1日
6	土地改良独自単価		86	7月1日
7	治山・林業独自単価		1,299	7月1日
8	独自機械損料		6	
9	名称のみ単価		13,465	7月1日
10	災害査定用単価		195	5月1日
11	水道独自		9	
12	市町独自単価		21,188	随時
計			52,176	

機能一覧表

- ・必須項目については、本業務において必ず実現すること。
- ・任意項目については、可能な限り実現すること。
- ・機能要件については、極力、標準パッケージ機能を使用するものとし、代替機能により対応できる場合、発注者との協議により変更可能とする。
- ・各機能は、記載している利用権限を含め上位に位置する利用権限において使用可能であること。
- ・利用権限は資料8に基づく。なお、利用権限が「システム管理者」である機能は、発注者指示に基づく受注者一括管理での対応も可能とする。

別紙8

機能区分	大項目	中項目	小項目	項番	機能要件	利用権限	備考	実現
共通	画面表示	表示制御	表示制御	1	入力可能文字数内で直接入力した文字等は、画面上で全て表示できること。	ゲスト	表示領域が変更できない箇所については、ツールチップ等で表示してよい。	必須
				2	メニュー画面及び設計書作成メイン画面において、ウインドウサイズを任意の大きさにできること。	ゲスト		必須
			処理中表示	3	処理に時間を要する作業では、処理中であることがわかるよう進捗状況を表示すること。	ゲスト		必須
	操作	入力	文字等入力	4	左からの横書き入力とする。 漢字が使用できること。 漢字を使用する場合、カナ、英数字、記号は全角半角混在して使用できること。	ゲスト		必須
			自動全角半角制御	5	入力時には、数値欄は半角入力固定、テキスト欄は全角漢字入力設定に制御すること。	ゲスト		必須
			テキストデータの複写、貼付（コピー＆ペースト）	6	表示されるテキストデータについては、クリップボードに複写し、WORD、EXCEL等に対して貼付ができること。また、クリップボードのテキストデータを入力欄に貼付できること。	ゲスト		必須
		入力機器	キーボード操作	7	主要な連続入力作業は、マウスを利用せずにキーボードで操作できること。（TAB、矢印、ENTERキー等でカーソル移動ができること。）	ゲスト	TABキーは、連続入力すべき順序で項目移動すること。	任意
			マウス操作	8	入力箇所及び各種操作の対象・範囲をマウス操作で指定できること。	ゲスト		必須
				9	マウスのクリック又はダブルクリックで、各種操作の実行、取消（キャンセル）ができること。	ゲスト		必須
				10	複写、切取、削除、貼付等の各種基本操作はマウスで作業できること。	ゲスト		必須
				11	スクロールバー等により表示領域を移動する場合は、マウスホイールでも操作できること。	ゲスト		必須
			ヘルプ	12	改定情報が画面上で参照できること。	ゲスト	URLリンクやボタンからPDFファイルが表示できればよい。	必須
				13	ヘルプデスク電話連絡先が画面上で参照できること。	ゲスト		必須
		マニュアル	利用者向けマニュアル	14	利用者向け詳細マニュアルが画面上で参照できること。	ゲスト	URLリンクやボタンからPDFファイルが表示できればよい。	必須
			団体管理者向けマニュアル	15	団体管理者向けマニュアルが画面上で参照できること。	団体管理者	URLリンクやボタンからPDFファイルが表示できればよい。	必須
利用者認証	利用者認証	画面構成	画面構成	16	画面遷移を最小限とすること。 お知らせ、緊急情報を表示できること。	ゲスト		必須
				17	団体コード（団体名）の表示欄、所属コード（所属名）、の選択欄、利用者コード、パスワードの入力欄を表示すること。	ゲスト		必須
		ログイン	ログイン	18	団体コード（団体名）は固定できること。	ゲスト		必須
				19	所属名を一覧から選択できること。	ゲスト		必須
				20	利用者コード、パスワードをキー入力して指定できること。	ゲスト		必須
				21	入力された団体コード、所属コード、利用者コード、パスワードを、あらかじめ登録された情報と照合し、認証できるときは、利用者のメニュー画面へ遷移すること。認証できないときは、認証エラーを表示したログイン画面へ遷移すること。	ゲスト		必須
				22	利用者が任意のタイミングでパスワードを変更できること。また、設定された有効期限が切れた場合、自動的にパスワード変更画面へ遷移すること。	ゲスト		必須
				23	同一の利用者コードによる同時ログインはできないようにすること。	ゲスト		必須
			ログアウト	24	メニューを終了し、利用者認証画面に遷移できること。	ゲスト	メニュー画面を閉じてよい。	必須
		タイムアウト	タイムアウト	25	ログイン後、操作がされない場合は、予め設定された時間で自動的にログアウト又は切断を行えること。	ゲスト		必須
			データ保持	26	タイムアウトした場合、作成中のデータは保存され、次回ログイン時にはその状態から復帰できること。	ゲスト		必須

機能一覧表

- ・必須項目については、本業務において必ず実現すること。
- ・任意項目については、可能な限り実現すること。
- ・機能要件については、極力、標準パッケージ機能を使用するものとし、代替機能により対応できる場合、発注者との協議により変更可能とする。
- ・各機能は、記載している利用権限を含め上位に位置する利用権限において使用可能であること。
- ・利用権限は資料8に基づく。なお、利用権限が「システム管理者」である機能は、発注者指示に基づく受注者一括管理での対応も可能とする。

別紙8

機能区分	大項目	中項目	小項目	項番	機能要件	利用権限	備考	実現
メニュー	設計書選択	画面構成	画面構成	27	設計書を作成又は修正するためのメニュー画面であり、利用者(本人)が作成した設計書の一覧表示ができること。	ゲスト		必須
			金抜き設計書(積算外部委託)	28	資料6「設計書区分一覧表」のうち、査定設計書の金抜き設計書のみ作成できること。	ゲスト		必須
		設計書番号指定	作成	29	項番28で作成する設計書番号は、以下の項目で構成され、英数字入力又は一覧から選択できること。 1. 和暦年度：2桁(初期値：作成年度) 2. 所属コード：2桁(ログイン情報で固定) 3. 利用者コード：4桁(ログイン情報で固定) 4. 設計書区分コード：1桁 5. 通し番号：3桁(数値入力または自動付番) 6. 変更回数：2桁 7. 諸経費区分コード：2桁	ゲスト	設計書番号は標準例であり、実務に支障がなければ順序等、変更してもよい。	必須
			金抜き仕様	30	単価、金額及び諸経費を非表示とした設計書データを作成できること。	ゲスト		必須
			適用年版指定(設計書全体)	31	設計書全体にかかる適用年版を一覧から選択できること。	ゲスト	基準となる適用日を入力させてもよい。	必須
			設計書流用	32	設計書の新規作成時には、利用者(本人)が作成した既存の設計書を流用できること。	ゲスト		必須
		当初設計書	作成	33	資料6「設計書区分一覧表」のうち、試算設計書、全体設計書、認可設計書、査定設計書、実施設計書の当初設計書を作成し、設計書画面に遷移できること。	一般利用者		必須
			設計書番号指定	34	項番33で作成する設計書番号は、以下の項目で構成され、英数字入力又は一覧から選択できること。 1. 和暦年度：2桁(初期値：作成年度) 2. 所属コード：2桁(ログイン情報で固定) 3. 利用者コード：4桁(ログイン情報で固定) 4. 設計書区分コード：1桁 5. 通し番号：3桁(数値入力または自動付番) 6. 変更回数：2桁 7. 諸経費区分コード：2桁	一般利用者	設計書番号は標準例であり、実務に支障がなければ順序等、変更してもよい。	必須
				35	項番34に加え、同じ所属内の利用者コードを入力し所属内の設計書を指定できること。	所属管理者		必須
				36	項番35に加え、同じ団体内の所属コードを入力し団体内の設計書を指定できること。	団体管理者		必須
			適用年版指定(設計書全体)	37	設計書全体にかかる適用年版を一覧から選択できること。	一般利用者	基準となる適用日を入力させてもよい。	必須
			設計書流用	38	当初設計書の作成時には、見本となる設計書及び利用者(本人)の既存の設計書を流用できること。	一般利用者		必須
		変更設計書	作成	39	保護された当初設計書から変更設計書が作成し、設計書画面に遷移できること。数量を変更した箇所は、変更前後で設計数量、金額が2段表示できること。	一般利用者		必須
				40	変更設計において、工種、歩掛コード、単価コードを追加できること。	一般利用者		必須
				41	9回以上の変更に対応すること。(変更設計書の再変更は、8回以上できること。)	一般利用者		必須
			変更請負金額算出	42	当初請負金額を入力することで、変更請負金額を自動算出できること。 なお、項番79で合併した設計書においては、変更請負金額から各工事の変更請負金相当額を按分計算できること。	一般利用者		必須
			労務単価の変動に係る特例措置	43	著しい労務単価の変動に応じた契約変更の運用(設計単価の改定にかかる特例措置)に対応すること。	一般利用者	新労務単価に修正して変更契約できること。 特例措置年版の新規設計書として複写してもよい。	必須
	出来高設計書	作成		44	当初及び変更設計書から出来高設計書が作成できること。設計数量と出来高数量は2段表示できること。	一般利用者	残工事数量と合わせて3段表示されてもよい。	必須

機能一覧表

- ・必須項目については、本業務において必ず実現すること。
- ・任意項目については、可能な限り実現すること。
- ・機能要件については、極力、標準パッケージ機能を使用するものとし、代替機能により対応できる場合、発注者との協議により変更可能とする。
- ・各機能は、記載している利用権限を含め上位に位置する利用権限において使用可能であること。
- ・利用権限は資料8に基づく。なお、利用権限が「システム管理者」である機能は、発注者指示に基づく受注者一括管理での対応も可能とする。

別紙8

機能区分	大項目	中項目	小項目	項番	機能要件	利用権限	備考	実現
メニュー	設計書選択	スライド設計書	作成	45	出来高設計及びスライド基準日(スライド年版)から、受注者負担割合を考慮した全体スライド額、インフレスライド額の算定ができること。	一般利用者		必須
				46	全体スライド、インフレスライドは、第4回スライドまで対応すること。	一般利用者		必須
			スライド変更	47	スライド設計書作成後に、スライド残工事分について、さらに変更設計ができること。	一般利用者		任意
		単品スライド	積算支援	48	資料6「設計書区分一覧表」スライド設計書について、建設工事請負契約書の条項第25条第5項(単品スライド条項)の積算支援ができること。	一般利用者	EXCEL等で月毎のスライド価格と実勢価格の比較ができればよい。	任意
				49	設計書が保存されているサーバから、項番28で作成した設計書を選択し、設計書作成画面に遷移できること。	ゲスト		必須
		設計書修正	設計書修正	50	設計書が保存されているサーバから、項番28, 33, 39, 44, 45で作成した設計書を読み込み、設計書作成画面に遷移できること。	一般利用者		必須
				51	設計書全体にかかる適用年版を変更できること。	ゲスト		必須
				52	項番64により保護された設計書を閲覧用として設計書作成画面に遷移できること。	一般利用者		必須
		設計書閲覧	設計書閲覧	53	項番28で作成した設計書の帳票出力画面に遷移すること。	ゲスト		必須
				54	項番28, 33, 39, 44, 45で作成した設計書の帳票出力画面に遷移すること。	一般利用者		必須
	設計書管理	画面構成	画面構成	55	利用者(本人)が作成した設計書を一覧表示し、機能ボタンを見やすく配置すること。 一覧には、最低限以下の項目を表示できること。 1. 設計書番号 2. 変更回数 3. 設計書名 4. 現在の処理状況 5. 最終処理日時 6. 保護設定の有無	ゲスト		必須
				56	項番55について、所属の全利用者が作成した設計書を一覧表示できること。	所属管理者		必須
				57	項番55について、団体の全利用者が作成した設計書を一覧表示できること。	団体管理者		必須
				58	設計書一覧は、事業年度ごとに切り替え、設計書番号順に表示できること。	ゲスト		必須
				59	設計書一覧は、最終処理日、工事名称等で検索し、並び替え表示できること。	ゲスト		任意
				60	項番55～57の利用権限内で表示した設計書一覧から、管理対象とする設計書を選択できること。	ゲスト		必須
				61	項番60で指定した設計書を削除できること。	ゲスト		必須
				62	項番60で指定した設計書を、新たな設計書番号を付与して複製できること。	ゲスト		必須
				63	項番60で指定した設計書を、新たな設計書番号を付与して複製できること。 設計書区分は、試算設計書、全体設計書、査定設計書、実施設計書の区分を変更して複製できること。	一般利用者	同一の諸経費区分のみ複製可能。 変更設計書、出来高設計書、スライド設計書が作成されている場合、維持すること。	必須
				64	項番60で選択した設計書を保護設定できること。	一般利用者	設計書の保護領域(フォルダ)への移動でもよい。	必須
				65	項番64で選択した保護済み設計書を保護解除できること。	一般利用者		必須
				66	項番60で選択した設計書をロック設定できること。 ロックとは、施行伺いが決裁された設計書として、設計書の閲覧・複製を含め、入札書受付締切までの間、すべての機能を一時的に制限することをいう。	所属管理者	予定価格事後公表用機能。 設計書のロック領域(フォルダ)への移動でもよい。	必須
				67	項番66でロックした設計書は、項番60で選択し、ロック解除できること。	所属管理者		必須
				68	設計書を、「共有利用者コードの設計書」として複製し所属内全ユーザが見本として共有できること。	一般利用者		必須
				69	見本となる設計書は項番55で利用者(本人)が作成した設計書とあわせて一覧表示し、閲覧・複製ができること。	一般利用者		必須

機能一覧表

- ・必須項目については、本業務において必ず実現すること。
- ・任意項目については、可能な限り実現すること。
- ・機能要件については、極力、標準パッケージ機能を使用するものとし、代替機能により対応できる場合、発注者との協議により変更可能とする。
- ・各機能は、記載している利用権限を含め上位に位置する利用権限において使用可能であること。
- ・利用権限は資料8に基づく。なお、利用権限が「システム管理者」である機能は、発注者指示に基づく受注者一括管理での対応も可能とする。

別紙8

機能区分	大項目	中項目	小項目	項番	機能要件	利用権限	備考	実現
メニュー	設計書管理	管理	外部ファイル保存	70	項番55～57の利用権限内で表示した設計書一覧から指定した設計書をクライアントPCに保存できること。	ゲスト	積算外部委託の成果品となる金抜き設計書データを保存できること。	必須
			外部ファイル復元	71	クライアントPCに保存した設計書を、新たな設計書番号を付与して積算システムに復元できること。	ゲスト	保存復元にあたっては、予定価格事後公表のログ管理を考慮すること。	必須
			他団体、他所属への設計書の送受	72	他団体、他所属の利用者に対して、設計書を送付・受領できること。	ゲスト		必須
				73	項番72について、ゲスト権限に送付する場合、金抜き設計書に変更されること。	ゲスト	積算業務外部委託機能	必須
設計書作成	総括情報	画面構成	画面構成	74	設計書の総括情報(鏡情報)を表示できること。	ゲスト		必須
		設計書鏡	設計書名	75	設計書名を直接、漢字入力できること。	ゲスト		必須
			単価地区	76	材料の単価地区について一覧から指定できること。	ゲスト		必須
				77	一般資材とコンクリート資材を、それぞれ単価地区として指定できること。	ゲスト		任意
			当初請負工事価格	78	当初請負工事価格を入力できること。	一般利用者	変更請負金額の算出に利用する。	必須
		合併情報	合併処理	79	設計書内で工事内容を20件以上に分割し、諸経費を按分計算できること。	ゲスト		必須
				80	項番79について、異なる諸経費体系についても合併できること。	ゲスト		必須
				81	項番79について、委託業務についても合併できること。	ゲスト		任意
				82	分割した工事費に対して、工事価格(減額のみ、千円止めを指定する)を直接入力し、一般管理費等の金額内で一般管理費等を調整できること。	一般利用者		必須
		経費情報	施工箇所が点在する工事の積算	83	複数の工事箇所ごとに共通仮設費・現場管理費を算出し、一般管理費等については全工事箇所の合算値として計算できること。	一般利用者		必須
			諸経費区分	84	資料2「諸経費区分一覧表」に基づき一覧から選択又は直接入力できること。 なお、委託業務については、測量、設計、地質・土質調査、用地調査、工損調査等が1つの設計書内で複数選択し作成できること。	一般利用者		必須
			予定価格事後公表(概算諸経費)	85	予定価格事後公表の対象とした設計書では、利用者に正規工事費を把握させずに「発注ランク」のみ表示するとともに、概算諸経費による概算工事費を表示できること。 「発注ランク」とは、1から5百万円単位に切り捨てた正規諸経費による設計額をいう。	一般利用者	当初設計書の新規作成時に、初期状態で予定価格事後公表の対象としておくこと。 概算工事費の算出方法は別途協議する。	必須
			週休2日制工事の経費補正	86	週休2日制工事にかかる諸経費の補正及び労務単価、機械経費(賃料)、標準単価の補正に一括対応できること。	一般利用者		必須
			熱中症対策及び緊急工事の経費補正	87	熱中症対策補正及び緊急工事補正に対応できること。	一般利用者	労務費・機械経費(賃料)及び諸経費の加算補正ができること。	必須
			契約保証補正額調整	88	査定設計書において、変更設計額に基づく契約保証額を計算できること。	一般利用者		必須
				89	設計単価の改定にかかる特例措置の適用において当初契約の契約保証額を計算できること。	一般利用者		必須
			諸経費調整	90	設計書に対して、目標工事、業務価格(減額のみ、千円止めを指定する)を直接入力し、一般管理費等の範囲内で経費を調整できること。 なお、経費調整可能な条件は以下のとおりとする。 1. 一般管理費がある工事、委託 2. 積算処理が正常に行われた状態の設計書 3. 保護設定していない設計書	一般利用者		必須
				91	工事において、直接工事費、間接工事費、諸経費対象外の金額等を直接入力し、直接入力した金額に基づく諸経費率に基づいて工事費を算出できること。		機械設備工事、電気通信設備工事は除く。	必須

機能一覧表

- ・必須項目については、本業務において必ず実現すること。
- ・任意項目については、可能な限り実現すること。
- ・機能要件については、極力、標準パッケージ機能を使用するものとし、代替機能により対応できる場合、発注者との協議により変更可能とする。
- ・各機能は、記載している利用権限を含め上位に位置する利用権限において使用可能であること。
- ・利用権限は資料8に基づく。なお、利用権限が「システム管理者」である機能は、発注者指示に基づく受注者一括管理での対応も可能とする。

別紙8

機能区分	大項目	中項目	小項目	項番	機能要件	利用権限	備考	実現	
設計書作成	総括情報	経費情報	諸経費調整	92	積算基準(共通編)第4章「随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について」①-1に基づいた経費調整ができること。	一般利用者		必須	
				93	各種諸経費率について、標準のほか、直接入力した値で本工事費(業務費)を算出できること。	一般利用者		必須	
			消費税率	94	消費税率をプルダウンで選択または直接入力できること。	ゲスト		必須	
				95	消費税率の改定に対応できること。 変更設計時には、全体若しくは増分に対して新税率の指定ができること。	ゲスト		任意	
			メイン	画面構成	全体構成	96	設計書を積上げ計上するための主要な画面であり、機能ボタン群、積算大系ツリー、積上げ工種ツリー、ツリー内訳で区分され、それぞれの表示範囲を調整できること。	ゲスト	
	機能ボタン群	97			機能ボタン群とは機能のボタン(アイコン)が配置されている範囲を指す。 機能のボタン(アイコン)は、視認性を考慮して作成するとともに、機能的に配置すること。	ゲスト		必須	
	積算大系ツリー	98			資料3「基準データ等一覧表」の積算大系に基づいて、全ての工種レベル1～4を一覧表示できること。	ゲスト		必須	
	分類ボックス	99			各種積算基準又は設計単価表のページ構成に基づいて各種コードを階層表示できること。 各種コードとは、歩掛コード、単価コード、特殊処理コード及び、各設計書内のみで有効な代価コード、単価コードをいう。	ゲスト	積算大系ツリーと統合されていてもよい。	必須	
	積上げ工種体系ツリー	100			積算大系ツリーのうち、積上げ計上した工種レベル1～4、間接工事費積上げ分、スクラップ評価額を体系ツリー表示できること。	ゲスト		必須	
	ツリー内訳	101			工種体系ツリー内に積上げた各種歩掛、単価について、行番号、コード番号、コード名称、数量、単位、単価、金額、管理費区分が表示できること。	ゲスト	工種体系ツリーが表示されてもよい。 その他、詳細な項目が表示されてもよい。	必須	
		102			変更設計書において、設計数量、変更数量、金額が2段表示できること。	一般利用者		必須	
		103			出来高設計書において、設計数量(変更数量)、出来高数量が2段表示できること。	一般利用者	残工事数量と合わせて3段表示されてもよい。	必須	
		104			スライド設計書において、スライド基準日ごとに数量と単価、金額が多段表示できること。	一般利用者		必須	
		105			当初単価、当初数量、出来高数量及びスライド単価、スライド単価対象(出来高残)数量、スライド後変更数量を多段表示できること。	一般利用者		任意	
		106			各種コードに設計書全体の適用年版と異なる適用年版を設定している場合、着色、エラーリスト等で警告表示できること。	一般利用者		必須	
	入力機器	マウス操作			107	項番7.8で操作対象を指定した後、機能ボタン又はショートカットメニューによりマウスで積算作業ができること。	ゲスト		必須
					108	入力箇所、及び各種操作の対象・範囲をマウス操作で指定できること。	ゲスト		必須
					109	マウスのクリック又はダブルクリックで、各種操作の実行、取消(キャンセル)や計上した各種ツリー及び各種コード各種コードの修正画面への遷移等ができること。	ゲスト		必須
		キーボード操作			110	ショートカットキー(Ctrlキーとの組み合わせ)により、複写、切取、貼付、修正ができること。	ゲスト		任意
	機能ボタン群	積算処理			111	積算処理を実行し、入力漏れ及び条件組合せ誤りのある箇所を積算エラー一覧として表示できること。	ゲスト		必須
					112	資料2「諸経費区分一覧表」の諸経費区分に基づき、資料3「基準データ等一覧表」から本工事費(消費税込額)まで算出できること。	一般利用者		必須
					113	予定価格事後公表の対象とした設計書では、概算諸経費による積算処理を実行すること。	一般利用者	概算工事費の算出方法は別途協議する。	必須
		帳票出力	114	指定した帳票の出力ができること。	ゲスト		必須		

機能一覧表

- ・必須項目については、本業務において必ず実現すること。
- ・任意項目については、可能な限り実現すること。
- ・機能要件については、極力、標準パッケージ機能を使用するものとし、代替機能により対応できる場合、発注者との協議により変更可能とする。
- ・各機能は、記載している利用権限を含め上位に位置する利用権限において使用可能であること。
- ・利用権限は資料8に基づく。なお、利用権限が「システム管理者」である機能は、発注者指示に基づく受注者一括管理での対応も可能とする。

別紙8

機能区分	大項目	中項目	小項目	項番	機能要件	利用権限	備考	実現
設計書作成	メイン	機能ボタン群	保存	115	サーバに設計書を保存できること。	ゲスト		必須
			終了	116	設計書作成画面からメニュー画面に遷移できること。 設計書が前回保存から更新されている場合は、保存又は破棄を選択して終了できること。	ゲスト		必須
				117	項番64で保護設定した設計書は、保存不可とし、終了時には破棄して終了すること。	一般利用者		必須
			削除	118	計上した各種ツリー及び各種コードが操作対象として指定されているとき、対象を削除できること。	ゲスト		必須
			修正	119	計上した各種ツリー及び各種コードが操作対象として指定されているとき、対象を修正できること。	ゲスト		必須
			元に戻す(UNDO)	120	直前の操作を取り消して元の状態に戻せること。	ゲスト	設計書保存を履歴管理し、特定の時点にロールバックしてもよい。	必須
			やり直し(RED0)	121	項番120で取り消した操作を再度、やり直せること。	ゲスト	設計書保存を履歴管理し、特定の時点にロールバックしてもよい。	必須
			検索	122	各種コードをコード種別及び名称・規格・分類でキーワード部分一致検索できること。 カナ数字は全角半角を区別せず検索できること。 検索時には、出典元の職種を明示すること。	ゲスト		必須
				123	項番122について、あいまい検索、AND検索、OR検索ができること。	ゲスト		任意
				124	項番122の検索時に出典根拠情報が閲覧できること。	システム管理者		任意
		積上げ工種体系ツリー	計上	125	項番98の積算大系ツリーから指定した工種レベル1～4を、積算大系に沿ったツリー構成又は任意のツリー構成で積上げ工種体系ツリーに計上できること。	ゲスト		必須
				126	各職種、業務区分に応じて、間接工事費積上げ分を積上げ工種体系ツリーに計上できること。	ゲスト	あらかじめ積上げ工種体系ツリーに計上されてもよい。	必須
				127	各職種、業務区分に応じて、スクラップ評価額を積上げ工種体系ツリーに計上できること。	ゲスト	あらかじめ積上げ工種体系ツリーに計上されてもよい。	必須
			名称変更	128	項番125で計上した工種レベル1～4の名称は直接入力により変更できること。	ゲスト		必須
			削除	129	項番125で計上した工種レベル1～4を削除できること。削除した場合は、配下に計上した各種コードも削除されること。	ゲスト		必須
			複写	130	工種体系ツリーの一部を指定し、同レベルの工種体系ツリーとして複写貼付できること。	ゲスト		必須
			流用	131	他の設計書内で作成した積上げ体系ツリーを複写流用できること。 なお、複写元の適用年版が異なる場合は、一括して複写先の適用年版に変更できること。 他の設計書で作成した代価コード、単価コードについても複写流用できること。	ゲスト	複写先の適用年版に対応する工種体系ツリー又は各種コードが存在しない場合は積算エラーとなって構わない。 代価コード、単価コードが重複する場合は、コード番号の変更(枝番)で対応することを想定している。	必須
				132	項番131について、所属内利用者の全設計書を対象として流用できること。	所属管理者		必須
				133	項番131について、団体内利用者の全設計書を対象として流用できること。	団体管理者		必須
			適用年版設定・解除(積上げ工種体系ツリー)	134	項番125で計上した工種レベル3に対し、配下に計上した各種コードにかかる適用年版を一覧から選択・解除し設定できること。 なお、項番37の適用年版と異なる場合は本項番で設定した適用年版を優先して適用すること。	一般利用者		必須
			管理費区分設定・解除(積上げ工種体系ツリー)	135	項番125～127で、間接工事費等、諸経費対象区分が指定されたものをツリー計上するときは、指定された諸経費対象区分で計上されること。	ゲスト		必須

機能一覧表

- ・必須項目については、本業務において必ず実現すること。
- ・任意項目については、可能な限り実現すること。
- ・機能要件については、極力、標準パッケージ機能を使用するものとし、代替機能により対応できる場合、発注者との協議により変更可能とする。
- ・各機能は、記載している利用権限を含め上位に位置する利用権限において使用可能であること。
- ・利用権限は資料8に基づく。なお、利用権限が「システム管理者」である機能は、発注者指示に基づく受注者一括管理での対応も可能とする。

別紙8

機能区分	大項目	中項目	小項目	項番	機能要件	利用権限	備考	実現
設計書作成	メイン	積上げ工種体系ツリー	管理費区分設定・解除 (積上げ工種体系ツリー)	136	項番125で計上した工種レベル3の管理費区分を一覧から選択し設定・解除できること。 なお、初期設定で管理費区分が設定されている場合においても設定可能とし、その場合には本項番で設定した管理費区分を優先して適用すること。	ゲスト		必須
			労務単価割増設定・解除 (積上げ工種体系ツリー)	137	項番125で計上した工種レベル3の労務単価割増を作業条件一覧から設定・解除できること。	ゲスト		必須
			摘要欄入力・表示	138	摘要欄に直接、テキスト入力・削除でき、設計書作成画面や帳票にテキスト出力できること。	ゲスト		必須
			山地治山土工特殊処理	139	諸経費区分「森林・林業」の工種レベル3の工種体系ツリーに対し、配下に計上された労務歩掛について、普通作業員を山林砂防工に一括で置換できること。	ゲスト	山地治山土工の歩掛コード内で労務歩掛を選択できるよう対応してもよい。	必須
		ツリー内訳 (各種コード)	計上	140	項番99で指定した各種コードを、工種レベル4の内訳として計上できること。	ゲスト		必須
				141	項番122で検索した各種コードを、工種レベル4の内訳として計上できること。	ゲスト		必須
				142	コード番号を直接入力して、各種コードを工種レベル4の内訳として計上できること。	ゲスト		必須
			数量入力	143	計上した各種コードの数量欄に、直接、数値入力できること。	ゲスト		必須
			逐次積算	144	計上した各種コードの数量、単価、金額が逐次計算されること。	一般利用者		必須
			修正	145	計上した各種コードを選択し、修正できること。	ゲスト		必須
			削除	146	計上した各種コードを選択し、削除できること。	ゲスト		必須
			複数指定削除	147	計上した各種コードを複数選択し、削除できること。	ゲスト		任意
			複写	148	内訳に計上した各種コードの一部を指定し、他の内訳へ複写貼付できること。	ゲスト		必須
	各種コード明細	画面構成	画面構成	149	項番134で計上した各種コードの内容を確認、修正する画面であり、名称、数量、規格、摘要、適用年版、資源区分、労務単価割増、管理費区分、端数調整が確認できること。	ゲスト	資源区分は、資料2に示す機材材種別をいう。	必須
				150	計上したコードの名称を直接、漢字入力して変更できること。	ゲスト		必須
		明細	数量入力	151	単価明細画面の数量欄に直接、数値入力することにより数量を計上できること。	ゲスト		必須
			規格欄変更	152	計上した各種コードの規格欄を直接、漢字入力して変更できること。	ゲスト		必須
			摘要欄入力・表示	153	各種コードの摘要欄に直接、漢字入力でき、画面上や印刷帳票に出力できること。	ゲスト		必須
			非表示設定	154	名称、規格、数量、適用欄は、金抜き仕様書で表示・非表示を設定できること。 なお、単価コードに初期設定されている場合は、本項番で設定した方が優先されること。	ゲスト	予め定められた記号で文字を囲むことで非表示とする等。	必須
			適用年版設定・解除	155	計上したコードの適用年版を設定できること。 なお、項番31, 134の適用年版と異なる場合は、本項番で設定した適用年版を優先する。	一般利用者		必須
			資源区分設定・解除	156	資料2「諸経費区分一覧表」の諸経費区分一覧に基づく資源区分を設定できること。	ゲスト		必須
			各種コード明細	157	計上したコードに、労務割増の一覧選択又は割増率の直接入力により労務費の割増を設定できること。 設定することで、配下に計上された労務単価コードに対して、単価値の割増がされること。 なお、項番137で工種レベル3の労務単価費割増が設定されている場合においては、本項番で設定した方が優先されること。	ゲスト	労務割増は一覧から ・夜間作業(1.5倍) ・昼夜2交替作業 ・10時間作業 等、標準的な労働時間割増が選択できること。	必須

機能一覧表

- ・必須項目については、本業務において必ず実現すること。
- ・任意項目については、可能な限り実現すること。
- ・機能要件については、極力、標準パッケージ機能を使用するものとし、代替機能により対応できる場合、発注者との協議により変更可能とする。
- ・各機能は、記載している利用権限を含め上位に位置する利用権限において使用可能であること。
- ・利用権限は資料8に基づく。なお、利用権限が「システム管理者」である機能は、発注者指示に基づく受注者一括管理での対応も可能とする。

別紙8

機能区分	大項目	中項目	小項目	項番	機能要件	利用権限	備考	実現
設計書作成	各種コード明細	明細	各種コード明細	158	設計単価表1(2)「夜間及び時間外にわたる工事の設計労務単価について」に基づき、交代数や労働時間を詳細に設定し、労務費の割増率の算出ができること。	ゲスト	休日に13時から24時まで10時間の労働を行い、うち2時間が深夜の時間帯の場合などで割増率を算出できること。	任意
			管理費区分設定・解除	159	各種コードに管理費区分を一覧から選択し設定・解除できること。 なお、項番135、136で管理費区分が設定されている場合においても設定可能とし、その場合には本項番で設定した方が優先されること。	ゲスト		必須
			端数調整設定・解除	160	各種コードに、端数調整の設定ができること。 端数調整は、 1. 有効桁数(有効数字)、 表示桁数(小数点第n位) 2. 四捨五入、切上げ、切捨て の各種を組み合わせて設定できること。	ゲスト		必須
		歩掛条件	条件選択	161	各種歩掛で設定すべき条件を選択できること。	ゲスト		必須
			組合せ警告	162	条件選択時に、組合せ間違いが発生しないよう選択肢を絞込み表示するとともに、入力漏れ又は組合せ誤りがあった場合、警告表示し、条件選択処理を確定させないようにすること。 警告表示には、重要度を設定すること。	ゲスト		必須
			備考欄	163	条件の標準数量や、入力にあたって参考となる事柄をテキスト表示できること。	ゲスト		必須
			違算検知機能	164	条件選択時に、過去事例や標準設計から大幅に逸脱した条件を指定した場合に、違算の可能性が高いことを検知し、警告表示すること。	ゲスト		任意
			帳票形式確認	165	条件選択した歩掛内訳を帳票形式で表示し、印刷(PDF出力)できること。	ゲスト		任意
	代価コード	画面構成	画面構成	166	作成した代価コードを一覧表示する画面であり、名称、規格、単位、単価、適用年版、端数調整を表示できること。	ゲスト	代価コードとは、内訳として各種コードを複数登録した、各設計書内でのみ有効な歩掛コードを指す。	必須
				167	選択した代価コードの内訳を表示できること。	ゲスト		必須
			作成	168	各設計書内でのみ有効な、代価コードの作成ができること。 以下に示す項目を直接入力もしくは一覧から選択し設定できること。 1. 代価コード番号 (自動付番、変更可能) 2. 名称(漢字入力) 3. 規格(漢字入力) 4. 単位(一覧選択、漢字入力) 5. 単位数量(割返し数量を数値入力) 6. 適用年版(一覧選択) 7. 端数調整	ゲスト		必須
		作成	修正	169	作成した代価コードを修正できること。	ゲスト		必須
			削除	170	作成した代価コードを削除できること。 代価コードがツリー内訳に計上されている場合、実行・取消の確認メッセージを表示し、削除実行時にはツリー内訳に計上されている代価コードも削除されること。	ゲスト		必須
			複数指定削除	171	項番170について、作成した代価コードを複数指定し一括して削除できること。	ゲスト		任意
			複写	172	作成した代価コードを指定し、他の代価コード番号として複写できること。	ゲスト		必須
			歩掛コード流用	173	条件を設定した歩掛コードから流用して代価を作成できること。 複写することで、条件選択した結果の名称・規格及び計上される各種コード、摘要欄への入力内容が反映されること。	ゲスト		必須
			代価コード流用	174	他の設計書内で作成した代価コードを複写流用できること。 なお、複写流用時には、摘要欄に入力された情報も複写できること。	ゲスト		必須

機能一覧表

別紙8

- ・必須項目については、本業務において必ず実現すること。
- ・任意項目については、可能な限り実現すること。
- ・機能要件については、極力、標準パッケージ機能を使用するものとし、代替機能により対応できる場合、発注者との協議により変更可能とする。
- ・各機能は、記載している利用権限を含め上位に位置する利用権限において使用可能であること。
- ・利用権限は資料8に基づく。なお、利用権限が「システム管理者」である機能は、発注者指示に基づく受注者一括管理での対応も可能とする。

機能区分	大項目	中項目	小項目	項番	機能要件	利用権限	備考	実現
設計書作成	代価コード	作成	代価コード流用	175	項番174について、所属内利用者の全設計書を対象として流用できること。	所属管理者		必須
				176	項番174について、団体内利用者の全設計書を対象として流用できること。	団体管理者		必須
			非表示設定	177	規格のうち、使用機械の規格等、指定した部分を、金抜き仕様書で非表示として設定できること。	ゲスト	予め定められた記号で文字を囲むことで機械の機種規格等を非表示とする。	必須
				178	金抜き仕様書への代価コード計上数量の表示・非表示を設定できること。	ゲスト		必須
		代価内訳(各種コード)	計上	179	項番99で指定した各種コードを、作成した代価コードの内訳として計上できること。	ゲスト		必須
				180	項番122で検索した各種コードを、作成した代価コードの内訳として計上できること。	ゲスト		必須
				181	コード番号を直接入力して、各種コードを作成した代価コードの内訳として計上できること。	ゲスト		必須
				182	計上した各種コードの数量欄に直接、数値入力できること。	ゲスト		必須
			逐次積算	183	計上した各種コードの数量、単価、金額が逐次計算されること。	一般利用者		必須
			修正	184	計上した各種コードを選択し、修正できること。	ゲスト		必須
			削除	185	計上した各種コードを選択し、削除できること。	ゲスト		必須
			複数指定削除	186	項番185について、計上した各種コードを複数選択し、削除できること。	ゲスト		任意
			複写	187	内訳に計上した各種コードの一部を指定し、他の内訳へ複写貼付できること。	ゲスト		必須
			表示順変更	188	計上した各種コードの表示順を任意に変更できること。	ゲスト		必須
			非表示設定	189	金抜き仕様書への各種コード計上数量の表示・非表示を設定できること。 なお、項番306により初期設定されている場合は、本項番で設定した方が優先されること。	ゲスト		必須
			特殊処理コード	190	代価コード内訳で諸雑費の計上ができること。	ゲスト	労務単価の N% 等	必須
				191	代価コード内訳で割返し処理ができること。	ゲスト	土砂運搬サイクルタイムでの割返し 等	必須
			帳票形式確認	192	条件選択した代価内訳を帳票形式で表示し、印刷(PDF出力)できること。	ゲスト		任意
	単価作成	画面構成	画面構成	193	作成した単価コードを一覧表示する画面であり、名称、規格、単位、単価、適用年、が確認できること。	ゲスト		必須
			作成	194	各設計書内でのみ有効な、単価コードの作成ができること。 以下に示す項目を直接入力又は一覧から選択し設定できること。 1. 単価コード番号(自動付番、変更可能) 2. 名称(漢字入力) 3. 規格(漢字入力) 4. 単位(一覧選択、漢字入力) 5. 単価(数値入力) 6. 資源区分(一覧選択) 7. リサイクル認定製品区分(一覧選択) 8. 数量非表示設定(一覧選択)	ゲスト	「資源区分」、「リサイクル認定製品区分」は「機材集計区分」を利用してもよい。	必須
		作成	修正	195	作成した単価コードを修正できること。	ゲスト		必須
			削除	196	作成した単価コードを選択し、削除できること。 単価コードがツリー内訳、又は代価内訳に計上されている場合、実行・取消の確認メッセージを表示し、削除実行時にはツリー内訳、代価内訳に計上されている単価コードも削除されること。	ゲスト		必須
			複数指定削除	197	項番196について、作成した単価コードを複数指定し一括して削除できること。	ゲスト		任意
			複写	198	作成した単価コードを指定し、他の単価コード番号として複写できること。	ゲスト		必須
			流用	199	他の設計書内で作成した単価コードを複写流用できること。	ゲスト		必須
				200	項番199について、所属内利用者の全設計書を対象として流用できること。	所属管理者		必須
				201	項番199について、団体内利用者の全設計書を対象として流用できること。	団体管理者		必須

機能一覧表

- ・必須項目については、本業務において必ず実現すること。
- ・任意項目については、可能な限り実現すること。
- ・機能要件については、極力、標準パッケージ機能を使用するものとし、代替機能により対応できる場合、発注者との協議により変更可能とする。
- ・各機能は、記載している利用権限を含め上位に位置する利用権限において使用可能であること。
- ・利用権限は資料8に基づく。なお、利用権限が「システム管理者」である機能は、発注者指示に基づく受注者一括管理での対応も可能とする。

別紙8

機能区分	大項目	中項目	小項目	項番	機能要件	利用権限	備考	実現
設計書作成	単価作成	作成	非表示設定	202	金抜き仕様書への計上数量の表示・非表示を設定できること。	ゲスト		必須
				203	金抜き帳票への単位の表示・非表示を設定できること。	ゲスト		必須
	積算エ ラー一 覧	画面構成	画面構成	204	入力漏れ又は条件組合せ誤りのある経費情報及び各種コードを、重要度に応じて一覧表示できること。	ゲスト	入力漏れ及び条件組合せ誤りが発生しない仕組みでもよい。	必須
				205	項番204の一覧表示から、選択したエラー箇所(対象となる各種コード)に遷移できること。	ゲスト	入力漏れ及び条件組合せ誤りが発生しない仕組みでもよい。	必須
				206	エラー箇所を着色、強調して表示できること。	ゲスト		任意
		各種エ ラー チェ ック	数量入力漏れ	207	各種コードの数量の入力漏れについて、警告表示すること。	ゲスト	入力漏れ及び条件組合せ誤りが発生しない仕組みでもよい。	必須
				208	歩掛コードの条件選択誤りについて、警告表示すること。	ゲスト		必須
				209	作成した単価コードの単価が0円で計上されている場合、警告表示すること。	一般利用者		必須
				210	各工種体系ツリーの合計金額及び設計金額を基に主たる工種、契約保証金補正の適否を判定すること。 ただし、選択された工種は修正できること。	一般利用者		必須
				211	必ず計上すべき各種経費について、積算額が0円であった場合、警告表示すること。 警告表示させる経費は発注者との協議のうえ決定する。	ゲスト	(例)積算基準(機械編)の据付間接費等	任意
				212	管理費区分が初期設定されている工種体系ツリーに対して、利用者が管理費区分を設定した場合警告表示すること。	ゲスト		任意
				213	資源区分等で支給品を選択した場合は、管理費区分の組合せに誤りがあった場合に、警告表示されること。	ゲスト		任意
				214	契約保証補正にかかる選択について、設計金額を基に選択の適否を判定すること。	一般利用者		必須
帳票出力	出力帳票 様式選択	画面構成	画面構成	215	様式K09「印刷帳票等一覧」に基づき、帳票様式の名称一覧を表示できること。	ゲスト		必須
				216	様式K09「印刷帳票等一覧」に基づき、帳票名区分の名称一覧を表示できること。	ゲスト		必須
		帳票様式 選択	設計書鏡	217	様式K09「印刷帳票等一覧」に基づき、「鏡」を出力する・しないが選択できること。	一般利用者	利用団体のみ	必須
				218	様式K09「印刷帳票等一覧」に基づき、「総括情報表」を出力する・しないが選択できること。	一般利用者		必須
				219	様式K09「印刷帳票等一覧」に基づき、「工事費積算参考資料」を出力する・しないが選択できること。	ゲスト		必須
				220	様式K09「印刷帳票等一覧」に基づき、「設計内訳表」を出力する・しないが選択できること。	一般利用者		必須
				221	様式K09「印刷帳票等一覧」に基づき、「数量総括表」を出力する・しないが選択できること。	ゲスト		必須
				222	様式K09「印刷帳票等一覧」に基づき、「明細表」を出力する・しないが選択できること。	一般利用者		必須
				223	様式K09「印刷帳票等一覧」に基づき、「積算資料(本工事内訳表)」を出力する・しないが選択できること。	ゲスト	各種コードで非表示とした数量、規格、歩掛条件を明示した資料を指す。詳細は別途、協議する。	必須
				224	様式K09「印刷帳票等一覧」に基づき、「施工単価表」を出力する・しないが選択できること。	ゲスト		必須
				225	様式K09「印刷帳票等一覧」に基づき、「代価表」を出力する・しないが選択できること。	ゲスト		必須
				226	様式K09「印刷帳票等一覧」に基づき、「施工パッケージ単価表」を出力する・しないが選択できること。	一般利用者		必須
				227	項番226について、補正計算式を出力する・しないが選択できること。	一般利用者		任意
				228	様式K09「印刷帳票等一覧」に基づき、「機械運転単価表」を出力する・しないが選択できること。	ゲスト		必須
				229	様式K09「印刷帳票等一覧」に基づき、「単価登録一覧表」を出力する・しないが選択できること。	一般利用者		必須

機能一覧表

- ・必須項目については、本業務において必ず実現すること。
- ・任意項目については、可能な限り実現すること。
- ・機能要件については、極力、標準パッケージ機能を使用するものとし、代替機能により対応できる場合、発注者との協議により変更可能とする。
- ・各機能は、記載している利用権限を含め上位に位置する利用権限において使用可能であること。
- ・利用権限は資料8に基づく。なお、利用権限が「システム管理者」である機能は、発注者指示に基づく受注者一括管理での対応も可能とする。

別紙8

機能区分	大項目	中項目	小項目	項番	機能要件	利用権限	備考	実現
帳票出力	出力帳票 様式選択	帳票様式 選択	単価コード	230	様式K09「印刷帳票等一覧」に基づき、「単価算出調書」を出力する・しないが選択できること。	ゲスト		必須
			諸経費計算表	231	様式K09「印刷帳票等一覧」に基づき、「諸経費計算表」を出力する・しないが選択できること。	一般利用者		必須
			機労材集計表	232	様式K09「印刷帳票等一覧」に基づき、「計機労材集計表」を出力する・しないが選択できること。	一般利用者	「機労材集計表」は、機械損料、機械費(賃料)、労務費、材料費(リサイクル認定製品)、支給品について各々、単価、数量、金額を集計したものを指す。	必須
		帳票区分 選択	金入り・金 抜き選択	233	項番217～232で「出力する」を選択した帳票様式について、金入り又は金抜きが選択できること。	一般利用者		必須
		帳票様式 一括選択 (帳票名指 定)	金入り設計 書	234	総括情報表、設計内訳表、明細表、施工単価表、代価表、施工パッケージ単価一覧表、機械運転単価表、諸経費計算表、単価登録一覧表、を金入り区分として選択すること。	一般利用者	利用団体によっては、 鏡も選択すること。	必須
			金抜き設計 書	235	工事費積算参考資料、数量総括表、積算資料(本工事費内訳表)、施工単価表、代価表、施工パッケージ単価一覧表、機械運転単価表、単価算出調書を金抜き区分として選択すること。	ゲスト	積算作業外部委託用	必須
			仕様書	236	設計内訳表、明細表、施工単価表、施工パッケージ単価一覧表、代価表、機械運転単価表、諸経費計算表を金抜き区分として選択すること。	一般利用者	契約用図書	必須
			工事数量総 括表	237	数量総括表を金抜き区分として選択すること。	一般利用者		必須
			積算参考資 料	238	工事費積算参考資料、積算資料(本工事費内訳表)を金抜き区分として選択すること。	一般利用者		必須
			工事費内訳 書	239	設計内訳表を金抜き区分として選択すること。	一般利用者		必須
			見積内訳書	240	設計内訳表、明細表、施工単価表、代価表、機械運転単価表を金抜き区分として選択すること。	一般利用者		必須
			公表設計書	241	設計内訳表を金入り区分として選択すること。	一般利用者		必須
			精算設計書	242	総括情報表、設計内訳表、明細表、施工単価表、代価表、施工パッケージ単価一覧表、機械運転単価表、諸経費計算表を金入り区分として選択すること。	一般利用者		必須
	帳票出力	和暦表示	和暦表示	243	帳票出力される事業年度表示及び適用年版(適用日)は、和暦表示とする。	ゲスト	西暦が表示されてもよいが、和暦表示は必須とする。	必須
		PDF形式	表示・印刷	244	出力するを選択した帳票一式について、PDF形式に変換し、業務用端末のPDFリーダーで表示し、印刷できること。	ゲスト		必須
			保存	245	項番244について、ファイル名に設計書番号、設計書名、帳票名、出力日時を設定し、業務用端末に保存できること。	ゲスト		必須
			ページ調整	246	出力するを選択した帳票一式について、先頭ページ番号を指定できること。	ゲスト		必須
		EXCEL形式	表示・印刷	247	出力するを選択した帳票一式について、EXCEL形式に変換し、業務用端末のEXCELで表示し、印刷できること。	一般利用者		必須
			保存	248	項番247について、ファイル名に設計書番号、設計書名、帳票名、出力日時を設定し、業務用端末に保存できること。	一般利用者		必須
サブシステム	工期	標準工期 算定	画面構成	249	資料3「基準データ等一覧表」の標準工期の算定方法により、純工事費等に基づく標準工期を算定し画面表示できること。	一般利用者	EXCELによる運用を想定している。	任意
			帳票出力	250	項番249について、工期算定の計算根拠資料をPDF形式又はEXCEL形式で業務用端末に保存できること。	一般利用者		任意
		工期設定 支援システム連携	工期設定支援システム連携	251	全国標準積算基準データ(土木積算基準データ)の範囲において、国土交通省の提供する「工期設定支援システム」にCSVファイルで連携できること。	ゲスト		必須
	作業日数	交通誘導員配置日数、締切り排水日数の積上げ支援	画面構成	252	対象とする各種コードを指定することで、各種コードの数量と日当り標準作業量から作業日数合計を算出し、画面表示できること。	ゲスト	国土交通省「工期設定支援システム」の利用、又はEXCELによる運用を想定している。 数量計算サブシステムでもよい。	必須

機能一覧表

- ・必須項目については、本業務において必ず実現すること。
- ・任意項目については、可能な限り実現すること。
- ・機能要件については、極力、標準パッケージ機能を使用するものとし、代替機能により対応できる場合、発注者との協議により変更可能とする。
- ・各機能は、記載している利用権限を含め上位に位置する利用権限において使用可能であること。
- ・利用権限は資料8に基づく。なお、利用権限が「システム管理者」である機能は、発注者指示に基づく受注者一括管理での対応も可能とする。

別紙8

機能区分	大項目	中項目	小項目	項番	機能要件	利用権限	備考	実現
サブシステム	作業日数	交通誘導員配置日数、締切り排水日数の積上げ支援 「半日又は1日未満作業となる施工を判定する作業」の	帳票出力	253	項番252について、計算過程の根拠資料としてPDF形式又はEXCEL形式で業務用端末に保存できること。	ゲスト		必須
			画面構成	254	対象となる各種コードを指定することで、1日未満作業となる各種コードの数量と日当り作業量から、1日又は半日未満となる作業を判定し、機械費及び労務費の換算積算数量を画面表示できること。	ゲスト	EXCELによる運用を想定している。 数量計算サブシステムでもよい。	必須
			帳票出力	255	項番254について、1日未満となる作業の判定根拠資料としてPDF形式又はEXCEL形式で業務用端末に保存できること。	ゲスト		必須
	建設廃棄物運搬処分費	経済比較支援	画面構成	256	以下に示す項目を直接入力又は一覧から選択し設定できること。 1. 建設廃棄物の品目(一覧選択) 2. 受け入れ施設の名称(一覧選択) 3. 運搬距離(数値入力) 4. DIDの有無(一覧選択)	ゲスト	EXCELによる運用を想定している。 25施設以上の比較に対応できること。	必須
				257	項番256から、以下に示す項目を算出し、画面表示できること。 1. 各受け入れ施設運搬費 2. 各受け入れ施設の受入れ料金(処理費) 3. 各受け入れ施設の運搬処理合計金額 4. 経済比較判定結果	ゲスト		必須
			経済比較品目	258	建設廃棄物6品目(無筋Con塊、鉄筋Con塊、As塊、立木枝葉幹・立木根株、汚泥)について各受け入れ施設の運搬処理合計金額で経済比較ができること。	ゲスト		必須
				259	追加品目(刈草、廃プラスチック処分費)の経済比較ができること	ゲスト		任意
		運搬経路(距離)取得支援	建設廃棄物受入れ施設の地図登録支援	260	電子地図情報サービスで「各受け入れ施設」を地点表示できるよう、電子地図の地点登録用ファイル(全施設名称と住所・座標)を利用者に提供できること。	ゲスト	WEB建設物価のマップ機能又は、MapFanのマイマップ機能を想定している。	任意
			運搬距離の転記作業支援	261	項番260に加えて、電子地図情報サービスにおける各受け入れ施設への運搬経路(距離)取得と経済比較画面への転記作業を自動化できること。	ゲスト		任意
		帳票出力	経済比較根拠帳票	262	項番258について、経済比較根拠資料としてPDF形式又はEXCEL形式で業務用端末に保存できること。	ゲスト		必須
			運搬経路(距離)根拠帳票	263	項番262に加えて、電子地図情報サービスにおける各受け入れ施設への運搬経路(距離)取得結果(ビットマップ地図情報)を切り出し、運搬経路根拠帳票に貼付する作業の一部を自動化できること。	ゲスト		任意
管理	認証画面	画面表示	メッセージ設定	264	項番16に基づく利用者認証画面に表示するお知らせ、緊急情報を設定出来ること。	システム管理者		必須
	セキュリティ	不正アクセス、なりすまし防止	認証制限、設計書保存サーバの分離	265	情報漏洩を防止するため、IP制限、ルート証明書による暗号化、共同利用団体用と積算業務外部委託用で設計書を保存するサーバの分離等のセキュリティ対策ができること。	システム管理者	三重県：行政WAN 市町：LGWAN又はインターネット(IP制限あり) その他団体：インターネット(IP制限あり) 積算業務外部委託：インターネット(IP制限なし)を想定している。	必須
	利用者	コード設定	団体コード設定	266	団体名及び団体コード(市町村コード)を追加、修正、削除できること。	システム管理者		必須
			所属コード設定	267	所属名及び所属コードを追加、修正、削除できること。	システム管理者		必須
			利用者コード設定	268	利用者名及び利用者コードを追加、修正、削除できること。	システム管理者		必須
			利用者権限設定	269	積算作業の外部委託用にゲスト権限の設定ができること。	システム管理者		必須
				270	一般利用者権限の設定ができること。	システム管理者		必須
				271	所属ごとの管理者権限の設定ができること。	システム管理者		必須
				272	団体ごとの管理者権限の設定ができること。	システム管理者		必須

機能一覧表

- ・必須項目については、本業務において必ず実現すること。
- ・任意項目については、可能な限り実現すること。
- ・機能要件については、極力、標準パッケージ機能を使用するものとし、代替機能により対応できる場合、発注者との協議により変更可能とする。
- ・各機能は、記載している利用権限を含め上位に位置する利用権限において使用可能であること。
- ・利用権限は資料8に基づく。なお、利用権限が「システム管理者」である機能は、発注者指示に基づく受注者一括管理での対応も可能とする。

別紙8

機能区分	大項目	中項目	小項目	項番	機能要件	利用権限	備考	実現
管理	利用者	パスワード	入力ルール設定	273	半角英数記号で8文字以上で設定できること。 英字については大文字小文字を区別して使用できること。	システム管理者		必須
			期限設定	274	任意に期限を設定できること。 期限は、日付もしくは期間の指定ができること。 期限は、利用者毎に設定できること。	システム管理者		必須
			パスワード変更・再交付	275	利用者のパスワードを変更もしくは再交付できること。	システム管理者		必須
				276	団体管理者は配下の所属管理者、一般利用者のパスワードを変更もしくは再交付できること。	団体管理者	パスワードは団体毎で管理することを予定している。	必須
		同時接続数	設定	277	最大同時接続数の設定が可能であること。 なお、全体の接続数及び利用する団体毎に上限値が設定できること。	システム管理者		必須
			閲覧	278	現在の同時接続数を全体数及び団体毎に閲覧できること。	システム管理者		必須
			ログ保存	279	同時接続数の推移をログとして保存し確認できること。	システム管理者		必須
		操作ログ	ログ保存	280	利用者の操作をログとして保存し確認できること。 保存する項目は最低限以下の項目とする。 1. 団体コード 2. 所属コード 3. 利用者コード 4. 利用者の操作内容 5. 操作日時	システム管理者		必須
設計書	データ抽出	データ抽出	データ抽出	281	データベースに保存されているデータを、各種条件を組み合わせでデータ抽出し、csvファイル等で保存できること。 抽出には最低限以下をキーとして使用できること。 1. 年度(適用年版) 2. 団体 3. 所属 4. 利用者 5. 各種コード番号 6. 変更回数 7. 保護設定有無 8. 名称 9. 設計書区分 10. 使用している歩掛コード 11. 諸経費区分 12. 工種区分 13. 管理費区分 14. 資源区分	システム管理者		必須
				282	土木、港湾、上下水道における、工事及び委託の積算基準データについて、全国標準の積算基準データを利用できること。	システム管理者	独自形式に変換してもよい。	必須
				283	全国標準積算基準データの改定に伴うものについては、運用の範囲で滞りなく対応すること。	システム管理者	施工パッケージ型積算方式のように、これまでとは積算の概念そのものが変化する場合は、適用時期や対応方法及び追加費用を協議により決定する。	必須
				284	諸経費等データ、積算大系ツリーデータ及び各種コードは適用年版又は適用日によって改定履歴を持たせた管理ができること。	システム管理者		必須
				285	一括チェックツール等を使用した改定漏れの確認ができること。	システム管理者		必須
				286	資料2「諸経費区分一覧表」の諸経費区分一覧の区分毎及び資料3「基準データ等一覧表」の各種コード毎に、計算過程、計算結果等での端数調整の設定ができること。 端数調整は、 1. 有効桁数(有効数字)、 表示桁数(小数点第n位) 2. 四捨五入、切上げ、切捨て の各種を組み合わせで設定できること。	システム管理者	端数調整設定の詳細は発注者が指示する。	必須
積算基準	内部処理	全国標準積算基準データ	改定履歴	287	諸経費等データ、積算大系ツリーデータ及び各種コードは適用年版又は適用日によって改定履歴を持たせた管理ができること。	システム管理者		必須
				288	一括チェックツール等を使用した改定漏れの確認ができること。	システム管理者		必須
				289	資料2「諸経費区分一覧表」の諸経費区分一覧の区分毎及び資料3「基準データ等一覧表」の各種コード毎に、計算過程、計算結果等での端数調整の設定ができること。 端数調整は、 1. 有効桁数(有効数字)、 表示桁数(小数点第n位) 2. 四捨五入、切上げ、切捨て の各種を組み合わせで設定できること。	システム管理者	端数調整設定の詳細は発注者が指示する。	必須
				290	土木、港湾、上下水道における、工事及び委託の積算基準データについて、全国標準の積算基準データを利用できること。	システム管理者	独自形式に変換してもよい。	必須
				291	全国標準積算基準データの改定に伴うものについては、運用の範囲で滞りなく対応すること。	システム管理者	施工パッケージ型積算方式のように、これまでとは積算の概念そのものが変化する場合は、適用時期や対応方法及び追加費用を協議により決定する。	必須

機能一覧表

- ・必須項目については、本業務において必ず実現すること。
- ・任意項目については、可能な限り実現すること。
- ・機能要件については、極力、標準パッケージ機能を使用するものとし、代替機能により対応できる場合、発注者との協議により変更可能とする。
- ・各機能は、記載している利用権限を含め上位に位置する利用権限において使用可能であること。
- ・利用権限は資料8に基づく。なお、利用権限が「システム管理者」である機能は、発注者指示に基づく受注者一括管理での対応も可能とする。

別紙8

機能区分	大項目	中項目	小項目	項番	機能要件	利用権限	備考	実現
管理	積算基準	諸経費データ	登録・管理	287	資料2「諸経費区分一覧表」に基づき、必要な諸経費率及び各種補正係数と計算式(対象額と加減乗除)を登録し管理できること。	システム管理者		必須
				288	項番287について、独自積算基準についても登録し管理できること。	システム管理者		必須
	積算大系ツリー		登録・管理	289	資料3「基準データ等一覧表」に基づき、積算大系ツリー構成に応じた工種レベル1～3をコード番号で階層登録し、名称、単位、配下に関連づけする各種コードを管理できること。	システム管理者		必須
				290	項番289について、独自積算基準についても登録し、管理できること。	システム管理者		必須
				291	職種、工種区分に応じた工種体系ツリーや積上げ諸経費ツリーを初期設定で計上し、削除や名称変更ができないよう設定できること。	システム管理者		必須
				292	職種、工種区分に応じた工種体系ツリーに対して、管理費区分を初期設定できること。 なお、設計書作成画面で管理費区分が設定されていることが確認できること。	システム管理者	(例)特定の工種体系ツリーに計上したコードは、直接経費の対象として集計する等。	必須
	分類ボックス		登録・管理	293	各種積算基準又は設計単価表のページ構成に基づいて各種コードを階層登録し、管理できること。	システム管理者	積算大系ツリーと統合されていてもよい。	必須
	歩掛コード		登録・管理	294	資料3「基準データ等一覧表」に基づき、歩掛コードを階層登録し、名称、規格、単位、条件設定、歩掛内訳、補正式を管理できること。	システム管理者	施工パッケージ単価、標準単価、市場単価を含む。	必須
				295	項番294について、独自積算基準についても管理できること。	システム管理者		必須
				296	施工パッケージのICT土工補正に対応できること。	システム管理者		任意
				297	各種歩掛に必要な各種条件を設定できること。 各種条件の組合せにより、歩掛内訳と単位当りの金額が算出されること。	システム管理者		必須
				298	項番297について、条件の組合せ誤りとなる選択ができないよう限定できること。	システム管理者		必須
			代表条件設定	299	条件選択により機種・規格が決定する歩掛において、規格欄に機種・規格条件の値を表示できること。	システム管理者		必須
			歩掛内訳	300	項番297について、歩掛条件ごとに内訳の各種コードと数量が設定できること。 内訳は機労材単価コード及び、各種歩掛コードの組合せにも対応すること。	システム管理者		必須
				301	項番297について、各種コードの補正式、諸経費率、単位数量(割返し数量)を設定できること。単位当りの金額を算出できること。	システム管理者	土砂運搬のサイクルタイム等、割返し数量に補正式がかかる場合は、特殊処理コードで対応してもよい。	必須
			支給品対応	302	施工パッケージにおいて、燃料を除く材料のみ支給品とする取り扱いに対応できること。	システム管理者		任意
			摘要欄設定	303	摘要欄を設定できること。	システム管理者		必須
			備考欄設定	304	備考欄の記載内容を設定できること。 なお、記載内容は設計書作成時に各種コード明細で閲覧できること。	システム管理者	歩掛の適用条件、歩掛で設定する標準的な数量等。	必須
			非表示設定	305	使用機械の規格等、指定した部分を、金抜き仕様書で非表示として設定できること。	システム管理者	予め定められた記号で文字を囲むことで機械の機種規格等を非表示とする。	必須
				306	各種コードの計上数量を金抜き仕様書で非表示として設定ができること。	システム管理者		必須
			出典根拠情報設定	307	出典根拠となる積算基準書名及びページ数等を設定できること。 なお、出典根拠情報は設計書作成時に各種コード明細で閲覧できること。	システム管理者		必須
	単価コード	登録・管理		308	単価コードを階層登録し、名称、規格、単位、単価を管理できること。	システム管理者	労務単価、材料単価、機械損料、機械賃料、市場単価、各種割増し単価、各種補正単価、名称のみ単価	必須
				309	項番308について、労務単価では、割増賃金対象比、割増賃金係数を管理できること。	システム管理者		必須

機能一覧表

- ・必須項目については、本業務において必ず実現すること。
- ・任意項目については、可能な限り実現すること。
- ・機能要件については、極力、標準パッケージ機能を使用するものとし、代替機能により対応できる場合、発注者との協議により変更可能とする。
- ・各機能は、記載している利用権限を含め上位に位置する利用権限において使用可能であること。
- ・利用権限は資料8に基づく。なお、利用権限が「システム管理者」である機能は、発注者指示に基づく受注者一括管理での対応も可能とする。

別紙8

機能区分	大項目	中項目	小項目	項番	機能要件	利用権限	備考	実現
管理	積算基準	単価コード	登録・管理	310	項番308について、機械損料では機関出力、標準運転日数、換算損料を管理できること。	システム管理者		必須
				311	項番308について、独自単価についても管理できること。	システム管理者		必須
			災害査定用単価	312	「公共土木施設災害復旧事業費(国庫負担)の決定に係る設計単価及び歩掛の同意について」に基づき、災害査定用単価の管理ができること。	システム管理者		必須
			管理費区分設定	313	資料2「諸経費区分一覧表」の諸経費区分一覧に基づく管理費区分を設定できること。	システム管理者		必須
			備考欄設定	314	備考欄の記載内容を設定できること。 なお、記載内容は設計書作成時に各種コード明細で閲覧できること。	システム管理者		必須
			出典根拠情報設定	315	出典根拠となる積算基準書名及びページ数等を設定できること。 なお、設定内容は設計書作成時に各種コード明細で閲覧できること。	システム管理者		必須
			非表示設定	316	機械の機種規格等、指定した文字等は金抜き仕様書で非表示にできること。	システム管理者	予め定められた記号で文字を囲むことで非表示とする等。	必須
				317	指定した単価データについて、金抜き仕様書に数量を非表示にできること。	システム管理者	任意仮設数量(変更対象外数量)の非表示	必須
			管理費区分設定	318	資料2「諸経費区分一覧表」の諸経費区分一覧に基づく管理費区分を設定できること。	システム管理者		必須
			資源区分設定	319	資料2「諸経費区分一覧表」の諸経費区分一覧に基づく資源区分を設定できること。	システム管理者		必須
	特殊処理コード	登録・管理		320	資料2「諸経費区分一覧表」に基づく諸雑費名称と端数調整区分をコード番号で登録し管理できること。	システム管理者	諸雑費の一例として、金額を丸めるための端数処理または、機労材費に特定の率を乗じて算出する雑材料費がある。	必須
				321	諸雑费率等、指定した部分を、金抜き仕様書で非表示として設定できること。	システム管理者	予め定められた記号で文字を囲むことで非表示とする等。	必須
サブシステム	標準工期	登録・管理		322	資料3「基準データ等一覧表」の標準工期の算定方法により、純工事費等に基づく標準工期算定式を設定し、管理できること。	システム管理者		任意
				323	歩掛条件ごとに日当たり作業量を設定し、管理できること。	システム管理者	国土交通省の提供する工期設定支援システムとのCSV連携でもよい。	必須
	建設廃棄物運搬処分費	経済比較用の単価管理		324	建設廃棄物受け入れ料金と運搬距離区分ごとの運搬費について、経済比較根拠資料用に連携管理ができること。	システム管理者		必須
				325	各受入れ施設の名称と住所・座標について、電子地図サービス(GIS)に地点登録し、管理ができること。	システム管理者	WEB建設物価のマップ機能又は、MapFanのマイマップ機能を想定している。	必須

三重県公共工事設計積算システム(第6期) 構築・運用保守業務委託

特 記 仕 様 書

【参考資料】

現行システムの特記仕様書の一部ですが、関連様式、関連資料等を省略しています。
また期日、ユーザ数等、現在とは異なる部分や、新しい積算方式等、次期システムに
要求する仕様と整合しない部分もあります。

次期システムでは現行システムの機能を継承することを基本としますが、提案内容
は本特記仕様書に縛られるものではありません。

三重県県土整備部
技術管理課

目次

1. 仕様書の構成.....	4
2. 用語の定義	5
3. 本業務委託の内容.....	6
3.1. 業務名	6
3.2. 履行(納入)場所	6
3.3. 委託期間.....	6
4. 積算システムの概要と構築の基本方針.....	6
4.1. 積算システムの目的と経緯.....	6
4.1.1. 目的.....	6
4.1.2. 経緯.....	6
4.2. 積算システムの概要と構築の基本方針	7
4.2.1. 概要.....	7
4.2.2. 現行(第5期)積算システムの現状と課題	7
4.2.3. 次期(第6期)積算システム構築の基本方針.....	8
5. 積算システム構築.....	11
5.1. システム要件.....	11
5.1.1. システム方式	11
5.1.2. 利用者数.....	11
5.1.3. 利用者環境.....	12
5.1.4. サーバ機器.....	13
5.1.5. ミドルウェア・ソフトウェア構成	13
5.1.6. 機能.....	14
5.1.7. 三重県独自機能(サブシステム)	15
5.1.8. 搭載データ	17
5.1.9. 操作性・処理速度(応答時間).....	18
5.1.10. 動作検証(テスト)	19
5.1.11. 試行運用	20
5.1.12. 工程管理.....	20
5.1.13. BCP 計画等	20
5.1.14. 情報セキュリティ対策	21
5.1.15. マニュアル	21
5.1.16. 初回研修.....	22
5.2. 引継ぎ	22
5.2.1. 第5期積算システムからの引継ぎ	22
5.3. 会議等	23
5.3.1. 会議等	23
5.4. 成果物	24

5.4.1.	成果物	24
6.	積算システム運用保守	25
6.1.	運用保守	25
6.1.1.	運用時間	25
6.1.2.	運用管理	25
6.1.3.	機器保守	27
6.1.4.	発注者業務支援	27
6.1.5.	障害対応	28
6.1.6.	災害等対応	28
6.1.7.	訓練	28
6.1.8.	ヘルプデスク	29
6.1.9.	三重県庁常駐(臨時)SE	29
6.1.10.	情報セキュリティ対策	30
6.1.11.	新規利用者研修	30
6.2.	改定作業	31
6.2.1.	積算基準データの改定	31
6.2.2.	単価改定	32
6.2.3.	新たな積算方式への対応	32
6.3.	引継ぎ	33
6.3.1.	後継積算システムへの引継ぎ	33
6.4.	会議等	33
6.4.1.	会議等	33
6.5.	サービスレベル協定(SLA)	34
6.5.1.	サービスレベル協定	34
6.5.2.	サービスレベルの内容	34
6.5.3.	サービスレベルの測定時期	34
6.5.4.	減算ポイントの集計	34
6.5.5.	加算ポイントの集計	35
6.5.6.	ペナルティ基準	35
6.6.	成果物	36
6.6.1.	成果物	36

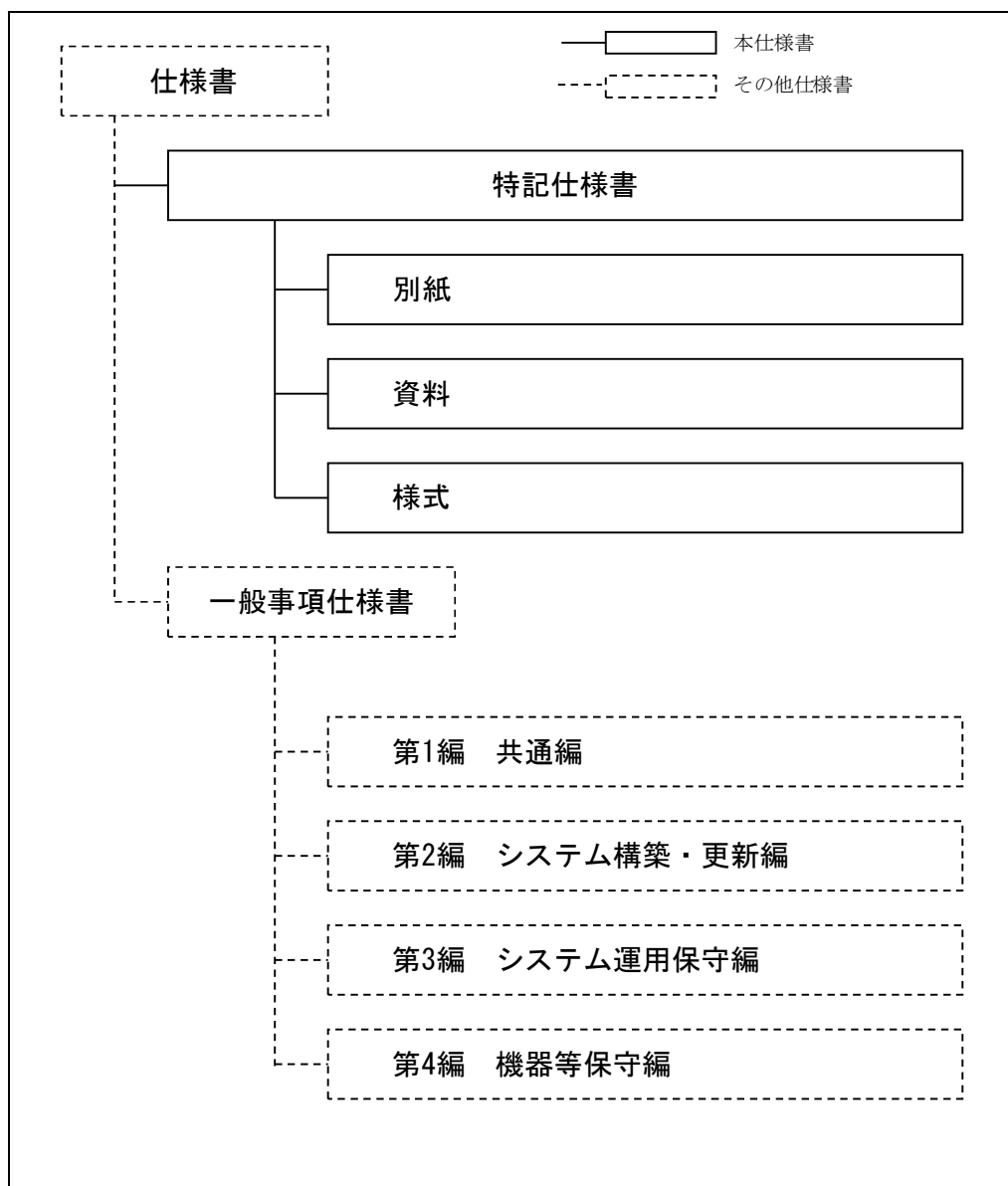
1. 仕様書の構成

三重県公共工事設計積算システム(第6期)構築・運用保守業務委託に適用する仕様書は次のとおりとし、受注者は仕様書に記載する内容を満たすよう履行しなければならない。

- 特記仕様書
- システム構築・運用保守における一般事項仕様書

また、特記仕様書は、一般事項仕様書よりも優先するものとする。

なお、仕様書全体の大系は次のとおりとする。



2. 用語の定義

特記仕様書で示す用語の定義は次のとおりとする。

- 発注者：三重県県土整備部技術管理課
- 第5期積算システム：現行の三重県公共工事設計積算システム
- 第6期積算システム：今回構築する次期三重県公共工事設計積算システム
- 必須要件：第6期積算システムにおいて実現する仕様であり、同等以上の仕様で実現しなければならない。
- 任意要件：第6期積算システムにおいて実現を目指す仕様であり、部分的にでも可能な限り実現すること。
- 想定：必須要件のうち、実現方法の例を仕様書に記載したものであり、代替方法による実現を認めるものである。
- 管理者：システム管理者及び団体管理者・・・【資料8】「権限設定一覧」参照
- 利用者：三重県公共工事設計積算システムを利用する三重県及び共同利用団体の職員・・・【資料8】「権限設定一覧」参照
- 共同利用団体：三重県公共工事設計積算システムを共同利用する県内全 29 市町及びその他利用団体
- その他利用団体：三重県公共工事設計積算システムを共同利用する次の団体
 - 四日市港管理組合
 - 公益財団法人三重県建設技術センター
 - 三重県土地改良事業団体連合会(水土里ネットみえ)
 - 宮川用水土地改良区(水土里ネット宮川用水) 計 4 団体
- 共同利用団体窓口：共同利用団体の代表窓口となる所属または担当者。
- 積算基準書：予定価格を算出するための基礎資料(例：積算基準(共通編)、設計単価表、新土木工事積算大系の解説)
- 全国標準積算基準データ：国の機関の監修等に基づいて、「土木積算基準データ仕様解説書—XML 形式—」に準拠して作成され、一般財団法人が販売している次のデータ。
 - ・「土木積算基準データ」 (一財)日本建設情報総合センター(JACIC)
 - ・「港湾請負工事積算基準データ」 (一財)港湾空港建設技術サービスセンター(SCOPE)
 - ・「下水道用設計標準歩掛表データ」 (公社)日本下水道協会(JSWA)※「下水道用設計標準歩掛表データ」は(一財)経済調査会が販売
- 新たな積算方式：6.2. 改定作業において、5.1.6. 機能 「機能一覧表」に用語又は要件が定義されていない機能を追加し、5.1.8. 搭載データに記載のないデータの追加が必要な改定。

3. 本業務委託の内容

3.1. 業務名

三重県公共工事設計積算システム(第6期)構築・運用保守業務委託

3.2. 履行(納入)場所

三重県県土整備部技術管理課 他

3.3. 委託期間

本業務の委託期間は、以下のとおりとする。詳細は、【別紙1】「構築・運用保守スケジュール」を参照すること。

(1) システム構築

契約日から令和3年9月30日まで(構築、テスト、試行運用等を含む)

(2) システム運用保守

令和3年10月1日から令和8年9月30日

(3) 設計書データ移行作業

運用開始後、令和4年3月31日まで

4. 積算システムの概要と構築の基本方針

4.1. 積算システムの目的と経緯

4.1.1. 目的

三重県公共工事設計積算システムは、三重県(県土整備部、農林水産部、企業庁)、及び共同利用団体が所管する積算基準書に基づき、公共事業の予定価格を算出することを目的としたシステムで、積算業務の効率化、積算精度の向上を図ることを目的としている。

4.1.2. 経緯

昭和60年4月	第1期(ホスト集中方式)	運用開始
平成7年9月	第2期(分散処理方式)	運用開始
平成13年8月	第3期(クライアントサーバ方式)	運用開始
平成23年4月	第4期(ターミナルサービス方式)	運用開始
平成23年7月	27市町及びその他利用団体(4団体)と共同利用を開始	
	津市上下水道数量計算システムと連携	
平成28年8月	第5期(WEB方式)	運用開始
	全29市町及びその他利用団体(4団体)と共同利用を開始	
令和3年3月	第5期(WEB方式)	運用保守期限(令和4年3月まで延長予定)

4.2. 積算システムの概要と構築の基本方針

4.2.1. 概要

第 5 期積算システム及び第 6 期積算システムの概要(主な要件)を【別紙 2】「積算システムの概要(主な要件)」に示す。また、第 6 期積算システムで想定するネットワーク接続の概要を【別紙 3】ネットワーク接続環境概要図に示す。

第 3 期積算システムからは、個人用の業務用端末から直接利用可能となり、その後も機能改修、カスタマイズ、不具合改善を行いながら現在まで稼働を続けている。

また、平成 29 年度からは、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進に関する法律」の改正施行に伴い、5.1.7. 三重県独自機能である「予定価格事後公表」に関する機能を追加し運用している。

第 5 期積算システムの運用保守期限を令和 2 年度末から令和 3 年度末まで 1 年間延長するとともに、各種の課題を解決できる第 6 期積算システムを構築する計画である。

4.2.2. 現行(第 5 期)積算システムの現状と課題

(1) 国の機関が発表する積算基準改定への遅滞なき対応

①業務体制とチェック体制

国の機関が発表する積算基準改定を受けて、三重県では国の機関から新旧対照表等を取得し、工事関係は 7 月、委託関係は 11 月に三重県積算基準書を改定している。

同時に積算システムも改定年版として適用するため、積算基準書の改定と並行して新旧対照表をもとに積算システムへ適用させているが、改定に関連する歩掛におけるプログラム修正箇所の指示とシステム適用後の動作確認に多くの時間を要している。

②積算基準改定の積算システムへの適用誤りの防止

積算基準改定の積算システムへの適用誤りに起因する入札中止が発生しており、そのための影響調査・追加作業により不必要な事務作業が発生している。これらは、積算基準の積算システム適用にあたっての歩掛解釈の誤りによるものもある。

③積算基準書の改定に伴って必要となる機能追加への対応

積算システムの運用期間中に、国の機関が「新たな積算方式」を発表した場合、システム改修による機能追加が必要となるものについて遅滞なく対応できていない。

(2) 単価改定への適切な対応

三重県設計単価表掲載単価の毎月改定のほか、施工パッケージ単価、機械損料の改定のシステム適用と確認作業に時間を要している。

(3) 現行機能の維持・継承

第 5 期積算システムは自治体向けの積算システムソフトウェアパッケージを基本として、一部カスタマイズにより機能追加している。

三重県の独自機能である「予定価格事後公表」機能については、機能を維持・継承することが求められている。

(4) 積算関連機能の改善、効率化

①積算業務の外部委託への対応

災害発生時には災害査定にかかる測量設計を民間コンサルタントに委託しているが、迅速な災害復旧を図るため、積算業務についても民間コンサルタントに委託できることが求められている。

②積算機能の改善

施工パッケージ型積算方式の計算過程表示、週休 2 日制工事補正対応、施工箇所が点在する工事の積算等について、第 5 期積算システムでは既存のパッケージ機能を拡張し、暫定対応している部分がある。このため、一部、転記作業や別途計算が必要となる等、積算・検算作業に時間を要しており、改善が求められている。

③国土交通省に準じた適切な工期設定への対応

三重県では国土交通省に準じた、適正な工期設定を検討しており、積算システムにおいても、国土交通省に準じた対応ができることが求められている。

④「交通誘導警備員」、「水替工(締め切り排水工)」の積算

【資料 10】各種 Excel 支援シートに示す「交通誘導警備員の配置日数」及び「水替工(締め切り排水工)の計上日数」を積上げる作業に時間を要している。

⑤1 日未満で完了する作業の積算

【資料 10】各種 Excel 支援シートに示す、「半日又は 1 日未満で完了する作業となる施工」を判定する作業に時間を要している。

⑥建設廃棄物の運搬処分費の経済比較

【資料 10】各種 Excel 支援シートに示す、建設廃棄物発生現場周辺の「建設廃棄物受入れ地」をいくつか選定し、電子地図サービスで運搬距離を算出したうえで、「運搬費用」と「建設廃棄物受入れ料金」の合計額について、経済比較する作業に時間を要している。

(5) 三重県独自の複合歩掛への対応

三重県標準型構造物等、三重県独自の複合歩掛を運用しており、第 6 期積算システムでも引き続き対応することが求められている。

(6) 利用者の違算防止

毎年、利用者の違算による入札中止が発生しており、システム側での違算防止対策の向上が求められている。

(7) 動作遅延の発生、ミドルウェアに関する追加作業

一部の共同利用団体において、仮想デスクトップ環境による動作遅延の改善が求められている。また、第 5 期積算システムで利用しているミドルウェア(Java8 JRE)は、平成 31 年 1 月で無償サポートが終了し、平成 31 年 2 月以降は有償の延長サポート費用が追加で必要となったため、ライセンス管理に支障が発生している。

4.2.3. 次期(第 6 期)積算システム構築の基本方針

発注者が求める積算システムは、新たに独自開発するものではなく、積算システムソフトウェアパッケージの標準機能の一部カスタマイズを加えることにより、コスト低減を図りながら、必要とする機能を確保するものである。

(1) 国の機関が発表する積算基準改定への遅滞なき対応

①「全国標準積算基準データ」の利用

積算システムの精度を抜本的に向上させるために、国の機関の監修等に基づいて発行されている次の「全国標準積算基準データ」を利用すること。

- ・「土木積算基準データ」
- ・「港湾請負工事積算基準データ」
- ・「下水道用設計標準歩掛表データ」

「全国標準積算基準データ」は、発注者が県と共同利用団体分を購入し、運用期間中における改定の都度、最新版を随時、受注者へ提供する。

なお、「全国標準積算基準データ」の各歩掛において、三重県が指定する単価を選択して利用できること。

また、その他の水道、土地改良、森林林業の積算基準書及び、三重県独自の歩掛、については、本構築業務において歩掛データを作成し、運用保守業務の範囲で改定・保守を行うこと。

②積算基準の改定に伴って必要となる機能追加への対応

運用期間中に、国の機関が「新たな積算方式」を発表した場合、「全国標準積算基準データ」の範囲においては、運用保守業務の範囲で遅滞なく対応すること。

ただし、**6.2. 改定作業**において、**5.1.6. 機能 「機能一覧表」**に用語又は要件が定義されていない機能を追加し、**5.1.8. 搭載データ**に記載のないデータの追加が必要な改定については、適用時期、対応方法及び追加費用を受発注者が協議し決定する。

(2) 単価改定への適切な対応

毎月下旬に発注者が提供する材料単価データを短期間で漏れなく、適切に積算システムに適用するため、「単価取込みファイル」を直接、システムに反映し、取込み結果(件数)を確認すること。

「単価取込みファイル」の様式の詳細については、受発注者が協議し決定する。

(3) 現行機能の維持・継承

自治体向けの積算システムソフトウェアパッケージを基本とし、三重県が必須とする要件のうち、ソフトウェアパッケージに含まれないものは、カスタマイズにより機能追加する。

なお、柔軟なカスタマイズが可能なよう、独自サーバ設置方式(オンプレミス方式)を想定している。

(4) 積算関連機能の改善、効率化

①積算業務の外部委託への対応

積算業務の民間コンサルタントへの委託機能として、ゲスト権限を設ける。ゲスト権限では、設計単価データ及び諸経費データを非表示として積算し、「金抜き設計書」データを作成できること。

②積算機能の改善

施工パッケージ型積算方式の計算過程表示、週休 2 日制工事補正対応、施工箇所が点在する工事の積算等について、転記作業や別途計算、検算作業の負担を低減できるよう、入力画面や計算手順を含めて、できる限り明瞭で簡潔なシステムとすること。

③国土交通省に準じた適切な工期設定への対応

適切な工期設定ができることを目的として、国土交通省が提供する「工期設定支援システム」に使用できる標準形式(CSV形式)に設計書データを変換し、ファイル出力できること。

④「交通誘導警備員」、「水替工(締め切り排水工)」の積算支援

「工期設定支援システム」の利用又は標準作業日数を登録した「Excel 積算支援シート」を作成し、積算の支援ができること。

⑤1日未満で完了する作業の積算支援

「工期設定支援システム」の利用又は標準作業日数を登録した「Excel 積算支援シート」を作成し、1日未満で完了する作業の判定と積算支援ができること。

⑥「建設廃棄物の運搬処分費」の経済比較支援

各種電子地図サービスで、建設廃棄物発生現場から周辺の建設廃棄物受け入れ地を選定し、運搬経路(距離)を取得し、経済比較の根拠資料として使用できること。さらに、各受け入れ地への「運搬費用」と「建設廃棄物受入れ料金」の合計額について、経済比較する作業の支援をすること。

(5) 三重県独自の複合歩掛の積算支援

①三重県標準型構造物

例) 1 : 0.5 ブロック積 (控え 350 型) 基礎工 裏コンなし 10m あたり

{	現場打ち基礎コンクリート	18-5-40BB	0.82m3
	均しコンクリート	18-8-40BB	0.061m3
	均しコンクリート型枠		0.20m2

②施工パッケージで別途計上することとなっている目地材、水抜きパイプ等の複合積算支援

例) ブロック積天端工

{	勾配 1 : 0.5 ブロック積天端工 裏コンなし	1m あたり
	天端コンクリート(施工パッケージ)	18-8-25BB 0.25m3
	目地板(施工パッケージ)	樹脂発泡体 0.025m2

について、三重県独自の複合歩掛を作成し、関連する積算基準書、独自運用歩掛等の改定時には、随時改定すること。

(6) 積算業務における利用者の違算防止

「適用できない条件の組合せ」ができないようにするなど、積算システム側での違算防止機能の充実を図ること。

(7) 動作速度の改善、安定運用

利用時に動作遅延等が発生しないよう、業務用端末及び接続回線に影響されにくい安定した動作が可能なシステムとすること。

ミドルウェア(システム開発言語、データベース)については、積算システムの規模と同時接続数を考慮し、運用期間の安定運用ができるよう運用実績のあるものを選定

すること。

5. 積算システム構築

積算システム構築においては 5.1 システム要件から 5.4. 成果物を調達の範囲とする。

業務の各段階で提出しなければならない資料は、十分な日数の余裕を持って提出すること。

5.1. システム要件

5.1.1. システム方式

(1) 処理方式

- ・独自サーバ設置方式(オンプレミス方式)とし、利用者は業務用端末の Web ブラウザから利用できること。
- ・積算システムソフトウェアパッケージのバージョンアップや改定作業によるデータ更新作業は全てサーバ側で実施し、常に利用者に最新版を利用させること。
(利用者に積算システムソフトウェアパッケージのインストールやバージョンアップ作業をさせないこと。)
- ・適切なサーバ配置、IP 制限、ルート証明書による暗号化等により、部外者が金入り設計書にアクセスできないよう、必要なセキュリティ対策をすること。
- ・物理サーバ内に複数の仮想サーバを構築してもよい。
- ・各種ミドルウェア(Java JRE 等のプログラム実行環境、データベースソフトウェア、データバックアップ用ソフトウェア)については、必要に応じて利用してよい。
但し、各種ミドルウェアのライセンスに関わる費用及びアップデートに関わる費用については、5.1.5. ミドルウェア・ソフトウェア構成 (4) ライセンス に基づき、本業務委託費に含むものとする。

(2) サーバ機器の設置場所

- ・サーバ機器の設置場所は発注者が指定する三重県内のデータセンターとする。
- ・データセンターの利用にかかる経費は別途契約とし、本業務委託費に含まない。
- ・設置時期等詳細については、受発注者が協議し決定する。

(3) サーバ機器の接続回線

- ・サーバ機器は三重県行政 WAN 及び LGWAN、インターネットに接続可能である。
- ・設計書データが漏洩しないよう、三重県及び共同利用団体と外部委託先(民間コンサルタント)を区別し、使用する接続回線やファイヤーウォールによる IP 接続制限、ルート証明書による暗号化、VLAN 等の設定については、関係機関と協議し決定すること。

5.1.2. 利用者数

(1) 利用部局(所属)数

三重県においては、県土整備部、農林水産部、企業庁を主体とした計 64 所属、共同利用団体は 33 団体合計で 138 所属となっている。

参考として、三重県の利用部局(所属コード一覧)を【資料 1】利用所属一覧表に示

す。

(2) 登録利用者数

構築時の登録利用者数は合計 2,000 ユーザ程度を想定している。

三重県計 計 1,000 ユーザ程度

共同利用団体 計 900 ユーザ程度

外部委託先(民間コンサルタント) 計 100 ユーザ程度

なお、運用保守期間中の利用者の追加を見込み 3,000 ユーザまでの登録に対応すること。

(3) 最大同時接続数

構築時の最大同時接続数は次のとおりとする。

①県と共同利用団体 最大同時接続数 130

②外部委託先(民間コンサルタント) 最大同時接続数 20

なお、運用保守期間中の同時接続数の増加を考慮し、県と共同利用団体の最大同時接続数は 180、外部委託先(民間コンサルタント)の最大同時接続数は 30 でも業務に支障なく使用できるよう機器の性能を確保すること。

5.1.3. 利用者環境

(1) 業務用端末

次の仕様の PC で問題なく利用できること。なお、業務用端末の OS、ブラウザ、ミドルウェア、ソフトウェアについては随時更新するため、更新版で引き続き積算システムを利用できること。

①OS : Microsoft Windows 8.1 及び Windows 10 (64bit 版) 以降

②ブラウザ : Microsoft Internet Explorer 11 以降

③関連ソフトウェア : Adobe Acrobat Reader DC 以降、Microsoft Office 2013 以降

④CPU : 最も低い性能で Intel Core i3 (2 コア) 2.0GHz

⑤メインメモリ : 最も少ない容量で 4GB

⑥HDD : 最も少ない容量で 250GB

⑦ディスプレイ : 最も低い性能で 15.6 インチ 1366×768 ドット

⑧回線速度 : 最も細い回線で 8Mbps

(2) 利用者の接続回線

①三重県 : 三重県行政 WAN、インターネット回線(仮想デスクトップ経由)

②市町 : インターネット回線

一部の団体は、仮想デスクトップを経由してインターネットを利用している。

③その他利用団体 : インターネット回線

④外部委託先(民間コンサルタント) : インターネット回線

5.1.4. サーバ機器

以下に基づき、積算システム構築業務において調達すること。

(1) 性能・信頼性

- ・運用開始後 5 年間のデータ量と業務量を見込み、十分なデータ保存容量を確保したハードウェア構成とすること。
- ・一般利用者の同時接続数 180、ゲストの同時接続数 30 の環境下においても問題なく利用できる性能を確保したハードウェア構成とすること。
- ・データ保存容量や性能の不足により運用に支障が生じた場合には、受発注者が協議し、構築時の見込みが不十分と判断される場合は、受注者負担で機器増強又はシステム改修費用を行うこと。なお、構築後の運用範囲の拡大等、発注者に起因する機器増強は発注者負担とする。
- ・メーカーサポートが運用保守期間中に切れることがないサーバ機器を採用すること。
- ・ハードウェア障害に対応するため、サーバ構成を極力簡素化したうえで、システム運用を停止することなく継続して利用できるような冗長化等の対策をとること。
- ・災害等により積算システムが被災を受けた場合にも早期復旧が可能となるよう、遠隔地へのデータバックアップを実施すること。

(2) 拡張性・柔軟性

機能追加や機能改修にも柔軟な対応が可能なよう、拡張性を考慮したハードウェア構成とすること。

(3) 開発環境、検証環境、本番環境

改定内容および追加機能の本番環境への適用に先立ち、本番環境と類似した環境で動作検証(テスト)を実施するため、検証(テスト)環境を構築すること。

5.1.5. ミドルウェア・ソフトウェア構成

以下に基づき、積算システム構築業務において調達すること。

(1) 信頼性

- ・一般的な技術方式や他システムで使用実績のあるミドルウェア・ソフトウェア構成とすること。
- ・複数の業務用端末からの同時接続によりデータの不整合や処理停止が発生しないようシステムを設計し実装すること。
- ・メーカーサポート(セキュリティアップデート)が運用保守期間中に切れることがない製品を採用すること。
- ・稼働状況を監視し、障害発生を速やかに検知できること。
- ・運用における操作ミス、不正アクセスによる情報漏洩からシステムを保護し、障害発生時には速やかに復旧できるようバックアップ、IP アドレス制限、ポート制限、及びルート証明書による通信暗号化対策等を設計し実装すること。
- ・一部の共同利用団体は仮想デスクトップ環境を利用していることから、ミドルウェア・ソフトウェアの商用利用ライセンス条件、経済性を考慮して選定すること。

(2) 拡張性・柔軟性

5.1.3 利用者環境 に対応出来るものとし、著しく利用者環境を制限しないものを採用すること。

(3) 上位互換性

将来のバージョンアップに対しても可能な限り現状との互換性が保たれる製品を採用すること。

(4) ライセンス

三重県で保有しているライセンスを次に示す。

- ①Windows Server 2016 User CAL：三重県職員分を保有している。
- ②Windows Server 2019 User CAL：三重県職員分を保有予定。
- ③地域 Select Plus for Government Partners サーバ製品群
- ④地域 Select Plus for Government Partners アプリケーション製品群
- ⑤Open License for Government サーバ製品群
- ⑥Open License for Government システム製品群
- ⑦Open License for Government アプリケーション製品群

- ・ Microsoft Windows Server を使用する場合、2019 を採用すること。
- ・ Microsoft Windows Server のクライアントアクセスライセンス(CAL)が必要な場合、共同利用団体分として 900 ライセンス、外部委託先(民間コンサルタント)分として 100 ライセンスの合計 1,000 ライセンスを本構築・運用保守業務において調達すること。
- ・ サーバ機器において、各種データベース製品、Microsoft Office、Adobe Acrobat、等を使用する場合、必要なライセンスを本構築・運用保守業務において調達すること。
- ・ サーバ機器において、Java を使用する場合、無償で商用利用可能な製品(Open Java)を使用することも可能とする。Oracle Java8 JRE を利用し、有償延長サポート(サブスクリプションサポート)が必要となる場合は、必要となるサーバのCPUコア数分のライセンスを本構築・運用保守業務において調達すること。
- ・ 業務用端末において Java を使用する場合、仮想デスクトップ環境にインストールすることを考慮し、無償で商用利用可能な製品(Open Java)を使用すること想定している。Oracle Java8 JRE を利用し、有償延長サポート(サブスクリプションサポート)が必要となる場合は、三重県利用者分として 1,000 ライセンスを本構築・運用保守業務において調達すること。

5.1.6. 機能

次期積算システムで実現する機能は【別紙 4】「機能一覧表」のとおりとし、必須とする機能は本業務において必ず実現すること。

また、任意の機能についても可能な限り実現すること。

なお、機能一覧表に記載のない機能も受発注者が協議のうえ搭載することができる。
機能の実現にあたって代替機能が考えられる場合、受発注者が協議のうえ代替機能
を利用してよい。

機能の実現にあたっては、色分けやレイアウトを工夫し、画面の見やすさや操作性、
適切な情報量を確保すること。

5.1.7. 三重県独自機能(サブシステム)

積算システムと連携して動作する各種の三重県独自機能(サブシステム)を構築する
こと。

発注者との協議により、同等以上の機能を実現してもよい。

なお、構築に要するサーバ機器及びソフトウェア等の調達は本構築・運用保守業務に
含む。

(1) 予定価格事後公表機能

- ・予定価格事後公表の対象とした設計書において、概算の諸経費率で積算した概算設
計書を作成できること。

概算の諸経費率は正規諸経費率の±5%で乱数値とすることを想定している。

- ・概算設計書の積算エラーを確認したうえで、1~5 百万円単位で指定した正規設計価
格が確認できること。
- ・概算設計書を「ロック」し、誰もが閲覧できない状態にできること。
- ・入札書受付締切後、最低限の操作で概算設計書のロックを解除でき、正規の諸経費
で再積算できること。
- ・各設計書データにおける概算諸経費及び正規諸経費による積算処理状況をログ管
理し、必要に応じて追跡調査ができること。

(2) 積算業務の外部委託に必要な機能

- ・外部委託先は民間コンサルタントを想定している。
- ・外部委託先が積算業務を行う場所は、委託先の各社屋を想定している。
(各社の業務用端末からインターネット回線を通じて積算業務を実施できること。)
- ・県及び共同利用団体が作成した設計書の漏洩を防止するため、必要な誤操作防止対
策、安全対策を行うこと。

例)

- ①「三重県及び共同利用団体が金入り設計書を保存する DB サーバ」と「外部委託
先(民間コンサルタント)が金抜き設計書を保存する DB サーバ」の分離

- ②IP による接続制限

- ③ルート証明書による暗号化

- ・積算外部委託の対象となる民間コンサルタントには、ゲスト権限を付与する。ゲス
ト権限では、設計単価データ及び諸経費データを非表示とした「金抜き設計書」の
作成ができること。
- ・「金抜き設計書」の作成画面において、積算条件の入力漏れや組合せエラーが確認
でき、エラーの無い設計書を作成できること。

-
- ・一般利用者(発注者)権限では、積算業務委託の成果品(金抜き設計書データ)を受け取り、積算機能により正規設計書(金入り設計書)に変換できること。
 - ・構築時点では、金抜きの災害査定設計書の積算業務を外部委託することを想定しているが、ダミー単価による概算設計書、正規単価に基づく正規設計書までを災害査定設計書及び実施設計書で作成できるよう、段階に応じた複数のゲスト権限設定ができること。
 - ・構築時点の外部委託者の同時接続数は最大 20 とするが、積算業務の外部委託の拡大施行又は大規模災害時には、同時接続数の増加に対応できること。
- (3) 国土交通省が提供する「工期設定支援システム」への連携機能
- ・全国標準積算基準データ(土木)について、国土交通省が提供する「工期設定支援システム」に使用できる標準形式(CSV 形式)で出力できること。
 - ・運用保守期間内に「工期設定支援システム」がバージョンアップされることや、土木以外の各職種へ展開することも想定されるが、可能な限り対応すること。
 - ・「交通誘導警備員」、「水替工(締め切り排水工)」、「1 日未満で完了する作業」の積算支援については、「工期設定支援システム」を利用することを想定しているが、【資料 10】各種 Excel 支援シートに準じて、各歩掛の標準作業日数を登録した「Excel 積算支援シート」を受注者が作成し運用してもよい。
- (4) 「建設廃棄物の運搬処分費」の経済比較支援(サブシステム)
- ・各種電子地図サービスから取得した運搬距離と DID 区間の有無に応じた「運搬費用」と「建設廃棄物受入れ料金」の合計額について、経済比較する作業の支援をすること。
 - ・利用者の利便性を考慮し、【資料 10】各種 Excel 支援シートに示す「建設廃棄物の運搬処分費」経済比較支援シートを作成することを想定している。なお、電子地図サービスは既存のサービスを利用するものとし、DID 地区や通行止め路線の迂回を考慮した経済比較までは求めておらず、利用者が各受け入れ地への運搬距離を個々に算定し、Excel 経済比較支援シートへ距離を転記することを想定しているが、可能な限り自動化し、利用者の作業量を削減できることを目標とする。
 - ・発注者は、県内の建設廃棄物受け入れ地(約 100 施設)について、随時、名称、住所(緯度経度及び座標)、受け入れ品目(無筋 Con 塊、鉄筋 Con 塊、As 塊、立木枝葉、立木根株、汚泥の 6 品目)と受け入れ料金を提供する。
 - ・各種電子地図サービスで利用できるよう、県内の建設廃棄物受け入れ地を登録し、随時、更新すること。
 - ・各種電子地図サービスにおいて、建設廃棄物発生現場から周辺 60km 圏内の建設廃棄物受け入れ地を選定し、運搬経路(距離)を取得できること。
 - ・取得した運搬経路を保存・印刷できること。
- なお、運搬経路検索結果は経済比較の根拠資料として公共事業に使用するため、地図の利用権を確保できること。
- ・電子地図サービスは、「WEB 建設物価 Map サービス(物価調査会)」、「Mapfan プレミアム(インクリメント P)」又は「地理空間情報集約システム(三重県市町総合事
-

務組合)」を想定しているが、受発注者の協議により決定する。

- ・「WEB 建設物価 Map サービス(物価調査会)」又は「Mapfan プレミアム(インクリメント P)」を利用する場合、県と共同利用団体が別途契約をするため、地図サービスの利用料は本構築・運用保守業務に含まない。ただし、本サブシステムの構築と運用管理に必要な場合、受注者も地図サービスの利用契約をすること。
- ・利用団体の独自見積もりによる受入れ地、受入れ品目(刈草、廃プラスチック等)にも対応すること。
- ・利用者の利便性を考慮し、建設廃棄物受け入れ地と受け入れ品目を組み合わせた施工歩掛を作成すること。建設廃棄物受け入れ地の変更があった場合は歩掛を改定すること。

5.1.8. 搭載データ

(1) 搭載する主なデータ

①全国標準積算基準データ(土木、港湾、下水)

4.2.3 次期(第6期)積算システム構築の基本方針に示す全国標準積算基準データは別途提供する。積算基準書に基づく積算大系ツリー、諸経费率、各種補正係数、施工歩掛、施工パッケージ等のデータについて積算システムに適用すること。必要に応じてファイル形式を変換してもよい。

②三重県積算基準データ(水道、土地改良、森林林業及び三重県独自運用等)

三重県積算基準データとは、全国標準積算基準データ(土木、港湾、下水)以外に三重県が適用する積算基準書及び各種運用等に基づく積算大系ツリー、諸経费率、各種補正係数、施工歩掛、施工パッケージ等のデータを指す。

三重県積算基準データは、本構築業務において作成し、第6期積算システムに適用すること。

なお、別途提供する第5期積算システムの積算基準データ及び全国標準積算基準データを参考に作成してもよい。

なお、端数処理・有効数字等については、必要に応じて仕様変更できること。

③共同利用団体独自積算基準データ

共同利用団体独自積算基準データとは、各共同利用団体が独自に適用する諸経费率、各種補正係数及び歩掛等のデータを指し、適用する共同利用団体の利用者のみ利用できること。

④設計単価データ

機械経費(損料、賃料)、労務、資材等の単価データを指す。全ての利用者が利用できること。

- ・三重県設計単価表掲載単価については、別途調査したデータを毎月提供するので積算システムに適用すること。
- ・建設機械等損料表については、冊子を提供するので受注者が機関出力、標準運転日数、換算損料等を入力・更新し、積算システムに適用すること。
- ・その他の積算基準書、独自調査等に基づく単価については、別途データを提供す

るので、積算システムに適用すること。

ファイル様式は、短期間で直接取り込み可能な形式となるよう、受発注者の協議により決定する。

⑤共同利用団体独自設計単価データ

共同利用団体独自設計単価データとは、各共同利用団体が独自に制定した機械、労務、資材等のデータを指し、適用する共同利用団体の利用者のみ利用できること。

(2) 搭載する時期と内容

第 5 期積算システムに搭載している積算基準データを、【資料 2】「諸経費区分一覧表」、【資料 3】「基準データ等一覧表」に示す。

積算基準データは、全国標準積算基準データの利用を前提とする。

なお、全国標準積算基準データがない職種については、第 5 期積算システムと同等以上の積算基準データを搭載することを基本とする。

設計単価データは、【資料 3】「基準データ等一覧表」に示すデータを搭載することを基本とする。

これらのデータは、構築後の運用において、改定作業により追加、更新、削除していくものとし、更新や削除があった場合についても、過去のデータも利用できるよう履歴を持たせること。

積算システム構築において搭載するデータは、システム移行を考慮して、令和 3 年 4 月 1 日時点の全ての搭載データと、令和 3 年 4 月 1 日以降の改定データ(差分)を搭載することを基本とし、構築期間内で搭載データの改定が必要となった場合は、構築業務において実施すること。詳細は受発注者の協議により決定する。

5.2.1. 第 5 期積算システムからの引継ぎ 必要となる過去の搭載データについても必要に応じて登録すること。

(3) 共同利用団体独自運用に基づく搭載データについて

5.1.8. 搭載データ (1)搭載する主なデータのうち、③共同利用団体独自積算基準データ、⑤共同利用団体独自設計単価データの 第 5 期積算システムから第 6 期積算システムへの移行と運用保守は本構築・運用保守業務の対象としない。

5.1.9. 操作性・処理速度(応答時間)

(1) 操作性の確保

積算システムソフトウェアパッケージを基本として、可能な限り操作性を確保すること。

- ・個別施工歩掛の積み上げ作業ごとに数量・単価が逐次計算され表示画面が更新されること。
- ・複写操作(コピー&ペースト)や操作巻き戻し(アンドゥ操作)が Windows の操作に準じてマウス操作やキーボードからショートカットキーできること。
- ・不要なマウスクリックや入力作業を低減すること。

(2) 処理速度の目標値

第 6 期積算システムでは、第 5 期積算システムと同等以上の処理速度となるよう、

次に示す処理速度(応答時間)を目標値とする。

①一般的な画面遷移の応答時間：1 秒

②100 ページ程度の設計書における積算処理にかかる時間

(積算ボタン押下→完了表示)：10 秒

③100 ページ程度の設計書における PDF ファイルの出力にかかる時間

(PDF 出力ボタン押下→PDF 表示)：15 秒

④100 ページ程度の設計書におけるエクセルファイルの出力にかかる時間

(Excel 出力ボタン押下→完了表示)：30 秒

(3) 処理速度の目標値が達成できない場合の措置

可能な限りシステムを改善すること。また、処理中であることがわかるように、必要に応じて進捗状況を表示すること。

5.1.10. 動作検証(テスト)

各動作検証(テスト)において共通する事項を次に示す。

- ・動作検証(テスト)の実施主体は受注者とし、検証用の機器、データは受注者で準備すること。
- ・受注者は動作検証(テスト)の管理主体として動作検証(テスト)の管理を実施すると共に、その結果と品質に責任を負うこと。
- ・受注者は三重県及び関連する他システムに係る業者等との作業調整を行うこと。
- ・各動作検証(テスト)工程は、三重県の関係者に対する作業負担を抑える工夫をした計画を立てること。
- ・発注者に対し定期進捗報告及び問題発生時の随時報告を行うこと。
- ・各動作検証(テスト)を行うため、一連のテストケース(入力、出力及びテスト基準)、テストシナリオ(例外処理を含む)、テストデータ、テスト評価項目及びテスト手順を実施前に整理し、【様式 13】「テスト計画書」に記載すること。
- ・各動作検証(テスト)終了時に、実施内容、品質評価結果及び次工程への申し送り事項等について、【様式 14】「テスト結果報告書」を作成すること。
- ・動作検証(テスト)時に使用した不要なデータ、ユーザ ID、プロセス及びサービス等は本番稼働前には完全に削除し、削除したことを示す記録を【様式 14】「テスト結果報告書」に含め、提出すること。
- ・動作検証(テスト)の種類は受発注者の協議により追加しても良い。

(1) 単体テスト

コンピュータプログラムモジュール単位(プログラムの最小の部品単位)でのテストを実施すること。

(2) 結合テスト

モジュール間やシステム間の接点が機能するかテストを実施すること。

(3) 総合テスト

本番に近い環境で実施し、システム全体が仕様のとおりに動作するかテストを実施すること。

(4) 運用テスト

三重県及び共同利用団体の全て(本庁舎、支所等を含む)に訪問し、利用者の業務用端末を使用してテストを実施すること。

テスト項目は、機能の動作確認及び動作速度を検証すること。

(5) 負荷テスト

最大同時接続数で、設計書作成を実行中の、動作速度及びサーバへの負荷状況を検証すること。

なお、検証に必要な機器やソフトウェアは受注者で準備すること。

(6) 発注者テスト

発注者の業務用端末を使用し、発注者により接続確認・機能検証・動作速度の検証を実施すること。

5.1.11. 試行運用

(1) 実施期間

実施期間は令和 3 年 7 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日とする。

(2) 実施対象

全利用者を対象とする。

(3) 実施内容

利用者は、自らの業務用端末を使用し、令和 3 年 7 月 1 日から設計書作成を行う。

このため、試行運用開始までに積算に必要なデータ及び機能を搭載し、帳票印刷までできること。

なお、試行運用開始までに搭載するデータ及び機能については別途指示する。

また、作成した設計書データは本運用開始後も引き続き使用できること。

(4) 不具合のある設計書の一覧出力対応

積算基準データの不具合が判明した場合、発注に使用されている可能性がある設計書を抽出し、発注者へ報告するとともに、時期を調整のうえ、速やかに修正すること。

(5) 改善点等への対応

受注者は、試行運用で判明した改善点等を把握し、【様式 23】「課題管理表」により対応の適否を受発注者が協議し、本運用開始までに改善すること。

5.1.12. 工程管理

積算システム構築業務の遂行にあたっては、【様式 3】「業務計画書」に定めた事項を遵守し、厳密なプロジェクト管理を行うこと。

5.1.13. BCP 計画等

(1) BCP(業務継続計画)

災害や事故等の発生により、最低限の事業活動を継続または目標復旧時間以内に再開できるようにするために必要な計画を策定し提出すること。

(2) セキュリティ事故対応マニュアル

積算システムからの情報流出等、想定されるセキュリティ事故に対して対応方法を検討し提出すること。

(3) システム復旧マニュアル

災害や事故等によりバックアップデータ等から積算システムのリストア方法を記載した資料を作成し提出すること。

なお、作成にあたっては実際にリストア演習を行い、結果を報告すること。

5.1.14. 情報セキュリティ対策

想定される脅威を整理し、契約後に示す「三重県電子情報安全対策基準(情報セキュリティポリシー)」に従った対策ができること。

また、本システムのセキュリティ対策について、パッチの適用、ウイルス対策、ログ管理、不正アクセス防止等の観点から、セキュリティ設計を行い、詳細設計書に記載すること。

なお、三重県行政 WAN の共通機能として、「Windows Server Update Services」及び「ウイルスバスター コーポレートエディション」等を保有しているため、この機能を利用した対策を行ってもよいものとする。

5.1.15. マニュアル

以下に基づき、マニュアルを作成すること。名称や内容の構成は任意に変更してよい。

(1) 利用者向け詳細マニュアル

システムの仕様や操作方法を詳細に記載した資料を作成し、随時更新すること。

三重県の独自機能及びサブシステムのマニュアルは別冊マニュアルとしてもよい。

積算システム利用画面から随時、閲覧し、項目別に検索できるよう PDF 形式を想定している。

(2) 利用者向け研修用テキスト

積算システムの操作方法や積算にあたっての注意事項等を簡潔に記載した資料を作成し、随時更新すること。

利用者向け研修において配付・説明できるよう PDF 形式を想定している。

必要に応じて Q&A 集を作成すること。

(3) 団体管理者向けマニュアル

ユーザ管理機能等の操作方法や注意事項等を記載した資料を作成し、随時更新すること。

団体管理者向け研修において共同利用団体の管理者に配付・説明できるよう PDF 形式を想定している。

(4) システム管理者向けマニュアル

利用者向け詳細マニュアルに記載のないデータ抽出管理機能や、利用ログ閲覧、サーバ機器ネットワークの構成、改定作業において確認すべき歩掛データの計算過程

の演算子、端数処理記号、表示非表示フラグ等を説明した資料を作成し、随時更新すること。

5.1.16. 初回研修

(1) 利用者向け研修

- ・ 試行運用開始後、全利用者に向けて県庁舎 11 箇所の会議室で実施する。
 - ・ 発注者が開催周知と会場の設営、研修用端末の設置を行うので、受注者は操作説明の講師を行うこと。
 - ・ 研修用端末は **5.1.3. 利用者環境** (1)業務用端末 の仕様を満たすノート PC である。
 - ・ 利用者向け研修用テキストを紙媒体で配付すること。
 - ・ 半日を 1 回とし、1 回当たり最大 25 名の出席を想定している。
 - ・ 研修と併せてアンケート調査を実施し、結果集計と解析を行い、【様式 15】「**研修結果報告書**」として提出すること。集計や解析結果を元にシステムの改善箇所等の発見や次回以降の研修内容の改善を行うこと。
 - ・ 研修に必要なテキストやアンケートの作成は受注者で行うこと。
- 詳細な開催時期、開催場所及び開催内容等は、【別紙 1】「構築・運用保守スケジュール」、【資料 4】「研修開催予定箇所一覧」を参照。

(2) 団体管理者向け研修

- ・ 共同利用団体の団体管理者向け研修を県庁内又は県庁周辺の会議室で実施する。
- ・ 発注者は、開催通知と会場の設営、操作端末の設置を行うので、受注者は操作説明の講師を行うこと。
- ・ 団体管理者向けマニュアルを紙媒体で配付すること。
- ・ 管理者向け研修は、試行運用期間中に 1 回、1 時間程度とし、最大 70 名の出席を予定している。
- ・ 研修は、団体管理者向けマニュアルの説明を主体とし、必要に応じて実機によるデモンストレーションや、共同利用団体独自運用に基づく搭載データの運用保守についての質疑応答も実施する。

5.2. 引継ぎ

5.2.1. 第 5 期積算システムからの引継ぎ

(1) 業務の引継ぎ

第 5 期積算システム受注者から、運用業務の作業内容や遵守事項を引き継ぐこと。

共同利用団体独自積算基準データ、共同利用団体独自設計単価データの運用についても引き継ぐこと。

(2) 搭載データの引継ぎ

第 5 期積算システムの搭載データを発注者が提供する。

計算式、端数処理、設定条件等を根拠となる積算基準と照合確認したうえで引き継ぐこと。

全国標準積算基準データを除く搭載データは、第 5 期積算システムで計算した結果と同一となることを基本とし、コード名も整理のうえ、できる限り第 5 期積算システムと合わせるものとするが、提供する搭載データの内容及び引継ぎ方法の詳細は受発注者で協議し決定する。

(3) 複数年度にわたる事業となる実施中の設計書データの引継ぎ

第 5 期積算システムで作成した設計書のうち、完成日が令和 4 年 3 月 31 日を越える設計書について、第 6 期積算システムに移行し、令和 4 年度以降に設計変更やスライド設計が利用できるようにすること。

なお、移行件数は最大 100 件程度を想定しているが、受発注者で協議し決定する。

設計書データの移行スケジュールは、移行作業が利用者の業務に影響を与えないよう計画すること。

移行にあたっては、データコンバートや手作業の転記入力により単価表や代価表における機労材の数量・金額の構成、計算過程の数値を再現することとし、可能な限り積算金額の連続性を確保すること。

「全国標準積算基準データ」を利用することに伴い、積算基準、機械損料データ、労務単価データ、資材単価データのコード番号が全国標準化されるため、第 5 期積算システムに搭載している各種データの完全な移行は求めない。

第 5 期積算システムからの設計書データ抽出作業は、別途、第 5 期積算システムの受注者が対応するが、第 6 期積算システムへの設計書データ移行作業は第 6 期積算システムの受注者が対応することを想定している。旧年版の全国標準積算基準データの利用、データの調整等、必要な項目は受発注者が協議し決定する。

5.3. 会議等

5.3.1. 会議等

(1) 要件定義

事前に各工程における要件の協議を十分行ったうえで、仕様書に基づくシステムの要件定義書を作成し、発注者と合意すること。

合意後は、順次システム設計に移行していくこと。

(2) 進捗報告

2 週間に 1 回程度、工程表による進捗状況及び【様式 23】「課題管理表」による課題解決状況を報告すること。

報告日は金曜日を基本とし、金曜日が休日の場合は休日の前日に報告すること。

なお、必要に応じて進捗会議を開催すること。

(3) 定例会議

月 1 回、三重県庁周辺の会議室で開催し、業務全体の進捗状況、課題解決の進捗状況について、【様式 10】「月次作業報告総括表」を用いて報告すること。

なお、会議には実施責任者(統括実施責任者を設置している場合は統括実施責任者)が必ず出席すること。

また、定例会議で報告及び協議した内容を議事録にまとめ、定例会議の日から 14

日以内に提出すること。

5.4. 成果物

5.4.1. 成果物

システム構築における成果物は以下のものを提出すること。

なお、以下に表記した成果物以外の提出も可能とし、提出にあたっては事前に提出物を定め【様式 3】「業務計画書」に記載すること。

- (1) 業務計画書【様式 3】・・・・・・・・・・紙媒体 1 部、電子データ 1 部
- (2) 打合せ議事録【様式 25】・・・・・・・・・・紙媒体 1 部、電子データ 1 部
会議内で行った打合せは、会議資料に綴じ込むこと。
- (3) 要件定義書【任意様式】・・・・・・・・・・紙媒体 1 部、電子データ 1 部
- (4) 詳細設計書【様式 S1】・・・・・・・・・・紙媒体 1 部、電子データ 1 部
- (5) テスト計画書【様式 13】・・・・・・・・・・紙媒体 1 部、電子データ 1 部
- (6) テスト結果報告書【様式 14】・・・・・・・・・・紙媒体 1 部、電子データ 1 部
- (7) 定例会議報告書(月次作業報告総括表)【様式 10】・・紙媒体 1 部、電子データ 1 部
- (8) 研修結果報告書【様式 15】・・・・・・・・・・紙媒体 1 部、電子データ 1 部
- (9) 利用者向け詳細マニュアル【様式 16】・・・・・・・・紙媒体 1 部、電子データ 1 部
- (10) 利用者向け研修用テキスト【任意様式】・ 配付用紙媒体 1,900 部、電子データ 1 部
研修に必要な数量を印刷する
- (11) 団体管理者向け研修用テキスト【任意様式】・ 配付用紙媒体 70 部、電子データ 1 部
研修に必要な数量を印刷する
- (12) システム管理者向けマニュアル【任意様式】・・・・紙媒体 1 部、電子データ 1 部
- (13) 障害対応管理簿【様式 17】・・・・・・・・・・紙媒体 1 部、電子データ 1 部
- (14) BCP 資料【任意様式】・・・・・・・・・・紙媒体 1 部、電子データ 1 部
- (15) セキュリティ事故対応マニュアル【任意様式】・・・・紙媒体 1 部、電子データ 1 部
- (16) システム復旧マニュアル【任意様式】・・・・・・・・紙媒体 1 部、電子データ 1 部
- (17) 構成管理資料【任意様式】・・・・・・・・・・紙媒体 1 部、電子データ 1 部
構成図、構成表、設置後の写真等を記載すること。
- (18) ハードウェア、ミドルウェア、ソフトウェア、本業務で作成したデータ・・・1 式
- (19) 各種ドキュメント類・・・・・・・・・・・・・・・・・・電子データ 1 部
詳細は【資料 5】「各種納入ドキュメント一覧」を参照。

6. 積算システム運用保守

積算システム運用保守においては 6.1. 運用保守から 6.6. 成果物を調達の範囲とする。

業務の各段階で提出しなければならない資料は、十分な日数の余裕を持って提出すること。

5.4.1. 成果物の(9)から(18)については、積算システム構築業務から引き継ぐこととし、内容変更が生じた場合は、随時更新し提出すること。

6.1. 運用保守

6.1.1. 運用時間

積算システムの運用時間は祝日休日を含む 24 時間 365 日を基本とする。ただし、夜間(3:00~6:00)は日々のバックアップ作業等のため、利用者へのサービス提供を停止することを想定している。

次に示す改定年版の適用やシステムメンテナンス等により、一時的に積算システムの停止が必要となる場合はこの限りではない。

- ①サーバ設置場所における停電等
- ②各ネットワーク管理者によるネットワークの停止
- ③改定作業に伴うデータ適用作業
- ④年 1 回のハードウェアの定期点検
- ⑤年 2 回の発注者が実施する定期点検に伴う停止(全体バックアップ)
- ⑥データバックアップ等(停止時間は 3:00~6:00 の間とする)
- ⑦OS、ソフトウェア等のバージョンアップやパッチ適用による一時的なシステム再起動
- ⑧その他、発注者が必要と認めた場合
 - ・システム停止日について、緊急の場合を除き 2 週間前までに発注者と協議すること。
 - ・発注者が利用者へ行う通知に合わせて、受注者は積算システムの利用者認証画面で積算システム停止を周知すること。
 - ・積算システムの停止は、三重県庁開庁日(平日 8:30~21:00)を避けること。
 - ・災害発生時及び会計検査の対応等の業務繁忙期においては、臨時に夜間を含む 24 時間利用ができるよう考慮すること。

6.1.2. 運用管理

積算システムの運用管理にあたっては、運用管理ツール等を用い効率的に行うとともに、内容変更が生じた場合は必要に応じてバージョン管理を行うこと。

なお、運用管理ツールは保守が受けられるものでなければならない。

また、事前に三重県のネットワーク管理者の承認を得たうえで三重県のリモート保守環境が使用可能である。

(1) システム稼働状況管理

ハードウェア、ソフトウェア等のログを監視すること。

自動監視したログはデータ保存のうえ、ハードウェア、ソフトウェア等の障害の有

無や不正なアクセス等がないかを分析し、安定的に稼動するための対応を行うこと。

障害を検知した場合は、検知情報を自動的に受発注者へ電子メールにより送信する仕組みを構築すること。

監視に必要なソフトウェア等は、受注者の負担で調達すること。

分析結果を元に、改善提案等を定例会議で報告すること。

(2) 利用者管理

【別紙 5】「利用申請手順」に基づき利用者の追加、修正及び削除を行うこと。

毎日定時に利用者数(同時接続数)を計測し、利用者数の推移がわかる資料を作成すること。

計測時間は協議により決定すること。

利用者管理に必要なソフトウェア等は、受注者の負担で調達すること。

利用者の追加、修正、削除の記録及び利用者数の推移については定例会議で報告すること。

(3) サーバ管理

OS のバージョンアップやセキュリティパッチ等が公開された場合は、別途構築した類似環境において速やかに動作検証を行い、積算システムへの適用の可否を決定すること。

OS のバージョンアップ等を適用する場合は、実施前に【様式 18】「保安全管理計画書」、実施後は【様式 19】「保安全管理報告書」で報告すること。

なお、動作検証に要する費用は受注者の負担とする。ただし、動作検証の結果、システムの大幅な改修が必要となることが判明した場合は、受発注者が協議し OS のバージョンアップ時期を決定する。

(4) データバックアップ

①搭載データ及び設計書データ

最低限 3 日前の状態まで復元できるよう、日次バックアップすること。

②サーバ設定情報等を含む積算システムを構成する全データ

災害等によりデータセンターやサーバ機器に障害が発生した場合においても、積算システムを復元できるよう最低限 年 2 回以上、システム全体をバックアップすること。

物理サーバ内に仮想サーバを構成することでバックアップとしてもかまわない。

バックアップデータは、毎回、遠隔地に輸送し保管することとし、保管場所は、施設可能でデータセンターの被害が直接影響しない屋内としなければならない。

バックアップ作業及び機器、記憶媒体に要する費用は受注者の負担とする。

バックアップの頻度、保管場所、方法等は協議により決定する。

なお、長時間のシステム停止が必要となる場合、発注者が年 2 回実施するシステム一斉点検に合わせて実施することができる。

6.1.3. 機器保守

(1) 機器点検保守

- ・年 1 回、定期点検を実施し、報告すること。
- ・点検実施時期については協議により決定すること。
- ・定期点検は、機器設置場所において、納入した全てのハードウェアに対し、システム稼働状態で実施すること。
- ・点検は、目視のみでなく、異臭や異音に対しても異常の有無を確認すること。
- ・必要に応じてハードウェアの清掃を行うこと。

(2) 機器交換

- ・サーバ機器はオンサイト保守を基本とし、復旧にかかるシステム停止時間を最小限とすること。
- ・サーバ機器の故障が判明した時は、復旧可能時期とシステム停止の要否を発注者に報告するとともに、対応を協議すること。
- ・サーバ機器の構成部品等の交換は、受注者負担により行うこと。

6.1.4. 発注者業務支援

(1) 機労材使用量データ抽出

毎年 4 月上旬に、前年度 1 年間の設計単価データの使用量を集計し、所属コード別にデータファイルを分割し提出すること。

抽出対象設計書は、前年度の実施用設計書とし、変更している場合は最新の設計書を対象とする。

詳細は、【様式 20-1】「資材集計表」及び【様式 20-2】「機械集計表」を参照すること。

(2) リサイクル認定製品使用実績算出

毎年 4 月中旬に、前年度 1 年間のリサイクル認定製品の使用実績を所属コード別に算出し、集計したうえで提出すること。

抽出対象設計書は、前年度の実施用設計書とし、変更している場合は最新の設計書を対象とする。

詳細は、【様式 21-1】「三重県認定リサイクル製品の使用・購入実績報告書」及び【様式 21-2】「三重県認定リサイクル製品使用量」を参照すること。

(3) その他データ抽出

(1)(2)以外のデータ抽出についても支援すること。

(4) 検算会用資料作成

発注者が開催する検算会の資料とするため、発注者が指示する歩掛コードの試算を行い、【様式 K9-5】「施工単価表」を提出すること。

(5) 発注者の問い合わせ対応支援

発注者の直接問い合わせに対して支援すること。

6.1.5. 障害対応

積算業務は休日や夜間においても実施することが多いため、迅速な障害対応が可能な体制を確立すること。

(1) 緊急連絡網の作成

障害発生時における発注者、受注者、共同利用団体窓口の連絡先を記載した連絡網を作成し提出すること。

緊急連絡網は、毎年 4 月に更新する。

(2) 障害受付

休日を含む 24 時間の受け付けを行うこと。

受付手順は、【別紙 6】「障害対応手順」による。

(3) 障害時対応

障害時における対応は、【別紙 6】「障害対応手順」を基本とする。

なお、障害発生時対応は速やかに行うとともに、利用者への影響を最小限に留めること。

障害時対応の内容は、【様式 17】「障害対応管理簿」に記載すること。

(4) 障害事後対応

障害時対応の情報を元に原因を分析し、同様の障害が発生しないよう是正措置や予防措置を講ずること。

また、障害事後対応を実施した場合は、【様式 17】「障害対応管理簿」に記載すること。

6.1.6. 災害等対応

(1) 状況確認報告

天災等によりシステムの安定稼働に影響が出ていることが判明した場合は、機器設置箇所に急行し状況確認等の対応をするとともに、次の項目について検討し、速やかに発注者に報告すること。

- ・復旧の可否(最優先で報告)
- ・復旧までの期間
- ・復旧までの代替案
- ・復旧に要する費用

(2) 運用時間

災害発生時及び業務繁忙期においては、臨時に夜間を含む 24 時間利用ができるよう考慮すること。

6.1.7. 訓練

(1) 災害想定訓練

年 1 回、受発注者及びデータセンターで災害や障害に対する訓練を実施すること。

なお、実施時期及び実施内容等については、協議により決定する。

(2) データリストア机上訓練

年 1 回、システム復旧マニュアルを元に、機器の状態の推移を想定・確認しながら手順を検証すること。

訓練の実施結果は報告すること。

6.1.8. ヘルプデスク

発注者、共同利用団体窓口及び利用者からの問い合わせに対して、以下のとおり対応を行うこと。

なお、運用初期は問い合わせ数が増えることが予想されるため、体制を強化すること。

(1) 対応事項

- ・第 6 期積算システムの操作に関すること。
- ・第 6 期積算システムの機能に関すること。
- ・第 6 期積算システムの不具合又は障害に関すること。
- ・業務用端末の設定に関すること。
- ・消去又は破損した設計書データの復旧に関すること。

(2) 受付時間

- ・令和 3 年 7 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日(試行運用期間を含む)
- ・三重県庁開庁日の 9:00～17:00

(3) 受付場所

受注者負担で受付場所を設置すること。

(4) 受付・対応方法

問い合わせは、電話、電子メールで受け付け、その内容に適した方法で速やかに回答すること。

問い合わせに対する回答は、正確かつ親切に行い、専門用語の使用は極力避けること。

積算基準書やシステムの運用に関する問い合わせのうち、確認が必要なものは安易な回答を避け、発注者に問い合わせ内容を電子メールで送信すること。回答は発注者より行う。

(5) 問い合わせ対応一覧表

問い合わせを行った案件は、【様式 22】「問い合わせ対応一覧表」を作成すること。

また、発注者側への問い合わせについては、発注者側より問い合わせ対応一覧表を作成し提供するため、様式を統合させること。

問い合わせ対応一覧表は定例会議資料に添付すること。

(6) 第 5 期積算システムにおける問い合わせ件数

【資料 9】「第 5 期積算システム問い合わせ一覧」に示す。

6.1.9. 三重県庁常駐(臨時)SE

本業務では常駐 SE の設置は見込んでいないが、運用初期や基準改定時期など、作業量が多く、速やかな判断が必要な場合は発注者との協議により、臨時に SE を配置でき

る。

配置する場合の場所は、三重県庁 5 階技術管理課執務室内とする。

配置する場合の時間は、三重県庁開庁日 8:30 から 17:15 までの間とする。

ネットワーク環境は三重県行政 WAN を使用できる。

6.1.10. 情報セキュリティ対策

想定される脅威を整理し、契約後に示す「三重県電子情報安全対策基準(情報セキュリティポリシー)」に従った対策ができること。

また、本システムのセキュリティ対策について、パッチの適用、ウイルス対策、ログ管理、不正アクセス防止等の観点から、セキュリティ設計を行い、詳細設計書に記載すること。

なお、三重県行政 WAN の共通機能として、「Windows Server Update Services」及び「ウイルスバスター コーポレートエディション」等を保有しているため、この機能を利用した対策を行ってもよいものとする。

6.1.11. 新規利用者研修

(1) 利用者向け研修

- ・研修は、主に利用者向けマニュアルを使用した実機操作研修とする。
- ・研修用端末は 5.1.3. 利用者環境(1)業務用端末の仕様を満たすノート PC である。
- ・県庁周辺の会議室で利用者向け研修を開催する。
- ・発注者が会場の設営、操作端末の設置、利用者への開催周知を行うので、操作説明の講師を行うこと。
- ・研修と併せてアンケート調査を実施し、結果集計と解析を行い、【様式 15】「研修結果報告書」を提出すること。
- ・集計や解析結果を元に、システムの改善箇所等の発見や次回以降の研修内容の改善を行うこと。
- ・利用者向け研修用テキストを紙媒体で配付すること。
- ・半日を 1 回とし、1 回当たり最大 25 名の出席を想定している。
- ・研修に必要なテキストやアンケートの作成は受注者で行うこと。
- ・詳細な開催時期、開催場所及び開催内容等は、【別紙 1】「再構築・運用保守スケジュール」及び【資料 4】「研修開催予定箇所一覧」を参照。

(2) 各利用団体の管理者向け研修

- ・共同利用団体の管理者向け研修を県庁内又は県庁周辺の会議室で実施する。
- ・発注者は、開催通知と会場の設営、操作端末の設置を行うので、受注者は操作説明の講師を行うこと。
- ・団体管理者向けマニュアルを紙媒体で配付すること。
- ・管理者向け研修は、年 1 回、1 時間程度とし、最大 70 名の出席を予定している。
- ・研修は、管理者向けマニュアルの説明を主体とし、必要に応じて実機によるデモンストレーションや利用団体独自積算基準データ作成についての質疑応答も実施す

る。

6.2. 改定作業

6.2.1. 積算基準データの改定

5.1.8. 搭載データ (1) 搭載する主なデータに記載のある積算基準、建設機械等損料表及び三重県独自の運用等の改定があった場合は、以下に基づき搭載データの改定作業を実施すること。

(1) 改定時期

改定時期は、積算基準書の改定及び三重県独自の運用等の改定に合わせ、7月1日(工事積算基準および機械損料、標準単価、市場単価)及び11月1日(業務委託積算基準)、4月1日(諸経費率)を基本とし、年間最大12回の改定を運用業務で行うこと。

祝日、休日により改定作業にかかる時間が確保できない場合、受発注者の協議により適用日を順延する。

詳細な改定スケジュールは、【別紙7】「改定スケジュール」を参照すること。

(2) 改定作業内容

改定作業は積算基準書及び三重県独自運用等の改定を受けて、5.1.8. 搭載データに記載のある積算基準データの修正要否を確認し、修正データを積算システムへ適用する作業を指し、次のものを含む。

- ・積算基準データの追加・修正・削除

(1日未満となる作業の積算等、影響範囲が大きく大規模な改定作業が必要なものを含む)

- ・諸経費の改定

(週休2日制工事の補正、熱中症対策の補正、施工箇所が点在する工事の積算、旅費の率計上を含む)

- ・6.2.3 新たな積算方式への対応において追加した機能の他職種への拡大

- ・改定作業により追加した積算基準データの再改定作業

- ・改定作業に付随する機能等の改修

- ・帳票の追加及び削除、帳票類のレイアウト変更、表示項目の変更

- ・警告表示等の追加、修正、削除

(3) 改定作業手順

【別紙8】「改定作業手順」に基づき実施すること。

改定作業に必要な資料のうち、新旧対照表や積算基準書のデータ等提供可能なものについては発注者より提供する。

ただし、改定作業に当たり、市販されている資料が必要となった場合は、受注者負担で調達すること。

検算等に必要な資料又はツール等を使用する場合は受注者負担で調達すること。

(4) 適用時間

システム停止を伴う適用作業の時間帯は、三重県庁開庁日(平日 8:30~21:00)を避けること。

なお、適用時間は協議により決定すること。

6.2.2. 単価改定

5.1.8. 搭載データ(1) 搭載する主なデータに記載のある設計単価データについて、設計単価表の改訂及び三重県独自の運用の改定があった場合は、以下に基づき搭載データの改定作業を実施すること。

(1) 改定時期

改定時期は、設計単価表の改訂に合わせ、毎月1日を基本とし、年間最大12回の改定を本業務で行うこと。

祝日、休日により改定作業にかかる時間が確保できない場合、受発注者の協議により適用日を順延する。

詳細な改定スケジュールは、【別紙7】「改定スケジュール」を参照すること。

(2) 改定作業内容

改定作業は、5.1.8. 搭載データ④設計単価データに記載のある積算基準書の改定及び三重県独自の運用等の改定を指し、次のものを含む。

- ・設計単価データの追加・修正・削除
- ・改定作業により追加したデータの今後の改定作業
- ・労務単価特例措置、災害査定同意単価への対応
- ・改定作業に付随する機能等の改修

(3) 改定作業手順

【別紙8】「改定作業手順」に基づき実施すること。

改定作業に必要な資料のうち、新旧対照表や積算基準書のデータ等提供可能なものについては発注者より提供する。

ただし、改定作業に当たり、市販されている資料が必要となった場合は、受注者負担で調達すること。

検算等に必要な資料又はツール等を使用する場合は受注者負担で調達すること。

(4) 適用時間

システム停止を伴う適用作業の時間帯は、原則三重県庁開庁日の8:30～21:00を避けること。

なお、適用時間は受注者と発注者が協議により決定すること。

6.2.3. 新たな積算方式への対応

運用期間中に、国の機関が「新たな積算方式」を発表した場合、「全国標準積算基準データ」の範囲においては、運用保守業務の範囲で遅滞なく対応すること。

ただし、5.1.6. 機能「機能一覧表」に用語又は要件が定義されていない機能を追加し、5.1.8. 搭載データに記載のないデータの追加が必要な改定が発生する場合は、適用時期、対応方法及び追加費用を協議により決定する。

なお、システム改修に追加費用が必要な場合は、受注者負担によりその理由と見積を整理し提出すること。

見積にあたっては、あらかじめ改修工数の見積方式を三重県に示し合意しておくこと。

6.3. 引継ぎ

6.3.1. 後継積算システムへの引継ぎ

令和 8 年度の運用保守業務満了時に、第 7 期積算システム受注者に対する引継ぎ事項を以下に示す。

(1) 業務の引継ぎ

令和 8 年度以降、第 7 期積算システム構築・運用保守業務(仮称)の受注者に対し、運用業務の作業内容や遵守事項を引き継ぐこと。

(2) 搭載データの引継ぎ

令和 8 年度以降の積算システム受注者に対し、三重県積算基準データ及び設計単価データを引き継ぎ、内容の説明を行うこと。

(3) 複数年度にわたる事業となる実施中の設計書データの引継ぎ

第 6 期積算システムで作成した設計書のうち、完成日が令和 8 年 9 月 30 日を越える設計書について、第 7 期積算システムに移行できるよう設計書データを抽出すること。

なお、移行件数は最大 100 件と想定しているが、移行件数、データの調整等の詳細な項目は協議により決定する。

(4) ソフトウェア等の引継ぎ

本業務で調達したソフトウェア及びライセンス等については、引継ぎが可能なものについては引き継ぐこと。

6.4. 会議等

6.4.1. 会議等

(1) 改定作業会議

必要に応じて開催し、改定作業の進捗状況、課題解決の進捗状況について報告すること。

(2) 定例会議

月 1 回以上、三重県庁周辺の会議室で開催し、次の事項について報告するとともに必要に応じて協議すること。

- ・ サービス稼働状況(稼働時間、停止時間、停止理由、改善提案等)
- ・ 利用者数の推移、利用者の追加、修正、削除の記録
- ・ サーバデータ容量の推移
- ・ 各種アプリケーション等のアップデートの有無、適用の可否
- ・ BCP 等に関する課題認識
- ・ 課題解決の進捗状況

なお、会議には実施責任者(統括実施責任者を設置している場合は統括実施責任者)が必ず出席すること。

また、定例会議で報告及び協議した内容を議事録にまとめ、定例会議の日から 14 日以内に提出すること。

6.5. サービスレベル協定(SLA)

6.5.1. サービスレベル協定

運用保守業務の品質評価を行うため、評価するサービスレベルの内容やペナルティ基準等については、協議により決定したうえでサービスレベル協定を締結する。

評価された内容を元に、品質の維持もしくは改善を継続的に行っていくこととし、必要に応じて協定の内容を変更する。

6.5.2. サービスレベルの内容

三重県が想定するサービスレベルの内容を、【別紙 9】「運用保守 SLA 基準表(案)」に示す。

6.5.3. サービスレベルの測定時期

発注者は、受注者が達成すべきサービスレベルを満たしているか判断するため、以下に基づきサービスレベルの測定等を行う。

(1) サービスレベルの測定方法

サービスレベルは、定例会議において積算システムの処理速度を測定するとともに、受注者が運用状況を評価したものを発注者が確認する。

システム運用保守費の対象となる、【別紙 9】「運用保守 SLA 基準表(案)」の「可用性」・「信頼性」・「品質」・「ヘルプデスク」・「操作研修」・「積極性」(以下、「システム運用保守費対象項目」という)については、月ごとにサービスレベルの測定を行い、協議により定められた期間ごとに集計を行う。

(2) サービスレベルの測定時期

システム運用保守費対象項目は、原則として協議により定められた期間で対象月の翌月末までに行う。

発注者は、必要と認めるときは、測定結果を取り消し、再測定を行うことができるものとする。

(3) サービスレベル達成の判断方法

受注者が達成しなければならないサービスレベルを満たしたか否かは、【別紙 9】「運用保守 SLA 基準表(案)」に定める基準値(前述の規定により変更された場合は、その変更後の基準値)に基づいて判断する。

6.5.4. 減算ポイントの集計

(1) 減算ポイントの集計方法

受注者が達成すべきサービスレベルを満たさなかった場合は、次に定める計算式により減算ポイントを集計する。項目ごとの減算ポイントは別記の減算ポイント欄に定める。

$$s = p \times c$$

s : 項目別減算ポイント

p : 減算ポイント

c : 回数(月ごとに各項目単位でカウントする。)

(2) 集計後減算ポイントの累積

集計後減算ポイントは、次の規定により消滅するまでは、次期の集計に繰り越し累積するものとする。

(3) 集計後減算ポイントの消滅

集計後減算ポイント(累積されているものを含む。以下同じ。)は、当該集計後減算ポイントに基づき、発注者が **6.5.6. ペナルティ基準**によりペナルティを課した場合(集計後減算ポイントと集計後加算ポイントを合計したポイント(以下「集計後ポイント」という。)の合計がペナルティ基準に達したときは、その差は次期の集計に繰り越し累計される。)または、測定時期より 12 ヶ月連続して減算ポイントの加算が「ゼロ」の場合に消滅する。なお、ペナルティを課す場合、及び消滅させる集計後ポイントに変更がある場合は、発注者と受注者の両者合意のうえ定める。

6.5.5. 加算ポイントの集計

(1) 加算ポイントの集計方法

次に定める計算式により加算ポイントを集計する。項目毎の加算ポイントは別記の加算ポイント欄に定める。

$$s' = p' \times c'$$

s' : 項目別加算ポイント

p' : 加算ポイント

c' : 回数(月ごとに各項目単位でカウントする。)

$$\text{集計後加算ポイント} = \sum s'$$

(2) 集計後加算ポイントの累積

集計後加算ポイントは、次の規定により消滅するまでは、次期の集計に繰り越し累積するものとする。

(3) 集計後加算ポイントの消滅

集計後加算ポイント(累積されているものを含む。以下同じ。)は、集計後減算ポイントの消滅に合わせ消滅する。ただし、集計後ポイントが加算ポイントのみの場合は、測定時より 12 ヶ月経過したのちに消滅する。

6.5.6. ペナルティ基準

三重県が集計後ポイントに基づき、乙に対して課すペナルティは次のとおりとする。

【別紙 9】「運用保守 S L A 基準表(案)」の集計後ポイントの合計がマイナス 60 ポイントに達した場合は、協議により定められた期間に相当する運用保守金額の 25% を減ずる。

なお、集計後ポイントがプラスの場合は増額しないものとする。

6.6. 成果物

6.6.1. 成果物

システム運用保守の成果物は、以下のものを提出すること。

なお、年度途中で出来高検査を実施する場合は、出来高検査の対象期間分の成果物を提出すること。

- (1) 業務計画書【様式 3】・・・・・・・・紙媒体 1 部、電子データ 1 部
- (2) 業務打合簿【様式 9】・・・・・・・・紙媒体 1 部、電子データ 1 部
- (3) 機器管理実施報告書【任意様式】・・・・・・・・紙媒体 1 部、電子データ 1 部
- (4) 保全管理計画書【様式 18】・・・・・・・・紙媒体 1 部、電子データ 1 部
- (5) 保全管理報告書【様式 19】・・・・・・・・紙媒体 1 部、電子データ 1 部
- (6) 資材集計表及び機械集計表【様式 20】・・・・・・・・電子データ 1 部
- (7) 三重県認定リサイクル製品の使用・購入実績報告書及び三重県認定リサイクル製品集計【様式 21】・・・・・・・・電子データ 1 部
- (8) 障害対応管理簿【様式 17】・・・・・・・・紙媒体 1 部、電子データ 1 部
- (9) 問い合わせ対応一覧表【様式 22】・・・・・・・・紙媒体 1 部、電子データ 1 部
- (10) 利用者向け研修用テキスト【任意様式】・・配付用紙媒体 150 部、電子データ 1 部
毎年研修に必要な数量を印刷する
- (11) 団体管理者向け研修用テキスト【任意様式】・・配付用紙媒体 70 部、電子データ 1 部
毎年研修に必要な数量を印刷する
- (12) 研修結果報告書【様式 15】・・・・・・・・紙媒体 1 部、電子データ 1 部
- (13) 改定作業会議報告書【任意様式】・・・・・・・・紙媒体 1 部、電子データ 1 部
- (14) 定例会議報告書(月次作業報告総括表)【様式 10】・・紙媒体 1 部、電子データ 1 部
- (15) 各種ドキュメント類・・・・・・・・電子データ 1 部
詳細は【資料 5】「各種納入ドキュメント一覧」を参照。

業 務 仕 様 書

1. 業務名

三重県公共工事設計積算システム機能改修業務（積算参考資料帳票出力機能追加）

2. 業務目的

工事費積算参考資料は、発注者の予定価格算定の条件を明示するもので、その出力機能については、従来エクセルにて作成した資料出力をシステムでの必要機能と位置付け、平成 27 年度の本システム構築時の機能追加として装備した。その後、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進に関する法律」の改正施行による予定価格事後公表案件の試行、下請け業者へのしわ寄せ防止等のため、積算条件の提示を直接工事費代価表レベルまで拡大することが予定されている。それに伴い、本システムからのデータ加工・帳票出力の機能を追加することにより、入札事務の省力化・作業の一連性確保を図るものである。

3. 業務内容

公共工事設計積算システムにおいて、下記の事項において機能改修にかかる開発業務を行うものとする。

（1）業務分析・計画打合せ

機能改修業務にかかる仕様検討及び仕様打合せを実施するものとする。

（2）システム修正・動作確認

入力画面、出力帳票及び計算処理の改修、動作確認を行うものとする。

（3）ドキュメント作成

追加、改修機能についてのシステム仕様書等を作成するものとする。

業 務 委 託 仕 様 書

1. 委託業務名

三重県公共工事設計積算システム機能改修業務委託（事後公表機能追加）

2. 業務内容

設計積算システムにおいて、以下の機能改修にかかる業務を行う。

- ① 正規工種の諸経費で積算した工事価格を元に、発注ランク（例 500 万円単位表示）を確認できる機能を追加する。
- ② 実施設計で事後公表の対象工事を選択した場合は、「主たる工種（例 河川工事）」を正規諸経費による積算をした上で、「概算諸経費」の概算工事価格を算出し、概算積算結果を帳票印刷する機能を追加する。
- ③ 本機能は、三重県のみ適用し各市町、外郭団体には適用しないものとする。
また、対象となる職種は、「C0：土木」、「C1：水道」、「C2：港湾・水産」、「C3：土地改良」、「C4：森林林業」、「C5：下水機械設備・電気設備」、「C6：公営電気」、「K0：土木機械設備」、「K3：土地改良施設機械」、「K7：土木機械設備点検・整備」とする。
- ④ 事後公表区分は、当初設計のみで選択可とし、変更設計は非対象とする。
- ⑤ 事後公表の設定区分の設計書は、総括情報表の「諸経費工種」名を「概算」から「主たる工種（例 河川工事（概算）」に変更し帳票出力する。
- ⑥ 事後公表の設定区分の設計書は、工事費積算参考資料の「諸経費工種」名を「概算」から「主たる工種（例 河川工事）」名に変更し帳票出力する。

（１）計画打合せ・業務分析

本業務にかかる仕様検討及び仕様打合せを実施するものとする。

（２）システム修正・動作確認

入力画面、出力帳票及び計算処理の改修、動作確認を行うものとする。

（３）ドキュメント作成

作業計画書、改修機能についてのシステム仕様書等を作成するものとする。

また、報告書には動作確認のチェックリストとその出力帳票を添付すること。

なお、発注者と協議の上、設計積算システム（予定価格事後公表用）操作マニュアルを作成すること。

業 務 委 託 仕 様 書

1. 委託業務名

三重県公共工事設計積算システム機能改修業務委託（事後公表機能追加その2）

2. 業務内容

設計積算システムにおいて、以下の機能改修にかかる業務を行う。

- ① 事後公表対象設計書が、事後公表対象区分をチェック「有/無」どちらで積算したか判別できるログ処理区分の機能を追加する。
- ② 事後公表対象区分のチェック「有/無」積算の判別は、設計書一覧画面及び設計書作成画面において「全積算」・「経費計算」ボタンを押したときのログを表示させる。
- ③ 事後公表対象区分をチェック「有/無」によって、アイコン色を「黄/青」にする。
- ④ 本機能は、三重県のみ適用し各市町、外郭団体には適用しないものとする。
また、対象となる職種は、「C0：土木」、「C1：水道」、「C2：港湾・水産」、「C3：土地改良」、「C4：森林林業」、「C5：下水機械設備・電気設備」、「C6：公営電気」、「K0：土木機械設備」、「K3：土地改良施設機械」、「K7：土木機械設備点検・整備」とする。

（1）計画打合せ・業務分析

本業務にかかる仕様検討及び仕様打合せを実施するものとする。

（2）システム修正・動作確認

入力画面、出力帳票及び計算処理の改修、動作確認を行うものとする。

（3）各種資料の作成

改修機能についてのシステム仕様書及び各種様式集に示す各種通知書、業務計画書、各種報告書等を作成するものとする。

なお、業務完了報告書には動作確認のチェックリストと改修されたログの出力帳票を添付すること。

（4）操作説明書の改訂

機能改修に伴い、操作説明書【利用者向け版】及び【管理者向け版】の改訂を行うこと。

＜参考＞ 廃棄物発生現場の指定から運搬処分比較・地図印刷までの操作手順 （一般利用者向け操作手順）

（凡例） 各システムの画面と指定する項目 連携ファイルとその内容 EXCEL 経済比較根拠資料 根拠地図

操作手順	発生現場 スタート地点	処理施設 目的地	運搬経路 Km	運搬費 円	処分費 円
① Web 建設物価「Map サービス」 ★現場位置、廃棄物品目、経路条件を指定して「走行ルートファイル出力」 ダウンロード	発生現場 位置指定	廃棄物 品目指定	高速道路 利用指定	-	-
鉄筋 Con 塊 2023... csv ★近隣施設 20 件の距離と処分費 アップロード	-	施設名称 住所	運搬距離 DID 有無	-	品目 受入料金
② 積算 S「建設廃棄物運搬処分費比較」 ★運搬条件を指定し「比較実行」と「根拠出力」 ダウンロード	-			運搬条件 指定	
40001001M 利用者 ID2023... xls ★近隣施設 20 件の運搬費と処分費	-	施設名称 住所	運搬距離 DID 有無	運搬費	品目 受入料金
EXCEL にボタンで取り込み ③ 積算 S「基準書ヘルプ」 建設廃棄物距離比較マクロ.xls ★単位換算したうえで、運搬処分費の合計額で経済比較する	-	施設名称 住所	運搬距離 DID 有無	運搬費 (換算)	品目 受入料金
④ Web 建設物価「Map サービス」 ★採用する処理施設への経路を経済比較の根拠地図（PDF）として出力する	(指定済)	採用する 処理施設 を指定	運搬経路 を表示し 地図印刷	-	-
⑤ Web 建設物価「Map サービス」 ★近隣処理施設の位置図を経済比較の根拠地図（PDF）として出力する	(指定済)	近隣施設 の位置図 を印刷	-	-	-

※ 毎年度 4 月・11 月の単価更新に合わせて「マップ EXCEL ファイル」の更新版を配付します。

※ 所属の担当者は、更新した「マップE X C E Lファイル」を Web 建設物価 Map サービスの「産廃処理施設マイマップ」として登録する作業が必要です。(必要に応じて見積施設を追加することもできます。)

三重県公共工事設計積算システムの再構築にかかる提案 及び提案内容に対する概算見積依頼書

■ 目次

1	三重県公共工事設計積算システムの経緯と現状	3
(1)	近年の経緯	3
(2)	現状	3
(3)	県と市町及び四日市港管理組合、並びにその他団体のネットワーク接続環境	3
(4)	現行積算システムの適用範囲	3
(5)	三重県の単価地区	4
(6)	現行積算システムの積算基準データ数・単価データ数	4
2	現行積算システムの詳細	4
(1)	積算機能	4
(2)	帳票出力機能	4
(3)	主な独自機能	5
(4)	現行積算システムの業務仕様書	6
3	次期積算システム再構築の狙い（解決したい課題）	6
(1)	ユーザーの使いやすいシステム	6
(2)	帳票対応	6
(3)	積算時の人為的ミスの防止	7
(4)	国の機関が発表する積算基準改定への遅滞なき対応	7
(5)	設計書の情報提供への対応	7
4	次期積算システム再構築の要件（案）	8
(1)	システム方式（開発方式と処理方式）	8
(2)	接続回線	8
(3)	利用者数	8
(4)	利用者環境	9
(ア)	保守契約期間	9
(イ)	機能要件 【様式 2】	9
(ウ)	構成機器・設置場所 【様式 3】	9
(エ)	ハードウェア保守（物理サーバ設置方式の場合）	10
(オ)	オペレーティングシステム、ミドルウェア、ソフトウェア製品等	10
(カ)	動作速度・操作性の確保	11
(キ)	開発スケジュール	11
(ク)	各利用権限向けマニュアルの作成と改定	11
(ケ)	次期積算システム導入に伴う現行積算システムからの各種データ引継ぎ	11
(コ)	成果品（再構築）	12
5	次期積算システム運用保守の要件（案）	12

(1) 運用時間・システム管理	12
(2) 業務報告・履行検査.....	12
(3) 基準改定作業	12
(4) 単価改定作業	13
(5) その他の改定作業	13
(6) 操作研修.....	13
(7) ヘルプデスク	14
(8) 運用・保守期間満了後の機器撤去及びデータ引継ぎについて	14
(9) サービスレベル協定.....	14
(10) その他事項	14
(11) 成果品（運用保守）	14

1 三重県公共工事設計積算システムの経緯と現状

(1) 近年の経緯

三重県公共工事積算システム(以下、積算システムという)の経緯は以下のとおりです。

平成 23 年 8 月 積算システム(第 4 期)運用開始

(27 市町及び四日市港管理組合、並びにその他 3 団体と共同利用を開始)

平成 27 年度 積算システム再構築

平成 28 年 4 月 積算システム(第 5 期)運用開始

(全 29 市町及び四日市港管理組合、並びにその他 3 団体と共同利用を開始)

令和 2 年度 積算システム再構築

令和 3 年 10 月 現行積算システム(第 6 期)運用開始

(2) 現状

現行積算システム(第 6 期)は、令和 8 年 9 月末に運用保守期限を迎えることから、老朽化した機器の更新も含めた運用期間の延長のほか、他社積算システムの導入も想定した次期積算システムの再構築についても検討しています。

現行積算システム及び想定する次期積算システム(案)の概要を【別紙 1】に示します。

(3) 県と市町及び四日市港管理組合、並びにその他団体のネットワーク接続環境

県と全 29 市町及び四日市港管理組合、並びにその他 3 団体が共同で積算システムを利用するため、インターネット接続としています。なお、三重県(本庁と各地域庁舎)のネットワーク環境は、令和 5 年 3 月からインターネット接続としています。

一部の単独地域機関においてはインターネット回線の速度が限られていることから、特に操作性(レスポンス)の確保が求められます。

ネットワーク接続の概要を【別紙 2】に示します。

なお、システム関連事業者の管理用端末からインターネットを経由して三重県の各種業務システムを保守できるよう「リモート保守環境」を提供しています。

(4) 現行積算システムの適用範囲

三重県では、県土整備部、農林水産部、企業庁の公共三部が積算システムを共同利用しています。参考として、三重県の利用部局を【別紙 3】に示します。

次に、公共三部で適用する積算基準書の一覧を、【別紙 4】に示します。また、業務の流れに対応するため【別紙 5】の設計書作成区分を設けています。

なお、公共三部以外にも利用している部署があります。

(5) 三重県の単価地区

三重県では、設計単価として、北勢から紀南までを全 29 地区に分割して、各地区毎に一般材料単価を設定しています。また、生コン・石材については、一部の地区割りを変更して単価を設定しています。単価地区の詳細を【別紙 6】に示します。

(6) 現行積算システムの積算基準データ数・単価データ数

【別紙 7】にデータ数を示します。

なお、国の機関の基準改定を受けて、工事関係は毎年 7 月、委託関係は毎年 11 月を基本とし、臨時を含めた年間最大 12 回の基準改定を実施しています。

また、設計単価表については、下記の頻度で単価改定を実施していきます。

労務単価（約 120 コード）：年 1 回改定

市場単価・標準単価（約 3,400 コード）：年 4 回改定

物価資料未掲載資材単価（約 7,400 コード）：年 2 回改定

※ただし、物価変動が発生した場合はこの限りでない

物価資料掲載資材単価（約 5,200 コード）：毎月改定

このことについて、上記の基準改定及び単価改定にあわせて、毎月、積算システムに適用し、改定内容を反映する必要があります。

なお、積算システムの精度を向上させるために、国の機関の監修等に基づいて発行されている以下の「全国標準の積算基準データ」を三重県と「市町及び四日市港管理組合、並びにその他 3 団体」が購入し利用しています。

- ・土木：（一財）日本建設情報総合センター(JACIC)積算基準データ
- ・港湾：（一財）港湾空港建設技術サービスセンター(SCOPE)港湾積算基準データ
- ・下水道：（公社）日本下水道協会データ(JSWA)（（一財）経済調査会提供）

その他の水道、土地改良、森林林業及び、三重県独自の歩掛については、「全国標準の積算データ」が市販されていないため、本業務において歩掛を作成し、運用業務の範囲で改定・保守を行います。独自の歩掛パッケージが利用可能であれば提案してください。

2 現行積算システムの詳細

(1) 積算機能

現行積算システムの機能一覧を【別紙 8】に示します。

利用権限は団体管理者、所属管理者、一般利用者、ゲストの 4 段階に分割し、各部署の意向に基づき使用できる機能を限定しています。

また、最上位には、管理機能やデータ抽出機能を含む全機能を利用できるシステム管理者の権限を設けています。

(2) 帳票出力機能

利用者が積算した設計書データを、必要な様式で印刷することができます。

- ①金入り設計書
- ②金抜き仕様書
- ③機労材集計表
- ④工事費積算参考資料（予定価格事後公表に関する三重県独自様式） 等

【別紙 9】として、金入り設計書と工事費積算参考資料等のサンプルを用意しています。必要な方は、依頼書の「6. 問い合わせ先」の担当者までお問い合わせください。

また、PDF、Excel 形式で出力し、編集・再利用することができます。

（3）主な独自機能

① 予定価格事後公表への対応

予定価格の事後公表に対応するため、担当者が三重県公共工事設計積算システムにおいて、発注ランク（規模）を確認したうえで、正規の設計額が分からないよう概算工事費で積算する機能です。参考に、平成 28 年度から平成 30 年度に契約した「機能改修業務委託」の仕様書を【別紙 11,12,13】に示します。

② 「工期設定支援システム」へのデータ連携

設計書データを、国土交通省が提供する「工期設定支援システム」に使用できる標準形式（CSV 形式）で出力しています。

なお、工期設定支援システムを利用することで、「積算外部委託において具体的な実施工程表を作成する」ことを目的としていますが、現在のところ、連携を拡張することで次のア、イ、ウを行っています。

ア.「交通誘導警備員配置日数」、「締切排水（水替え）日数」の積み上げ支援設計書データと連携し、施工手順に応じた範囲の作業日数を積み上げる作業です。

イ「1 日未満で完了する作業の積算」の判定支援

設計書データと連携し、半日又は 1 日作業となる施工を判定する作業です。

ウ. 水換え対象日数算出シート

設計書データと連携し、水替え対象日数を算定する作業です。

エ. 工期算出シート

設計書データと連携し、工期を算定する作業です。

③ 「建設廃棄物の運搬処分費の経済比較」

「Web 建設物価 Map サービス」で一括取得した運搬距離情報を新積算システムの「建設 廃棄物運搬処分費比較」画面に取り込んで、運搬処分費合計での経済比較をしています。【別紙 14】

④ 数量計算システム

三重県として実施はしていませんが、一団体が水道事業で実施しています。測量・設計データを積算システムに自動的に取り込む機能です。

⑤ 積算作業の外部委託化

公共事業の実施にあたって、災害発生時の繁忙期や職員業務の変化等を踏まえ、令和 5 年 4 月から、一部の業務において積算作業を設計コンサルタント等へ外部委託しています。金抜き仕様（概算単価）の別サーバを設置し、委託業者に正規単価が分からないように運用しています。

（4）現行積算システムの業務仕様書

令和 2 年度に契約した「構築・運用保守業務委託」の特記仕様書を【別紙 10】に示します。なお、一部の図表、様式等を省略していますので整合しない場合があります。また、ユーザ数等、現在と異なる仕様もありますのでご注意ください。

3 次期積算システム再構築の狙い（解決したい課題）

次期積算システムの再構築にあたって解決したい課題を示しますので、【様式 1】にて提案してください。

（1）ユーザーの使いやすいシステム

三重県では令和 3 年 10 月から現行の設計積算システムに移行しています。単価のコピーや追加等の操作を直感的に動かせる UI の提案をお願いします。

操作性について、ミドルウェアの利用が前提となる場合、必要なミドルウェアの名称を記載するとともに、ミドルウェア月額サポート費用についても見積をお願いします。

その際に、ミドルウェアが必要な場合は合わせて提案願います。

（2）帳票対応

三重県の運用に合わせるため、システムから出力した帳票を一部手入力で修正しており、利用者に負担が発生しています。

帳票を印刷した際、前回システムに比べ、帳票枚数が多く、チェックに時間を要しています。

（例）一部の歩掛において、同一条件の単価を複数入力した場合、同じ〇号単価表として出力してほしいが、複数印刷され、印刷枚数が多い

(3) 積算時の人為的ミスの防止

別基準の歩掛を使用している場合や、0 円単価の計上や 20t 以上の重機の算定時など、エラーチェックをおこない、人為的ミスの削減を目指したいと考えています。またそれらのエラーチェックをリスト化し、かつチェック項目を随時増やせるようにしたい。

(4) 国の機関が発表する積算基準改定への遅滞なき対応

① 業務体制とチェック体制

国の機関は例年、3 月末頃に積算基準の改定を発表します。これを受けて、三重県では工事関係 7 月、委託関係 11 月に三重県版積算基準の改定を発表していますが、同時に積算システムへも改定年版として適用させる必要があります。

現行システムに登録している施工単価のうち、標準データとして整備されていない施工単価（土地改良事業・治山林道事業・水道事業等）については、歩掛改定箇所の一つ一つを確認し、積算システムに適用することになります。

このことから、短期間での改定作業を前提とした、業務体制やチェック体制を提案してください。また、一括チェックツール等を使用した改定漏れの確認が可能であれば提案してください。

② 単価改定の積算システムへの適用ミスの防止

毎月の単価改定において、当月 25 日に提供する来月号の物価資料掲載資材単価データを来月 1 日に積算システムに適用します。

このことについて、単価データを漏れなく適切に積算システムに適用するための提案をお願いします。

③ 積算基準の改定に伴って必要となる機能追加への対応

積算基準の改定において、運用中の積算システムの機能では対応することが困難な内容があった場合、積算基準に適用させるまでに相当の時間と費用を要することもあります。

つきましては、速やかに積算基準の改定に対応でき、かつ追加費用を必要としない運用とできる提案をお願いします。

なお、現行積算システムの特記仕様書においては、「大幅な改定」、「新たな積算方式」等の用語を用いて可能な限り積算基準改定へ対応するよう規定しています。次期積算システムにおいては、「新たな積算方式」に伴う機能の追加を含めて、全ての積算基準改定に運用契約の範囲で遅滞なく対応することを想定しています。

(5) 設計書の情報提供への対応

現在、設計書の情報提供の事務処理を、各出先機関の担当者が、印刷された金入り設計書の任意のコードの規格等を手作業で表示しないようにし、テキストデータのコピーができない PDF を掲載しています。

つきましては、担当職員が、手作業で任意のコードの規格等を表示しないようにすることなく、テキストデータのコピーができない PDF が出力できるよう積算システムで対応したい。

参考実際に提供している設計書情報提供サービスの URL を記載します。

URL : <https://www.pref.mie.lg.jp/common/06/ci500016652.htm>

4 次期積算システム再構築の要件（案）

前述の経緯、現状、再構築の狙いを踏まえ、独自の優れたパッケージ、ノウハウ、システム構成を積極的に提案してください。

次期積算システムに対する要件（案）は、発注時の状況等により変化するため、本要件（案）をそのまま適用するとは限りません。

提案にあたって前提条件がある場合には、その旨を提案書に明記してください。

（1）システム方式（開発方式と処理方式）

開発方式は、三重県の要求する機能がカスタマイズ等により対応できるとともに、情報セキュリティも確保できる「物理サーバ設置方式（オンプレミス型）」を想定していますが、三重県の実環境において有利と想定される場合は「アプリケーションサービス利用方式」等を提案してください。

処理速度（応答性）のほかにも、パッケージソフトのインストール、バージョンアップ作業、ログイン作業等、クライアント PC への負荷や利用者の負担が極力少ないシステムとなるよう配慮してください。

提案には、「クライアント・サーバー方式（ターミナルサービス利用）」、「リッチクライアント方式」、「シンクライアント方式」、「ASP（SaaS）方式」、「WEB 型リッチクライアント方式」等、システム構成の意図に応じた名称を付けてください。

（2）接続回線

三重県行政 WAN（インターネット接続系）又はインターネット回線の利用を想定しています。

また、回線が細い場合や、地震・津波を含む大規模災害発生時に備え、可用性を向上するための提案をお願いします。

（3）利用者数

現行積算システムと同様に、市町及び四日市港管理組合、並びにその他団体と共同利用することを想定しています。

①ユーザ数

三重県：各部署計 1,000 ユーザ

共同利用団体：33 団体計 800 ユーザ

②同時接続可能数：170

運用実績から、県及び市町及び各団体の同時接続可能数は130、積算外部委託向けの同時接続可能数は40を想定しています。

なお、積算外部委託の実施拡大に合わせ、同時接続可能数を増加することも想定しています。

(4) 利用者環境

利用者の業務用端末（クライアント PC）の WEB ブラウザから利用することを想定しています。現時点で想定しているクライアント PC のスペックを示します。

- ① OS：Microsoft Windows 11（64bit 版）以降
- ②ブラウザ：Microsoft Edge
- ③CPU：最も低い性能で Intel Core i3（2 コア） 2.0GHz
- ④メインメモリ：最も少ない容量で 4GB
- ⑤HDD：最も少ない容量で 250GB
- ⑥ディスプレイ：15.6 インチ以上 1366×768 ドット以上
- ⑦回線速度：最も細い回線で 8Mbps

(ア) 保守契約期間

次期積算システムにかかる運用期間を運用開始後 5 年間として見積をお願いします。なお、運用期間に合わせたサーバ機器の構成・価格で見積をお願いします。

(イ) 機能要件【様式 2】

次期システムに要求する機能（案）を【様式 2】に記載してあります。

要件・仕様の決定にあたり、貴社積算システムパッケージの標準機能、カスタマイズにより実現可能な機能、完全ではないが一部実現できる機能、実現不可能な機能に分けて実現可否欄に記入してください。

なお、実現出来ない機能は、その理由や代替案を提案してください。

(ウ) 構成機器・設置場所【様式 3】

①物理サーバ設置方式（オンプレミス型）

- ・三重県の接続回線、利用者数及び保守契約期間と機能要件を考慮して、必要十分な性能を満たす最適なサーバ構成とします。
- ・ハードウェア障害や災害に対応するため、極力簡素化したうえで、システムの冗長化や遠隔地へのデータバックアップが可能な構成としてください。
- ・設置場所は発注者指定のデータセンターとします。サーバラックや管理用ディスプレイも含めて、機器設置方法、コロケーション等の費用も比較して最適なものを提案してください。この場合のデータセンター利用にかかる経費は別途契約とします。

- ・サーバ機器、管理用ディスプレイの他、ラック数、サイズ、重量、消費電力、入力プラグ形状も含めて記載してください。
- ・機器の別途発注を検討していますので、性能を満足する各メーカーの汎用サーバで運用不可能な場合、その理由を記載してください。

②アプリケーションサービス提供方式

三重県の接続回線、利用者数及び保守契約期間と機能要件、情報セキュリティを考慮して、必要十分な性能を満たすサービスを提案してください。

なお、日本国内のデータセンターに求められる信頼性を実現するための指標であるファシリティスタンダードでティア 3 相当以上の環境下で稼働しているインターネットデータセンターを選定してください。

(エ) ハードウェア保守（物理サーバ設置方式の場合）

①保守対象

保守対象は、受注者が納入した全てのハードウェアとします。全運用期間において次期積算システムが常に正常な機能を保つよう、構成機器の保守を行うこととします。

②保守内容

障害時保守および定期保守をオンサイトにて行うこととします。

障害時保守は、障害箇所の特特定、部品交換等の原因除去のための適切な処置、障害回復後の正常動作確認を行うこととします。

定期保守は、年 1 回以上実施し、目視、異常音及び異臭の確認、稼働部分の注油、清掃、ハードウェアチェックプログラムの実行等を行うこととします。また、内部電池等の消耗に備え適切に交換を行うこととします。

(オ) オペレーティングシステム、ミドルウェア、ソフトウェア製品等

積算システム稼働に必要な全てのオペレーティングシステム、ミドルウェア、ソフトウェア製品を調達範囲とします。

保有ライセンスは【別紙 10】現行システムの特記仕様に準じますが、下記のクライアントアクセスライセンス（CAL）を新たに保有しています。

①EMSE3(enterprise Mobility + security)：三重県職員分を保有している。

(Microsoft Windows Server の CAL ライセンスも含まれる)

・Microsoft Windows Server を使用する場合、2022 を採用すること。

・Microsoft Windows Server のクライアントアクセスライセンス(CAL)が必要な場合、共同利用団体分として 900 ライセンス、外部委託先(民間コンサルタント)分として 100 ライセンスの合計 1,000 ライセンスを本構築・運用保守業務において調達すること。

積算システムで使用する全てのソフトウェアについては、契約後に示す「三重県電子情報安全対策基準」に基づき、随時、最新版へのアップデートを行うことを基本とします。

なお、関連するドキュメント、マニュアル等の更新作業も行うこととします。

(カ) 動作速度・操作性の確保

次期積算システムの操作性について、ミドルウェアの利用が前提となる場合、必要なミドルウェアの名称を記載するとともに、ミドルウェア月額サポート費用についても見積をお願いします。

(キ) 開発スケジュール

次期積算システムの開発期間(契約から運用開始まで)を **12**ヶ月と想定しています。
これにより難しい場合は、**契約時期**や契約から運用開始に至るまで想定される期間(契約から要件の協議／機器調達／積算システム設計開発／各種テスト／データ移行／試行運用を経て本番運用を開始するまでの期間)を月単位で見積書等に記載してください。

(ク) 各利用権限向けマニュアルの作成と改定

積算システムを利用者向けの操作マニュアル及び積算システム管理者向けの管理マニュアルを作成し、機能追加時には随時、改定することとします。

なお、操作状況に応じたオンラインマニュアル、Q&A 集等による業務の効率化ができる場合は提案をお願いします。

(ケ) 次期積算システム導入に伴う現行積算システムからの各種データ引継ぎ

複数年度にわたる事業となる実施中の設計書について、引き続き使用できる必要があります。

なお、各種データ設計書の引継ぎにあたっては、積算金額等の連続性を極力確保しますが、三重県独自仕様となっている部分については、業務の見直しと標準化を図るものとし、完全な一致は求めません。

次期積算システムの導入時には、後日、精算変更せざるを得ない設計書データ(最大 200 件程度)を現行積算システムから移行することを想定しています。また、移行する設計書に利用されている旧年版の積算基準、機械単価データ、労務単価データ、資材単価データを含め、次期積算システムで使えるように、移行又は新規登録することを想定しています。

現行積算システムからのデータ抽出作業は、現行積算システムの事業者が対応しますが、次期積算システムへの移行作業は次期積算システム事業者が対応することを想定しています。旧年版の全国標準データの利用、データの調整等、必要な項目は別途協議を行うこととします。

(コ) 成果品（再構築）

現行積算システムの特記仕様書に準じるものとします。

- ①三重県公共工事設計積算システム一式
- ②積算システム設計書（基本・詳細等）
- ③積算システム構成図
- ④積算システム再構築業務作業報告書
- ⑤利用者向け操作マニュアル一式
- ⑥管理者向け管理マニュアル一式 等

5 次期積算システム運用保守の要件（案）

(1) 運用時間・システム管理

積算システムの運用時間は休日を含む365日を基本とします。ただし、夜間は日々のバックアップ作業等のため、運用を停止することを想定しています。なお、バックアップにかかる時間は3：00～6：00を想定しています。

改定年版の適用やシステムメンテナンス等により、一時的に積算システムの停止が必要となる場合はこの限りではありません。

また、災害発生時及び国の機関が行う会計検査の対応等の業務繁忙期においては、臨時に24時間利用ができるよう考慮してください。

物理サーバ設置方式では、事前に三重県のネットワーク管理者の承認を得たうえで【別紙2】に示した「リモート保守環境」を利用できます。

また、障害検知メールの自動送信ツール等を導入できます。

(2) 業務報告・履行検査

毎月1回、運用保守業務全体の月次報告を行い、三重県の承認を得るものとします。また、4半期ごとの履行検査を行うものとします。ただし、故障対応を行った場合は、その都度、報告を行い、発注者の承認を得ることとします。

(3) 基準改定作業

積算基準及び三重県独自運用の改定に合わせ、7月及び11月を基本とし、臨時を含めた年間最大12回までの年版改定を行うこととします。

想定する作業の流れは下記のとおりです。

- ①積算基準改定資料の収集：発注者

（国の機関等のホームページで発表される改定については受注者も収集するものとします。）

- ②積算基準改定資料の積算システムへの影響範囲の確認・洗い出し：受注者
- ③システムの基準データの改定：受注者
- ④積算基準改定に伴う積算システムの機能改修：受注者
- ⑤積算システム改定年版の動作検証：受注者と発注者

⑥積算システム改定年版の適用：受注者

なお、「全国標準の積算基準データ」を利用する場合、相当作業の省略が可能と考えています。

(4) 単価改定作業

年間改定回数は、12回を想定し、原則、当月25日に規定された様式で提供する来月号の単価データを来月1日に積算システムに適用します。

また、国の機関が発表する労務単価、建設機械等損料算定表及び各職種の独自単価も随時改定します。

これまでの単価改定コード数は年間約18,000コードです。

想定する作業の流れは下記のとおりです。

- ①機労材改定データの調査：発注者
- ②「物価調査会と経済調査会の平均単価」の作成：発注者又は受注者
- ③積算システムの単価データの改定、追加、削除：受注者
- ④積算システム改定年版の動作検証：受注者と発注者
- ⑤積算システム改定年版の適用：受注者

(5) その他の改定作業

以下の改定作業も実施することとします。

- ・帳票の追加及び削除、帳票類のレイアウト変更、表示項目の変更等
- ・警告表示等の追加、修正、削除等

(6) 操作研修

利用者を対象とした下記の操作研修を実施してください。

発注者は会場の設営、操作端末の設置、利用者への開催周知を行うので、半日を1回として操作説明の講師を行ってください。

併せてアンケート調査を実施し、その集計解析結果から、より効果的な研修としてください。

①稼動前研修

次期積算システムの稼動前に実施する、最大1,800名の全利用者を対象とした操作研修です。

インターネットによるWEB研修を想定しています。(1回20～30名程度で11会場 各4～6回程度を想定) 研修環境については発注者が準備します。

②新規利用者研修

新規利用者等(積算外部委託受注者含む)を対象に毎年6回(各回最大20名程度)実施する操作研修です。

会場は三重県庁周辺の会議室の使用を想定しています。

(7) ヘルプデスク

積算システムの操作、障害対応、クライアント PC の設定等、利用者からの問い合わせに対応することを目的として設置します。

対応時間は、三重県庁開庁日 9:00～17:00 を基本としますが、これ以外の時間においても対応可能であれば提案してください。

特に、次期積算システムの運用開始から半年程度は特に問い合わせ件数が増えることが予想されますので、体制強化も考慮してください。

(8) 運用・保守期間満了後の機器撤去及びデータ引継ぎについて

運用・保守期間満了後には、サーバ機器を撤去し、発注者が指定する場所まで運搬してください。なお、運搬場所は三重県庁内（県土整備部技術管理課）を想定しています。

なお、積算システムの一部は縮退運用することを想定しています。

また、運用保守期間満了時には、下記の各種データを汎用形式で抽出し、ハードディスク等で提出してください。

- ①利用中の設計書データ
- ②積算基準データ及び設計単価データ
- ③操作ログ 等

なお、①②のデータは次々期積算システム受注者へ引き継ぐこととします。

(9) サービスレベル協定

現行積算システムでは運用保守業務の品質評価を行うため、協議により決定したうえでサービスレベル協定を締結しています。

次期積算システムにおいても同様の品質評価を行うことを想定しています。品質評価の手法について提案をお願いします。

(10) その他事項

BCP 計画、情報セキュリティ対策、発注者業務支援、障害対応、災害対応、訓練、常駐 SE、現行システムの撤去については、【別紙 10】現行積算システムの特記仕様基準に準じるものとします。

(11) 成果品（運用保守）

現行積算システムの特記仕様書に準じるものとします。

- ①業務計画書
- ②業務打合せ簿
- ③問い合わせ対応一覧表
- ④研修結果報告書
- ⑤改定作業会議報告書
- ⑥月次作業報告書 等